





兌換券の發行を要すべきは論なき耳。元來兌換券は手形の進化したる者にして、恰も銀行手形が荷爲替手形又は商業手形より進化せるが如きの跡ありて畢竟手形の化身たるに外ならず、只手形の流通範圍は限定的にして狹隘なれども兌換券の流通は一般にして廣大なるの差違ある耳。故に中央銀行が其行務を料理し割引方策を定るに當り兌換券の發行最も慎重の注意を取らざる可らず實に其發行は如何なる場合に於ても金融の圓滑を圖る爲め必要缺く可らざるに出でざる可らず抑々割引方策は素と統一を尙ぶ統一を缺く所の方策は其効力決して全きを得ざるなり、其之を保つ第一要件は第一編第二章第十目に於て論じたる兌換券發行機關の唯一たるべきこと是なり。然るに方今我國及佛、露、埃、匈、帝、鄂等數國を除くの外尙ほ多數の發行銀行を有するもの少からず即ち北米合衆國の如きは兌換券發行銀行實に六千九百九十九行、西曆千九百零六年十一月にして資本最小限を二萬五千弗とす、瑞西の小なる尙ほ三十六行、西曆千九百零五年末の多きを數へ發行紙幣約二億四千四百七十五萬法なり、其不便知るべき耳、而して英國に於ては西曆千八百四十四五年の改正銀行法施行の初に於ては英倫銀行の外發行銀行三百四

行を認め、今歲西曆千九百零八年五月著しく減少せしと雖も尙ほ全國に於て中央銀行の外四十一(内二十六は英倫)を數へ其發行高總額約二千九百萬磅中千四十二萬餘磅を占む獨逸の情況も亦頗る英國に類似す即ち帝國創設の際には三十三の兌換券發行銀行を有せしに、西曆千八百七十五年三月一日の銀行法に依り其發行權を拋棄したる者二十行、爾後營業期限の経過若くは株主の決議に依り發行資格を喪失若くは拋棄したる者九行ありと雖も、方今西曆千九百零八年尙ほ帝國銀行の外四行を存す、元來英獨の如き銀行法に據りて發行の統一を期するは容易の業に非ずと雖も法の精神中央集權主義に在るは瞭然として疑ふべきものなし、獨逸帝國銀行が其發行の不統一に苦しみ他の發行銀行の營業行爲の上に制限を置きしは既論の如し而して其違反の場合に於ては發行權の全部の剝奪を以て其制裁とす然れども今哉發行銀行の數大に減じ中央發行機關の勢力漸く増加し帝國銀行は事實上獨逸帝國の中央兌換券發行銀行となれり、今其實況を見るに西曆千八百九十九年の一箇年間獨逸國內に於て流通したる兌換券平均總額十三億二千二百二十萬三千馬の内十一億四千七百七十五萬二千馬は帝國銀行の發行に係り、地はバイ



エルン銀行、ヴルナムベルヒ銀行等六行の發行に係るものとす。爾後の景況益々中央集權に傾き、西曆千九百六年の中央銀行の發行平均は十五億三千三百三十餘萬馬して約七千六百萬馬はバイエルン銀行等四行の發行に係るものとす。

第三目 割引すべき手形の選擇及與信所の必要

北米合衆國は姑く措き、歐洲列國中最も注目すべきは英佛獨露、埃匈帝國等なりとす。就中佛露、埃匈帝國の三國は法律上より、英獨兩國は事實上より、孰れも中央集權的兌換銀行制度を採り、英倫銀行(西曆千六百九十四年創立)、佛蘭西銀行(西曆千八百零一年創立)及獨逸帝國銀行(西曆千八百七十六年一月一日創業)の如きは世界に於ける最も有力なる中央銀行にして、刻下採りつゝある所の割引方策に就ては最も注意せざる可らざるものあり。蓋し中央銀行が必要により、或は手形を割引し、或は手形を購入するは其本分なるを以て、其手形の選擇には最も留意せざるを得ず。

元來手形は適法なる商取引より生じたる者に非ずんば正當なる者と認め難く、其事實を捏造し支拂人を假設するが如き又は引受人の署名を偽造したる者の如きは割引を受くべき資格なきものと認めざるを得ず。而して株券賣買を以て専業

とする投機的會社即ち英語に所謂「ファイナンシアルコムパニー」に類する銀行が其投機事業の爲に取引所に提供すべき資金調達の目的を以て振出したる手形獨語に所謂「フィナンツウエックセル」即ち融通爲替の如きも割引を受くべき資格を有せざる者なるを以て銀行は力めて之を排斥せざる可らざるなり。然れども獨逸帝國銀行は非商工業者の振出せる手形に對して特に割引を爲すの場合なしとせず、即ち農民が多少其收穫期迄に又は羊毛布の開市期迄に一時資金の必要を感ずることあり、此の如き場合に帝國銀行は特に地主の振出したる手形に對して資金の融通をなし、此種の手形に限り書替を許すことあり、然れども此場合に於ては必ず信用確實なる者三名以上の署名を要し、而して其期限は決して三箇月を超えるを得ざるものとす。是れ蓋し獨逸帝國銀行と該國農業黨との間に成立する或格段なる關係より生ずるものにして、他國に於て其例を見ざる所なり。

爲替手形の外約束手形も行はれざるに非ずと雖も約束手形は獨逸に於ては適法なる商取引より生ずること極めて稀なるにより、獨逸帝國銀行は其割引の請求に應ぜざるを通例とす。是れ實地の必要なきに由るものにして、當然の措置と謂ふ



を得べし、然るに佛國は全く其事情を異にし佛蘭西銀行は約束手形の割引を爲すを憚らず、元來約束手形は其使用、一地方の取引又は小取引に限るものにして所在を隔つる所の大商就中商業の中心間に行はるゝ所謂一等手形に屬せざるを以て中央銀行の取扱品に相當せざるは論を俟たず、佛蘭西銀行の之を取扱ふ結果は小商に伏在せる通弊を助長するの勢あるは夙に世人の認識せる所なり、然るに獨逸に於ては例の通帳を以てする掛賣なるもの行はれ同様の弊を免れず、佛國に於ては今や通帳にての賣買は殆ど其迹を絶つに至れり

由來佛國は倉庫業を以て鳴り、西曆千八百五十八年五月二十八日の法律に基き佛蘭西銀行は倉荷證書に對して貸付又は割引を爲すことを得るものとす、之に反して獨逸に於てはブレイメン及エルザス、ロートリンゲン地方の如く倉荷證書に付き限地法の行はる地方に於ては尙且つ倉荷證書の占有は直に在庫品に對する占有と認められざるを以て、證書に署名あるのみにて足れりとせず、進て債務者の支拂能力を問ひ其資力支拂に堪ゆべしと認められたる場合に非れば證書を安全なる手形の基礎又は手形其自身とは到底見做すこと能はざるなり

斯の如く手形の割引に注意を要するに由り其取引漸く頻繁となるに伴ひ手形關係者の身元を精査するの必要を生じ、其調査を掌る所の機關を要す、所謂興信所なる者はなり、佛國に於ては興信所を佛蘭西銀行の貸付掛に隸屬し銀行委員會の發議に依り委員中より十二名を選任して之を構成す、銀行委員は尠くとも拾株以上を有する佛蘭西銀行の株主に限るものとす、獨逸帝國銀行の附屬興信所は同行役員のみを以て組成せらる露西亞銀行の興信所組織も亦獨逸帝國銀行に酷似す、斯の如く獨佛兩國の興信所は多少其組織を異にするも其所員に選任せらるべき者は孰れも非凡の手腕を有し、汎く社會百般の事情に精通し、商工業界に信用を博し、面かも成るべく獨立の地位を有する所の人士たらざる可らざるの一點に至りては即ち一なり、興信所には信用簿なる一種の帳簿を備へ手形の振出人、讓渡人又は第三者例せば引受人を始めとし、苟も銀行と取引ある者にして銀行に對し手形上の債務を負ふ場合には其金融を一切此帳簿に記入し其金額が當事者の信用極度に達せりと認むるときは最早其れ以上の手形に對しては割引を爲さるゝを以て原則す



元來複雑なる産業界に介在し紛淆究りなき經濟事情を詳悉するは信用機關たる興信所の調査に依頼するの捷徑たるに如かず、英國は西曆千八百三十年に、米國は同千八百四十一年に、佛國は同千八百五十七年に、獨逸は同千八百五十九年に、各種の機關を設けて、商工業者に便宜を與へ、爾來漸次發達をなし、今や歐米著名の都府にして興信所の設置あらざるはなきに至れり、我國に於ては明治二十五年四月初めて大阪に商業興信所なるもの起り、次て明治二十九年二月東京に於ても亦東京興信所なる者創立せられ、今や此兩機關東西相呼應して信用調査をなし、商工業者に便利を與ふるのみならず、延て歐米の興信所とも聯絡を付け、氣脈相通じ居るを以て之に頼て大抵各地の商況の概要を察察するを得るに至れり、(甲種附錄第二號參觀)

第四目 中央銀行にて割引すべき手形の期限

又銀行の割引すべき手形は資金回收の容易なる者たるを要す、換言すれば其支拂期日は成るべく短期の者たらざるを得ず、抑々兌換券發行銀行は不意に正金引出の請求に遭遇することを豫期せざる可らず、普通銀行が融通を要するときは其

我國の興信所

中央銀行が割引すべき手形の最長期間を定むる

所有の手形の再割引を中央銀行其他に求むることを得べしと雖も、中央銀行は通例再割引を求むるを得ずして、事急なるときは援助を外國銀行に求め、又は外國より現金を招致するに足る丈利率を増加せざるを得ず、然るに我國は地形上中心市場を隔つること遠く、右兩様の術を有効に施すこと甚だ難く、内國市場に應ずる爲には他國の中央銀行よりも多く發行餘力を存せざるを得ず、外國市場に應ずるには強大なる正貨準備を蓄ふるを要するは論を俟たず、我國割引方策の衝に當る者は常に此事に注意せざるを得ずして、他國より一層の勉勵と精巧とを要するは地形上蓋し已を得ざるの勢なりとす

中央銀行が割引すべき手形の最長期間には凡そ一定の期限あるを要す、而して其期限は定款を以て之を定むるを好しとす、我國に於ては之を百日と定む蓋し其當を得たるものと云つべし、其最長期間を定むるを必要とする理由は、管に手形の確實(長期の者は市場の變動に遭遇し易きを以て假令割引當時に於て振出人其他の關係人確實なりと雖も期限の危険あるを免れず)なるを要するのみならず、中央銀行は割引の爲め兌換券を發行するを以て手形は其引換準備として之を視ざる可ら



割引に就  
ての附則

ざるの必要あるに由る故に實際に於ては其最長期は多少屈伸的のものたらざるを得ず、單に成規の期限は僅々數日を超過するを以て全然無情なる拒絶の理由となす可らず、換言すれば無情に門前拂を爲すを以て能事となす可らず、其手形にして確實なる者なるときは須らく他行をして一旦割引を爲さしめ、成期の期限を待て再割引を爲すを豫約するが如き深切なる取扱を爲すを要す、然りと雖も著しく期限を超過する者の如きは固より正當なる拒絶の原因たるや論なき耳

以上論する者の外中央銀行の割引貸付の最長期を定むるを必要とする一二の理由あり、何ぞや他なし中央銀行は確實の上にも確實たらざるを得ざるは論なく又努めて情弊の纏綿するを避けざる可らず、即ち長期の手形は期限より生じ得べき危険を包含するのみならず或は一黨派一會社の長期の手形を割引し、他日抜く可らざるの關係を生ずるの虞なしとせず、又長期の手形は巨商に多く小商に少きを以て其確實なるの故を以て富豪の振出に係る長期の手形を割引し、其不確實なるの故を以て小商の振出したる短期の手形を拒絶することあるときは、小商の輩は自己の信用如何を顧みず、中央銀行は豪商に私するものなりとの流言を放つな

さを保せず、斯の如き無稽の蜚語流言は固より齒牙に懸るに足らずと雖も、市場の情況に依りては多少の障礙を爲すなしとせず、國家の爲め之を忍ぶの必要あれば固より憚る所なしと雖も、何等の必要なに假令些少の障礙と雖も其發生を促すの間隙を残すことは之を避るを得策とす、是に於てか佛蘭西銀行及獨逸帝國銀行の如きも其割引する所の手形の最長期を孰れも三箇月とす、事久ふして變多し實に至當の制限なりと云つへし、今試に過去數年間に兩國中央銀行が割引したる手形の期限を見るに左表の如し、以て三箇月の期限は實際に於ても亦財界の需要に適せるを證するに足れり

第三表

西曆	銀行別	佛蘭西銀行	獨逸帝國銀行
一八九五年		二五、〇〇	四二、五〇
一八九六年		二七、二〇	四五、〇〇
一八九七年		二七、三三	三七、五〇

第二章 手形の割引及其取扱 第一節 割引方法 第四目 中央銀行にて割引すべき手形の期限 一七

中央銀行  
と市場  
の利率  
との關係



一八九八	二七、五〇	三七、五〇
一八九九	二七、六〇	三八、〇〇
一九〇〇	二六、九二	三六、二三
一九〇一	二一、四七	三七、五〇
一九〇二	二一、〇〇	三九、〇〇
一九〇三	二一、八八	三七、五〇
一九〇四	二三、六一	三七、〇〇
一九〇五	二〇、九二	三七、五〇
一九〇六	二四、〇四	三五、五〇
一九〇七	二六、二八	三四、六八
一九〇八	二五、六五	

英倫銀行の報告は或點に於ては獨佛兩國の中央銀行の如く精密ならず其割引したる手形の平均期日は之を調査すること頗る難し而して其内規は之を秘密に

附するを以て我國及獨佛兩國の如く割引すべき手形の期限に付て一定の規則存するや否やを知る能はずと雖も之を事實に徴するに割引の期限は任意的取扱を爲し得べきものゝ如し、則ち英倫銀行が長期の手形の割引を爲すは概ね外國貿易より生ずる者にして所謂外國手形なるが如し、其他英倫銀行の割引額は比較的少額に過ぎず是れ割引方策上注意すべきの一事たり、蓋し斯の如くなるは英國は夙に銀行の發達を以て鳴り内國手形の如きは普通銀行の取扱に委するを以て足れりとすと雖も、外國爲替に至りては中央銀行が尙ほ大に留意する所なるに由るものなりと云はざるを得ず、畢竟銀行定款其他有効なる手續を以て手形割引の最長期を定むるは銀行の安全を期し、併て一般公衆をして豫め準據する所あるを知らめんとするの意に外ならず若し夫れ割引事業其ものに至りては當然銀行の任意に屬せしむべきものにして、銀行は固より其意に反して割引を爲さざる可らざるの義務を有せず而して利率の増減の如きは銀行營業上の駆引に屬し固より立法府若くは行政府の干渉を許すべきものに非ざるなり

第五目 同上手形面金額最小限



小額手形  
取扱の費用

又中央銀行の割引すべき手形の最小限を定むるの例あり則ち佛國の如きは西曆千八百九十七八年比に支店(西曆千九百八年には百二十七を數へ其他代理店及出張所を加ふれば總數四百七十八ヶ所となる)に於て割引する所の手形の最小限を五法と定めたり是に於て十法以下の手形額に増加し西曆千八百九十七年には二萬二千九百十枚に止まりしが同九十八年には十九萬二十枚同九十九年には二十萬八千六百枚となり爾來少しく減少の勢を示せしと雖も西曆千九百五年には十六萬七千六百六十二枚となり八年に於ては二十四萬三千六百七十五枚となり之を昔日に比し實に同年の論に非ず元來小額手形の取扱は費用多くして銀行の利益を減ずるは數の免れざる所にして之を英國郵便局の例に照すに斯の如き小額手形二十枚以上を取扱ふには費用殆ど手形額面の半に達す然るに佛國中央銀行が能く之に堪ゆる所以のものは其取引巨大にして地方面の利益を以て損失を償ふことを得るに依る而して西曆千九百六年佛國中央銀行が割引したる手形の平均額面は前年の五百七十二法八十四參に對し六百八十二法半にして多少増進の傾きあり而して七年中の平均は七百三十七法なり又獨逸の平均は三十九年に

は二千七百六十馬にして前年に比し約百馬の増加なり

第六目 割引歩合を定むるに就ての注意

元來定利法なる者は割引方策の運用なり世人或は定利法と割引方策とを混同して之を同一視する者なきに非ずと雖も是の如きは一大謬見たるを免れず夫れ割引方策は之を大にしては市場を整理し之を小にしては銀行の安全を圖るの一種の方略にして定利法は其進退駆引を測定し其効力を全ふする手段に外ならず即ち一は大綱にして一は之を屈伸張弛するの施術なり略と術とは自ら差あり豈に之を同視するを得ん哉然りと雖も施術の巧拙は方略の結果に多大の關係を及すを以て固より大に留意せざんばある可らざるは論を俟たず若し夫れ中央銀行の利率にして普通銀行の利率より低からしめ其差違をして普通銀行が中央銀行より割引を受け其資金を以て公衆に對し手形の割引を爲し其差違を利するの度に至らしめん乎普通銀行は自己營業の爲め慎重ならず只中央銀行より割引を得るに急にして他を顧るに暇あらず不當の取引を獎勵し或は投機を誘發することなきを保せず若し夫れ商工の事業盛ならずして資金の需用急ならず一般銀行の

中央銀行  
の利率と市  
場利率との  
關係



勢力微々として振はず假令中央銀行が唯一發行機關ならずとするも最大の資金供給者にして市場の牛耳全く其手中にあるが如き時代に於ては中央銀行の利率能く市場を左右するを得べしと雖も今哉即ち然らず中央銀行外に有力なる大銀行の存する少からず且つ市場の情況は資金を得るに急にして獨り中央銀行のみに依り其需用を充す能はず必ず普通銀行に依らざるを得ず果して然らば市場を支配する若は普通銀行利率にして中央銀行の利率に非ず若し兩者の間に差違ありて後者前者より低きときは俗に所謂鞘取の弊を免れず事業者は高利の資金を使用し毫も利する所なく中央銀行は或は鞘取者流の爲め不良不善の手形證券類を掌握するの虞なしとせず豈に戒めざる可ん哉中央率にして普通率より高からん乎前陳の如き弊を見るの虞なしと雖も是れ亦程度の問題にして其度合は之を投機鞘取を防ぐに足るの點に止めざる可らず此點を超過するときは中央銀行は正當に其資金を運用すること能はざるべし然らば即ち金利は宜く高かる可き歟將た又低かる可き歟是れ普く世俗に起る所の問題なり

抑々金利は需給の原則に據り高かる可らず低かる可らず自ら定則ありて其程

度を得るを必要とすと雖も低きに失せんよりは寧ろ高きに失するを好しとす慢に金利を引下るが如きは假令其時期短くして敢て銀行の支拂力を損するに至らずと雖も多少會社の投機熱を誘發するの原動力となるを免れず即ち金利低ければ新事業を起すに都合好く甚しきに至りては新事業と因縁淺からざる彼の株式相場師の如きは金利の漸次降下するを視て狂喜措く能はず叨りに前途の有望を叫んで人氣を所謂投機的有價證券に集中せしめ其價昂騰するに及んては即ち揚言して是れ工業隆盛に赴ける吉兆なり實業發達の嘉象なりとし己を欺き社會を欺き以て人心を眩惑す弊害是より大なるはなし夫れ斯の如くにして財界の秩序紊亂せざらんと欲すと雖も豈に得可ん哉之を内外古今の史乘に徴するに慨然として歎じ悚然として怖れざるを得ざるもの少しとせず利率選定の當否が財界の利害に關すること夫れ斯の如し當局の慎重なる注意を要する論なき耳

第七目 階段割引併に參加利子及質物に依る利率の區分

茲に又大に注意すべきの價值ある割引方法あり何ぞ哉階段割引法なる者はなり蓋し階段割引法とは割引期限は最長期中に於て手形期限の異なるに従ひ割引

階段割引法

第二章 手形の割引及其他の取扱 第一節 割引方法 第六目 階段割引並に參加利子及質物に依る利率の區分

一〇



率に種々の階段を設くるものなり。是れ預金事務に於て引出期限の異なるに従ひ  
利子歩合を異にすると同一の理由に基くものにして理に於て間然する所なし其  
實行に最も肝要なるは割引の最低率を定むる事是なり。其程度は市場の便宜を妨  
げず銀行の自衛を失はざるの點にあり。英露兩國の中央銀行の如き此方法を利用  
し特功を收む宜しく鑑みるべきなり。

取引所の有價證券の投機は主として月末取引計算取引形式は直取引なるも實  
際の引渡を爲さず事實定期取引を行ふものに依るものなり。此種の取引より生ず  
る資金融通の依頼に對しては獨露兩國の中央銀行の爲す所頗る注意すべき價値  
あり。即ち獨逸中央銀行は月末四箇日又は月首一箇日に手形若くは有價證券を擔  
保として貸付をなすには少くとも七日間の参加利子を要求し又各三箇月期の終  
の四箇日又は始の一箇日には一般に資金の需要を増す時期なるを以て此時は特  
に十四日間の参加利子を要求す。然れども一般貸付に對しては單に辨濟日迄の利  
子を支拂はしむるに止まるは勿論なり。清國の錢莊に於ても加頭と稱し普通の利  
率に少許の率を加ふることあり。即ち千兩に付き一日四五歩の増歩を請求するが

取引所の  
計算に  
加算す  
るに  
要す

如し割引にも之を存す

又露西亞帝國銀行は更に定額率なる他の方法を按し、獨逸帝國銀行と等しく有  
價證券の種類に依り貸付高に夫々特別の制限を設くる外尙ほ有價證券の種類に  
従ひ其貸付金の利子の歩合を異にす。即ち露國大藏省の刊行に係る財政通信に掲  
げたる西曆千九百年七月一日の貸付利率を見るに左の如し

- 第一種 四分利付露西亞公債の擔保に對しては 六分
- 第二種 第一種外の政府發行に係る證券又は政府の保證ある有價證券債券町  
村立信用機關の債券併に土地抵當債券の擔保に對しては 六分五厘
- 第三種 右の外承認せられたる各種證券外國公債若くは各種工業若くは鐵道  
會社株券の擔保に對しては 七分五厘

而して右に對する貸付制限高は第一種にありては時價の九割第二種にありて  
は八割第三種にありては七割五分とす。我國に於ても貸付割引に關し國債證券と  
地方債證券との間に等差を設くるの新例を開けり蓋し當然のことと云ふべし  
是等の方法は割引に非ずして貸付の方法に屬すと雖も割引方策と密接の關係



を有し割引歩合を増加するに従ひ有價證券の價格は順次に下落し増擔保の差入を要するが如き結果を來すことなきを保せず、或は有價證券貸付金の一部又は全部を返却せざる可からざるの結果を生ずべく隨て市場の情况及銀行の資力に關係を生ずべきを以て因に茲に一言す

#### 第八目 恐慌に處する割引方策

投機熱の初期に際し恐慌將來來らんとするの兆あるときは速かに割引歩合を引上げ以て經濟界に於ける不健康の分子を抑制し恐慌既に去るの後は漸次に之を引下げ以て經濟界の變調を治め健全なる市況の恢復を努むるは投機に處するの原則なり、蓋し投機の發生は需用の不當なる増加に因り或物品の生産又は取引が格別に有利の業となるにあり、而して其結果此の好景氣の生産若くは分配事業に對し所謂思惑を生じ資金溶々として之に向て注流するに至るは勢の免れざる所のものなり、此時に當り豈に其狂瀾を壓し怒濤を治むるの術なしとせんや、是れ亦割引方策を必要とする所以なり、然るに此の見易さの情勢を察せず、當然増加すべきに際し利子割引歩合を増加せざるときは公衆をして生産の狀況販路の關係

資金需給  
に關し然  
理上當然  
の順序

信用經濟  
上實地に  
起る情況

を辨知するに暇あらしめず、或は生産額併に販賣額に關する統計を明にせず、若くは金融市場の狀況外國爲替相場の如何に關せず全速力を以て其生産を繼續せしめ其間豫知す可らざるの出來事に遭遇し爲に投機熱は實際の好景氣を超えて昇騰し所謂過度の投機となり、生産若くは販賣上の恐慌を來たし、一部若くは全般の物價下落となり、生産者は生産物の價格の低落に因り販賣者は需要の減少に因り孰れも利益を失ふに至るべし、恐慌一部に止まる場合に於ては資本、勞力此部より去て他の部に向ひ恐慌全般に亘り百業停止の場合に於ては遂に復た放資の途なきに至り、爲に一般金融市場に於て資金需給の關係を一變し、資金の相場亦下落せざるを得ず、蓋し資金需給の如何は其使用價格如何にありて存じ、商工業沈衰の際には資本の需用を減じ其使用價格を減ずるは當然の理勢なり

然るに現今の信用經濟に於ては生産及販賣上の恐慌は同時に信用恐慌を惹起するを通例とす、蓋し一般恐慌に關係を有する者は極端より極端に走り、過度なる信用より忽ち一變して過度の不信用に陥り、借入金は返濟の督促を受け預金は引出の請求に遭遇し、割引は拒絶せられ、其他例へば小切手、振替勘定若くは相殺等の



方法にして爲し得べき多數の取引は皆現金を以て之を爲ざるを得ざるに至り、資  
 本家の多數は其所有に係る有價證券を賣却して之を現金に換へ自家必要の用途  
 を慮り容易に他に放下せず加之銀行の流通物件即ち手形等は固より無限の信用  
 を有する者に非ず恐慌に際會して尙ほ其信用を維持する者稀にして遂に又貨幣  
 代用物中に數へられざるの運命に陥るは已を得ざるの情勢とす斯の如き時變に  
 際して卓然として信用を保ち泰然として動かざる者は獨り中央銀行にして其大  
 に努力すべきは正に此時にあり宜しく玉石を鑑別し強大なる信用を利用し門戸  
 を開放し一般信用の墜落に因て生じたる虧隙を補填せざる可らず即ち利率は相  
 應なる高度に之を保つべきは勿論なりと雖も猛然驟起し彼の非常手段なる制限  
 外發行を試みるも實に此時にあり事是に及んでは英國の如く一部準備法を採用  
 する國に於ては西曆千八百九十年の *パリーソン* 恐慌の場合に於けるが如く外國(當  
 時は佛國中央銀行より三百萬磅露國政府より百五十萬磅を借入れたり)より一時  
 巨額の資金を借入るゝの已を得ざるか如き窮狀に陥ることなしとせず而して事  
 一層急なるに及んでは更に一步を進めて西曆千八百四十七年、五十七年、六十六年

の例に備ひ銀行法停止なる極端の手段をも之を敢てせざるを得ざるの必要を生  
 ずべし其法律上に穩當ならずして實際に危険なるは多辯を要せずと雖も大勢を  
 挽回し世を救ふの急あるに際して復た他を顧るに遑なし又前記借入の如き英國  
 の如く四海の市場に於て強大なる債權と信用とを有する者に非ずんば得て企て  
 及ぶ所に非ざるなり蓋し中央銀行をして其職責を完ふし經濟界の擾亂を排除せ  
 しめんと欲せば充分なる活動の自由を與ふるを以て最も必要とす恐慌當時及恐  
 慌後市場の救濟整理の爲め著しき効驗を顯はすは規模廣大信用鞏固にして且つ  
 安全なる屈伸力を有する中央銀行を措て他に之を求むるを得ざるなり

第九目 金の流出を止むる爲の割引方策

以上説く所の外尙ほ中央銀行の勤むべき一他の要件あり何ぞ哉他なし即ち内  
 地に於る流通物件若くは資金の需用に基くに非ずして國際の貴金屬の遷轉出入  
 に因り生ずる所の變化に處すること是なり蓋し内外市場の情況に依り中央銀行  
 より取り出されたる流通物件殊に金貨は内地の流通に使用せられずして去て外  
 國に流出すること往々にして之あり畢竟斯の如きは外國に於ける金の需用の度



内國に於けるより高く、其必要とする流通物件を内地の流通より奪ひ去るものに外ならずして其結果内國に於て流通物件の虧缺を生ずるは數の免れざる所なり。此虧缺は相應の手段を以て之を補填し、之をして甚大ならしめざるが爲め其豫防策を講ぜざる可らず、是れ中央銀行が畢生の力を振ひ以て當らざるを得ざる所の當然の任務の一なり。

方今文明各國間に於る貴金屬の移動は殆ど金に限られたるが如し、此の金は即ち直接又は間接に中央銀行より取り去らるゝものにして、其是に至るは貿易關係の外其原因種々あり、請ふ少しく之を辨せん。

第一 政治上の原因より來るもの、蓋し政治上の紛擾危機に際しては外國に於ける債權者は其債權を他の方法に依らず直ちに正金にて回收すること少しとせず、例へば先年獨逸葛藤の際露國は其債權の殆ど全部を金貨にて獨逸國より引上げたるが如き是なり。

第二 金の輸出は貨幣制度に原因することあり、而して其原因は或は自國の事情に因るものあり、或は外部の事情より他動的に生ずるものあり、即ち一國の

貨幣制度紊亂するときは高價なる貨幣は外國に流出す、又本位制度變更の結果本位として選ばれたる金屬は其國に向て流出す、而して較近本位として選ばるゝ者は多くは金にして銀に非ざるなり。

會て獨逸帝國政府が其本位を確立する爲め要せし金は佛蘭西より得たる價金を以て之を收得せり、當時此價金の大部分は獨逸和蘭及英國宛の手形若くは銀行支拂手形にして交付せられ、英國の手形若くは銀行券にて支拂はれたる者實に貳千五百二十二萬六千七百七十八磅の巨額に上れり、斯の如くして得たる英國宛の手形等は獨逸に於て之が買却を試みたりしに其額巨大なりしが爲め倫敦宛の爲替相場は著しく下落し、爲に恐慌を惹起するの懸念あるに至りたるを以て手形の賣却は之を中止し、英國に對する債權は總て英國に於て金貨及金塊の買入に使用し、之を獨逸國に輸入したり。

第三 外國に於て金價騰貴して金の輸出を促すこと、例へば外國の中央銀行に於て他國の金貨の買入價格を引上げたるが如き原因の働に由るもの是なり。

第四 爲替相場が現送點を超過すること。



爲替相場の現送點を超過することが金の輸出を促すは論を俟たず、斯の如きときは速かに割引歩合を増加して其流出を止めざるを得ざるなり、其詳細は載て第三章第一節第二目に在り請ふ、參觀あれ

元來外國貨幣若くは金塊は一箇の商品にして其交付の請求あるも中央銀行は之に應ずるの義務なきは論を俟たず、只合意を以て賣買の方法を採るを以て足れりとす、然れども外國に金を輸送するには必ずしも當該外國貨幣又は金塊を使用するを要せず、其代用として内國の金貨を用うることを得べきは固より論なし、斯の如くして使用せらるゝ金貨は或は内地の流通より引上げられ、或は直接に中央銀行の正貨準備より引出さる。前の場合に於ては直接に中央銀行に關係なきが如しと雖も、金貨が市場より取り去られ特に貨幣の代用物を流通して其虧隙を補填するに非る以上は、中央銀行に對する貨幣の要求を増加するは自然の數にして、或は兌換券發行の増加となり、或は正貨準備の減少となり間接に正貨引出の要求に遭遇すると同一の結果を生ずべし、是に於て中央銀行たる者は平居不息の注意を以て外國爲替相場を洞視し、苟も變兆を呈するあれば速かに相當の手段を施さ

るを得ず、而して外國貿易に關係ある實業家に對しては常に親密の關係を保ち懇篤の注意を與ふるを必要とす、是れ我中央銀行に銀行總會、割引委員、獨逸中央銀行に中央委員、佛蘭西中央銀行に監理委員の設けある所以なり、此委員等は法律上無職業の一人たるも差支なしと雖も事實は總て商人又は金融界に於て高等の地位を占めたる人物より之を選ぶを常とす、英倫銀行に於ける組織も亦然り

獨逸中央銀行より金を引出す方法は伯林、マイン河畔のフランクフルト、普魯西のデュッセルドルフ及ミュンヘン等に在ては二百馬以上の銀貨及は五十馬以上の白銅貨及銅貨を以て之を金貨と引換ふるにあり、（ターレル銀貨は此限に非ず、此の如き方法は時間を要すること甚だしく輸出の爲に金を引出すが如く巨額の引換を要する場合には不便なるを以て實際には此方法に依るもの極めて少し、而して西曆千八百七十五年十二月の帝國宰相の告示に依れば引換の爲め貨幣を提供するときは其貨幣を計算したる後、金庫より通例五日以内に之に對する金貨を交換するの規定なるを以て時間と手数を要すること少しとせず、金を引出す他の方法は兌換券民間流通に合法の効力を有せざる帝國發行紙幣ライヒカッセンヌ

獨逸中央銀行より金を引出す方法



即時引換  
を中央に  
集約する  
の趣意

シヤイン)の提出是なり、帝國發行紙幣は帝國及各聯邦に於ける各金庫に於て支拂の爲に之を領收することを要するのみならず、帝國中央金庫に於て兌換せらるゝの規定にして、實際に於ては獨り中央金庫のみならず各地に於て兌換せらるゝ。右の外帝國銀行は其兌換券の引換を請ふ者に對し伯林中央金庫にありては呈示次第即時に其支所にありては現金及貨幣の供給が許す限り引換をなすべき義務あるものとす。帝國銀行が其兌換券の即時引換を獨り中央金庫に限りたる理由は金輸出より來る需要を成るべく伯林に集中し、以て國際の金の異動を達觀するの便を得るの趣旨に出でたるものにして之に由て金の輸出を防ぐの趣旨を含むものに非ざるに似たり。

帝國發行紙幣併に兌換券を以て金貨に引換を請ふ者あるときは、帝國銀行は規則上之に對し、マルレル銀貨幣を交付するも妨げなきに拘らず、貨幣法第十五條實際は金貨を以て引換ふるを常とす、然れども引換請求者が希望する種類の金貨を得る能ざるの事實は屢々之あり、目下伯林に於ける帝國銀行支店に於ては十馬貨大に缺乏し一日の間一箇の十馬貨を見ざることもありて多少の不便を免れず、此點

に就ては政府は目下改良の方法を考案しつゝありと云ふ斯の如く金の引出に就き注意する所以のものは畢竟中央銀行の正貨準備を裕にし、市場の安寧を保つと同時に國威を維持するの趣旨に外ならず、然らば即ち其減少の兆あるときは原因の如何を問はず急に割引歩合を増加して應急處分を施し、而して徐ろに根治策を講じ以て其源を治めざるを得ざるは論を竣たざるなり。

第十目 割引方策と併用すべき金の流出豫防方法

茲に又正貨の流出を防ぐ爲め利率の増加と相待て行はるゝ頗る有効なる二三の方法あり、其一是金の買價を高むること、其二是金を輸入することを約する者に對し充分に長き期限を以て無利子貸付を爲すこと、其三是兌換券引換手数料の徴收にして既に第一編第二卷第四節兌換券準備第一目の三に於て論ぜし所の者たり、以上の方法中第一は頗る巧妙なる術を要す例へば獨逸國に於て純金一獨斤五百グラム)の價值を千三百九十五馬(獨逸に於ける購入の最高度に引上げ而して佛蘭西銀行は毫も其買價を動かさずとせば左の如き結果を生ずべし。

一、七一八、五〇は 一、三九五、に等しく



然るに純分比例を以て法と馬とを對照するときは百法は八十一馬なるを以て右の價格にては獨逸に於ける巴里宛現送點は他の元素を同一と假定せば十七片ベニヒ半丈け上騰する割合にして伯林に於ける普通の巴里宛現送點は八十馬半なれども、上述の如く、帝國銀行の買入價格を上すときは現送點も亦上騰して八十馬六七片五となるべし、而して佛國より獨逸に達する現送點は之に伴ふて上騰せざることを勿論なりとす

此の如く金の買入價格を上騰し、又は金輸入の爲に使用する資金の貸付に對して長期無利子の特典を與ふることは金の輸入を促すに頗る有効なる手段にして割引率の引上のみにては内國商買の爲め不便を醸すの虞ある場合に於ては用て以て之を補ふに足るものとす、且つ此方法にて輸入したる金は敢て自國の金貨に改造することなく其儘之を賣却することを得べし、若し然らずして之を金貨に改造するも方今文明國に於ては本位貨の製造は無手数料なるを以て、只殘るは金利の問題に止まり極て些細にして要するに其失費甚だ寡少なり

英國の例

英倫銀行は此方法を用ひ頗る効果を收めたり即ち西曆千八百九十九年の終りに米金「オンス」の買價を七十六志五片より七十六志五片二分の一に又本位地金「オンス」の買價を七十七志九片より七十七志九片二分の一又は七十八志四分の一片に引上げたることあり、又西曆千九百年の夏候には獨逸帝國銀行に於て屢々實踐したる如く英倫銀行に於ても金を輸入する者には無利子の貸付をなしたり獨逸及佛蘭西は其幣制完備せず、中央賣行は金の引出に對し金貨を支拂ふ代りに之と同時に置かれたる銀貨を代用するの權利を有し佛蘭西銀行は時に此權利を使用するを憚らず、然れども獨逸帝國銀行は其執行を敢てせず、而して佛國は尙ほ兌換手数料を徴することあり、即ち西曆千八百九十九年二月七日獨逸帝國銀行當時の總裁コッホ氏が獨逸帝國議會に於て報告したる所に依れば佛蘭西銀行の穀物若くは木綿の輸入に對し爲換相場不況の際に金貨を以て支拂を要する場合に當り九十日前後の長期の手形を受け其代價を以て金を引出す者に限り兌換手数料を徴せずして金貨を交附し多額の金を輸出せんとする者に對し兌換手数料を徴せずして金を交附するは唯此場合のみ而して其特に長期の手形を要する

佛蘭西銀行の金の引留め答



所以のものは其割引歩合を以て間接に金を交附するの報償を得んとするに外ならず此場合を除く外輸出の目的を以て金貨を佛蘭西銀行より得んと欲するときには商品として之を買受ざる可らず、而して其賣價は巴里取引所の例に倣ひ純金一基に付き三千四百三十七法を以て基礎とし之より上るときは其上りたる差額を割引増と稱し下るときは其下りたる差額を割引と云ひ孰れも千分率を以て之を表す例へば千分の一割引と稱するときは金の賣價左の如し

純金一基は 三、四三七、〇〇〇に等し故に

右の千分の一の増は三、四三七にして

割引相場は 三、四四〇、四三七なりとす

銀行か此の如き割引増を以て金を交附する方法を稱して金價割引法又は兌換手数料の徴収と云ふ、割引増と云ひ手数料と云ひ其名稱を異にするも畢竟同物異名にして共に金價を上騰し之を國內に引留むる策に外ならず(手数料の事は第二章第一節第二目に詳説せしを以て茲に之を贅せず)元來割引方策と兌換手数料徴収とは其方法に於て全く特殊なるも其目的は等しく金の流出を防ぐにありて奇正

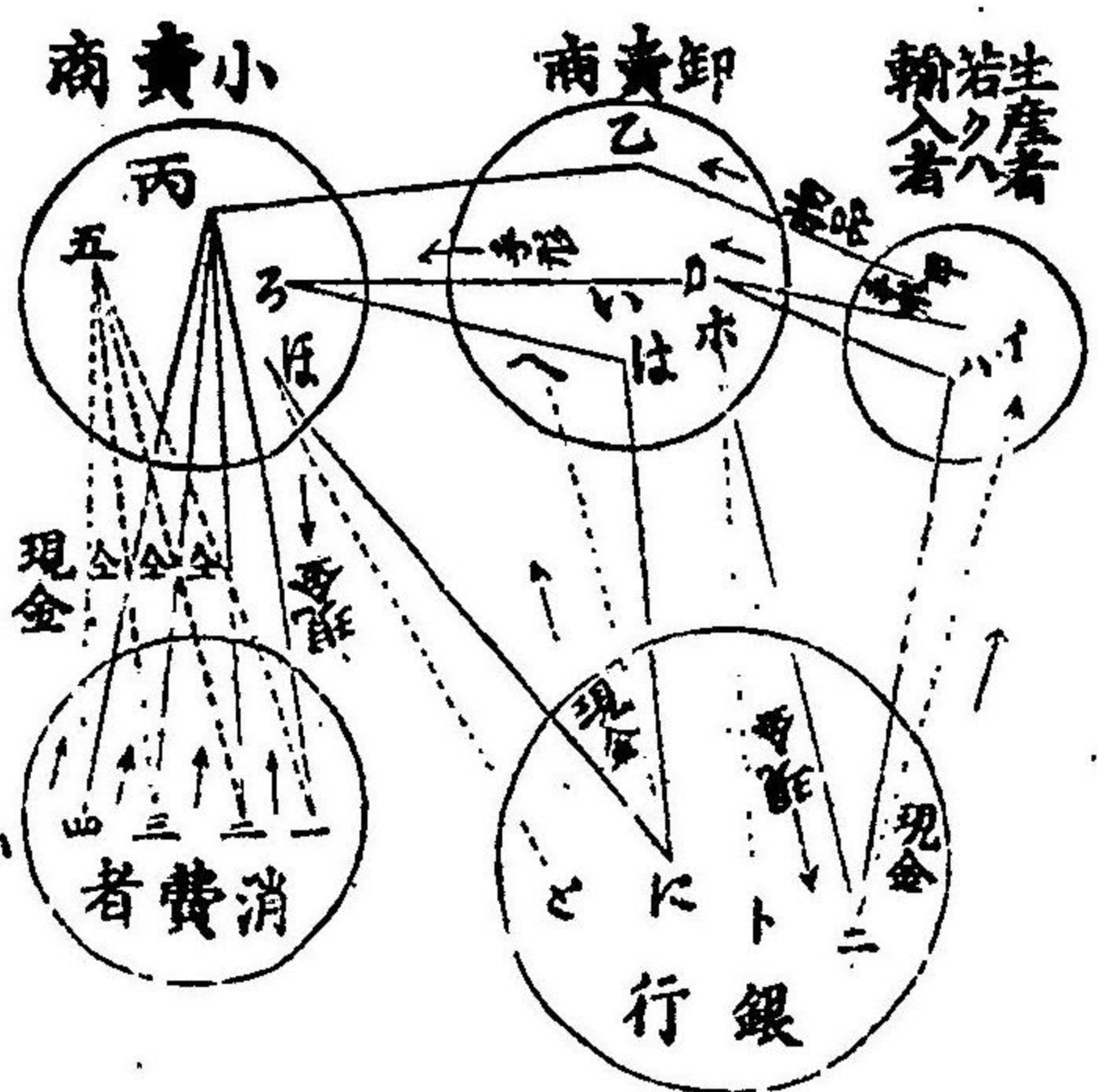
兩道の關係を保つ孫子曰く凡そ戰は正を以て合し奇を以て勝つ(中略)奇正の相生ずるは循環の端なきが如し、孰か能く之を窮めん哉と宜なる哉水波同體一動一靜以て其狀を異にす察せずんはある可らざるなり

### 第二節 手形の取扱

#### 第一目 手形の振出引受等の手續

手形の事を論ずるに先ち其振出引受裏書呈示及支拂等に就き一言するは、後學の爲め便利なるべしと信じ、左に第一、第二、第三、四解を掲出せり、第一圖解は普通の爲替手形の場合を示すものにして即ち甲か乙に物品を賣却し之と同時に手形を振出し、イロの線を経て、ロにて引受を得、ハに持ち歸り、ハニの線を経て、ニにて割引を得、ニハの點線を経て現金

第一圖解



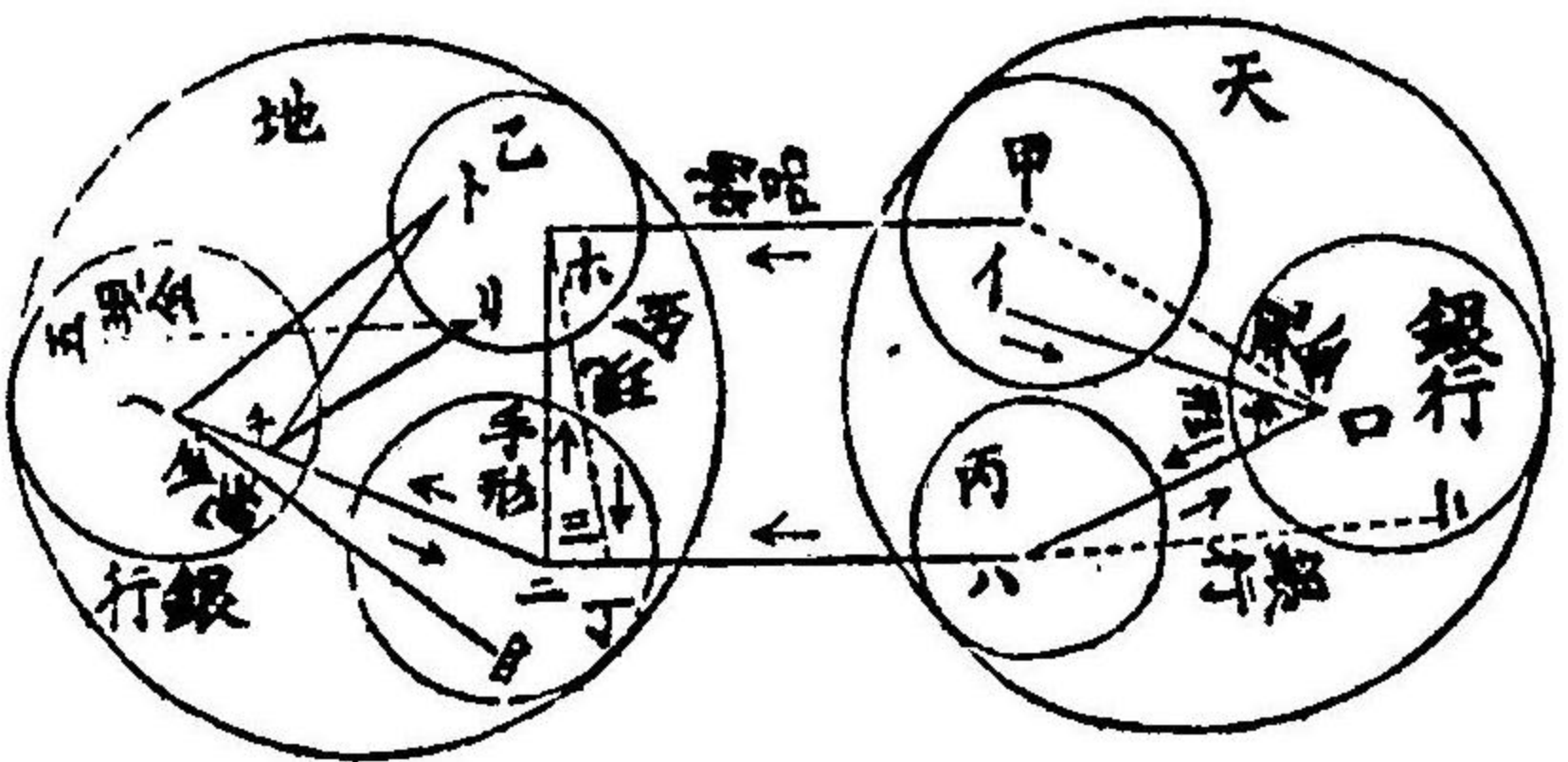


を受取るなり、然るときは銀行は手形の期限来りたるときは「ニホ」の線を経て乙に呈示し支拂ひを受け、ホトの點線を経て現金を受取り手形の終局を告ぐ餘は之に準し説明を要せざるべし、丙は小賣なれば手形を振出さず「丙一」「二」「三」「四」の如き物品

を消費者に賣却し、「一五」「二五」「三五」等の各點線を経て支拂を受くるものとす

第二圖解は外國宛若くは内地と雖も遠隔の地方に向て手形を振出す場合を示すものにして、少しく前記の者と其手續を異にす、即ち天の甲より地の乙に向け物品を輸出すれば、甲は乙に宛て手形を振出し引受を得ずして直ちに「イロ」の線を経て時の爲替相場を以て手形を銀行に賣却し、「ロ一」の點線を経て現金を受取るなり、然るに丙は丁に

第二圖解 橫濱 倫敦又は大阪



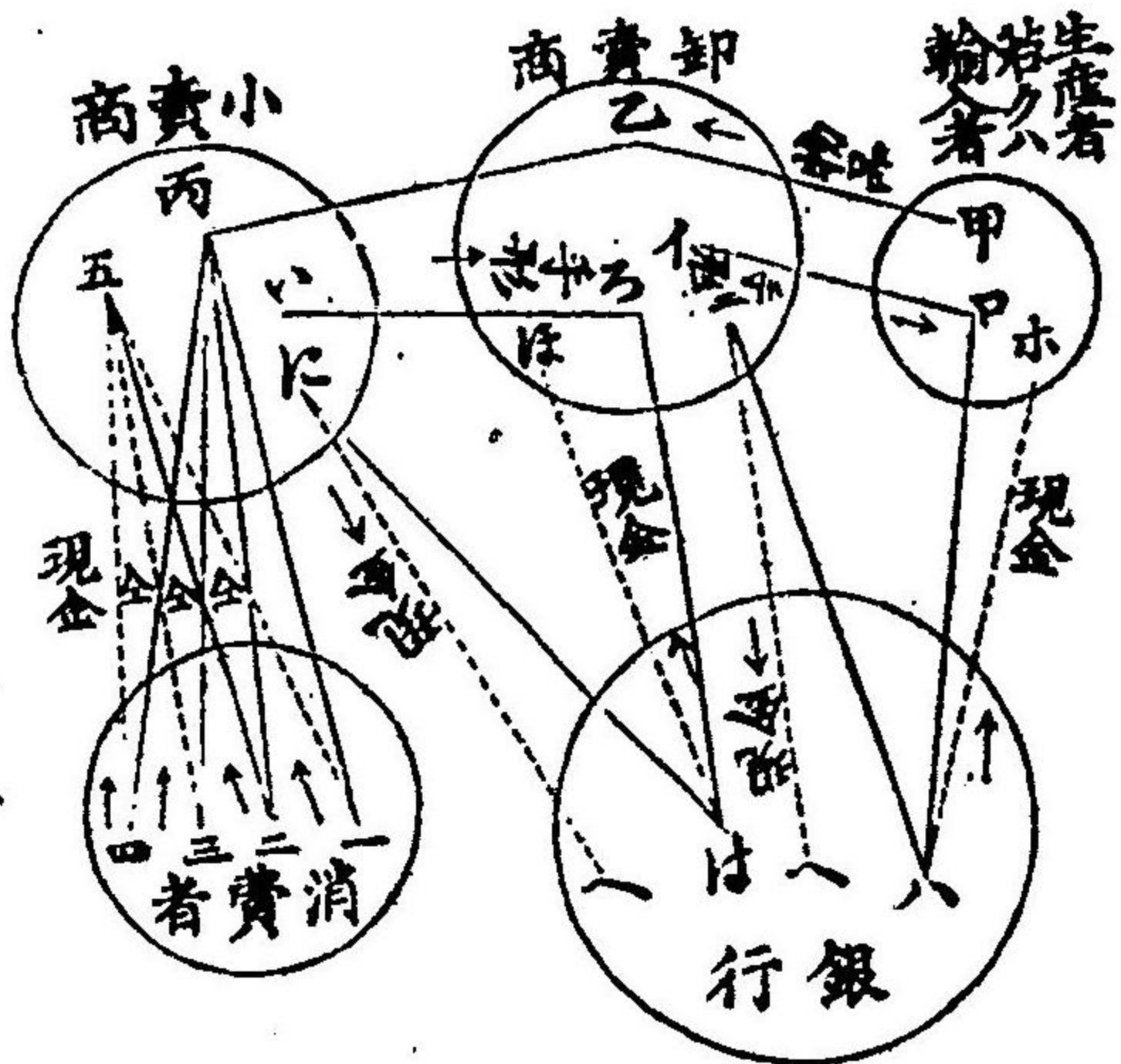
對し輸入品代價又は其他の支拂義務を有する者なれば、其辨濟を要し銀行に至り

前記の手形を購入し、「ハニ」の高線に従ひ其代金を支拂ひ其手形を丁に送付す、手形にして參着拂の者なれば、丁は直ちに「ニホ」の線に従ひ「ホ三」の點線を経て支拂を受くべしと雖も外國手形は概ね四箇月拂なるを以て「二へ」の線を経て「へ四」の點線に従ひ割引を受け、然るときは銀行は「へト」の線を経て乙の引受を得、「トチ」の線に従ひ之

を持ち歸り、期限に至り「チリ」の線に従ひ之を呈示す、「リ五」の點線に従ひ支拂を受けて結了す

第三圖解は約束手形の場合を示すもの、元來約束手形は債務者より振出すものなれば手形は「イ」より起り、「ロ」に至り甲は直ちに之を「ロハ」の線に従ひ銀行に送り、「ハホ」の點線に従ひ割引を受く然るときは銀行は期限に至り「ハニ」の線と

第三圖解



經て乙に呈示し、「ニへ」の點線に従ひ支拂を受けて結了す餘は是に準す



裏書の事は別に説明を要せざるべし試に之を一言すれば呈示前に手形を他人に譲渡するとき裏面に姓名を記し不渡等の場合に於て支拂の義務を引受くることを意味す

## 第二目 手形割引に就ての注意併に空手形及真空手形の區別

### 一 手形流向の順逆

手形割引の効用廣大にして其手續の簡明なる前二節に於て論述せしが如しと雖も割引執行に就ては固より大に注意すべきものあり苟も玉石を識別せずして漫りに割引の請求に應ずるが如きは固より不可なり請ふ手形流向の順逆より之を説かば

手形流向の順逆とは例へば綿屋が紡績屋に宛てたる爲替手形或は紡績屋が綿屋に對し振出したる約束手形は順なり然れども紡績屋が綿屋に宛て振出したる爲替手形又は綿屋が紡績屋に對して振出したる約束手形は逆なり即ち前者は事物當然の成行を示すと雖も後者は自然の順序を失ひ其間運廢の消息なきを得ず

### 手形逆流の弊

必ずや兩者の間に私話共謀等投機的の魂膽あるべしと推測するは此場合に於ては蓋し正當なる推測なりとす今試に之を詳述せんに當初三箇月拂にて振出したる綿手形が其支拂期に達し將に呈示せられんとするに際し紡績絲は既に出來し之を市に鬻げば容易に手形の支拂に應ずるを得べきも時將に投機の初期に當り紡績屋は今二箇月間其製品を維持し價格の上騰を待て之を賣却し格外の利益を得んと欲し其綿絲を賣り惜み綿屋と私話し新に手形を振出し綿屋をして之を引受けしめ之を以て銀行より融通を得一時を瀾繞することなしとせず蓋し斯の如きは投機の初期に於ては珍しからぬことなり又外面を装ふ爲に紡績屋は殊更に綿屋に對して約束手形を振出すことあるを以て單に外面の形式如何を以て手形の取捨を決する能はず其實況に通し實相を穿ち大に注意する所なきを得ず

### 二 相互引受

相互引受とは表面上空手形の嫌を避んが爲め實際取引使用の要なき貨物を甲より乙に送り復た乙より甲に送り返し幾度となく其受授を繰反し其間相互に手形を振出し相互に引受を爲すものにして其用に供せらるる貨物を蹴鞠と云ひ其

蹴鞠及十文字引受



引受を十文字引受と稱し、金融界の一大惡戯にして大に注意すべきもの、一に屬す

### 三 空手形

空手形とは物品の賣買其他債權債務の發生又は存在なきに單に融通の爲め作製したる手形を云ふ、夫れ手形は信用の體にして信用は物の性なり、性體相待つて而して流行甫めて全し、然るに空手形の性たる夫れ斯の如く、其物を爲す虚にして而して一根の據るべきなし、抑々前記逆流靴の場合の如きも、眞乎の取引より生ずるに非ずして一種の空手形に屬すと雖も、前者は眞實の取引に附隨して發生し、後者は外面を裝ふも尙ほ一の圈ありて之が利用の勞を取らざるを得ず、獨り純然なる空手形に至りては單に或事情の爲め銀行より融通を得る爲に作爲する所の者なれば之に就ては非常の注意を要す、元來斯の如き惡戯を爲すは尋常普通の商買に非ず、又青年初生の輩に非ず、所謂百戰練磨奸諂の老獪にして最も巧に外面を裝ふを以て熟練なる銀行家と雖も時に或は誤なき能はず、况や新設銀行にして顧客を引くの念ある者に於てをや、意氣相投じ所謂水魚の關係を生ずるなきを保せ

### 空手形濫用の實例

ず、殊に注意すべきは年來熟知の顧客にして、或は故意に或は一時の事情より心ならずも其信用を濫用すること是なり、此の如きは史乘其例に乏しからず、今試に其著き者の一を擧れば西歷千八百六十年英國に於て起りたるロレンス、モルチメヤ會社に於ける皮革の投機是なり、倒産の當時該會社の義務に屬せし八百七十八萬餘圓内七百五十萬圓は全く空手形より生ずる所の債務に係れり、抑々該會社は當時其設立以來已に五十有餘年を経て名聲内外に噴々たり、此會社にして此事あり信用の濫用是に至りて極れりと云つべし

### 四 架橋手形

空手形を濫用するの弊害の恐る可きは論を俟たず、然れども手形は單に眞空を以て其確實不確實を區分すべきものに非ず、例へば坊間に架橋手形と稱し甲乙兩地間の爲替が時を期し、例へば春秋を期して片爲替となり双方の市場に一時爲替相場の變動甚しくなるの不便を避くる爲め兩地の銀行が互に契約を定めて甲地より送金多き春季に於ては甲地の銀行は乙地の銀行に宛て手形を振出し、之を甲地に於て賣却し、其手形の金高を乙地銀行へ對し借とし、之に反し秋期に至り乙地



より甲地へ對し送金多く乙地に於て甲地宛の手形不足するときは乙地銀行は甲地銀行に向て手形を振出し之を乙地に於て賣却し手形の金高を甲地銀行に對する借となし曩に甲地より來りたる手形の融通拂の爲め甲地銀行へ對する貸方勘定と差引き其貸借を決算するが如きは純然たる空手形なりと雖も其双方の金融を幫助し爲替相場極端の變動を防ぎ偉大なる功を奏す兩地の銀行にして十分の信用あらば架橋手形の發行は容易に行はれ銀行亦相當の利益を得べし真正の手形と雖も彼の南米のスケイト即ち氷上滑器を送り又例へば北極地方へ蚊帳を輸出せし等より生じたる爲替手形の如きは其支拂は全く其手形の義務關係者の一般資力に依らざるを得ず其取扱は大に注意を要するは論を俟たず

五 真空手形の差異

然れども手形の眞は即ち真空は即ち空にして其大體に於て差違なきを得ず他なし眞の場合に於ては根底の品物の存するあつて弊害の及ぶ所限度あるべしと雖も空の場合に於ては物質上の限度あるなく其限度は銀行の鑑識如何に懸り不幸にして其注意足らざるときは弊害何の邊に波及するや之を知るに由なし而し

て空手形の場合に於ては手形面に顯はるゝ所の貸借關係は全く實際と異なりて裏面に於ては振出人は引受人に對す爲替資金供給の義務を有し引受人は正當に自己の利益の爲に引受けたる手形の如く其支拂に注意せず呈示に至り支拂圓滿なるを得ざるは蓋し勢の免れざる所とす由是觀之眞手形の不良なる者は猶狐の女妖に假る者の如く其害を爲す尙ほ淺く人目を迷はすこと一朝一夕而已と雖も空手形に至りては則ち然らず所謂女の狐媚を爲す者にして其害即ち深く朝々夕々人心を迷はすの患あり注意せすんばある可らざるなり

第三目 注意雜件

一人にして數多の銀行と取引する者の手形及金額の端數なき手形は特に注意を要す蓋し前者は其内情を知ること難く殊に他地方にある多數の銀行と取引する者の場合に於ては最も然りとす而して後者には其形狀に於て當然疑ふべき理由あり何となれば實際の取引に輸麻を毛厘の間に争ふ所の苦勞人間の取引なるを以て眞正の手形には其金額に端數あるを實例とす然れども融通手形は斯の如き必要なを以て其振出人の注意是に及ばず其金額例へば百圓止まり又は十圓

一行主義

第二章 手形の割引及其他の取扱 第二節 手形の取扱 第二目 手形割引に就ての注意并に 真空手形の區別



雇用引受

止まりなることなればなり然れども斯の如きは未練者の爲す所にして既に不正手段を以て融通を得んとする狡猾なる老武者は殊更に端數を付すべきを以て其有無は固より重きを措くに足らざるなり其注意すべきは雇傭引受人の使用なり彼の有名なる英國のウエストルン銀行破産の場合の如きは該行發行の手形引受人百二十四人中藁人形即ち雇傭引受人七十人の多きに達せり世に小額の金錢の爲め雇傭引受を爲すを甘諾する所の立ん坊的人種あり注意せずんばある可からず

### 第三章 爲替及信用狀

#### 第一節 爲替

##### 第一目 爲替の變動

爲替の事は概ね載て普通の銀行論にあり又之に關する専門の書に乏しからず故に之を茲に詳論するの必要なしと雖も元來爲替の事たる銀行業務最要部を占

手形の期限の長短

利子歩合の高低

ひるものたるを以て其最も金融に關する部分に就て一言するは敢て無用の事に非らざるべし抑々爲替の順適逆戻平準と云ふが如きは世人の熟知する所にして特に之を茲に嗽々するを要せず而して參着爲替の場合に於ては爲替の變動は上下共に現送點に限らるゝも亦論を俟たず然れども實際の外國爲替は參着後四箇月拂にして其變動決して現送點の爲に限定せられず其他種々の關係よりして爲替相場の區域外變動を起すは事實上已むを得ざる所なり請ふ少しく之を辯ぜん  
第一は手形期限の長短が其價格に關係すること是なり即ち手形の期限愈々長ければ其價格愈々廉なり是れ他なし手形が其支拂地に到達するも直ちに支拂を受ることを得ず期限内に現金を得んと欲せば其期間の割引を受くるの要あればなり

第二は利子歩合如何に依て相場に變動を來すこと是なり即ち支拂地に於て利子歩合低ければ割引輕きを以て手形は振出地に於て之を高價に賣却するを得べしと雖も之に反して支拂地に於て利子歩合高ければ割引重く振出地に於て手形廉價ならざるを得ず又振出地に於て利子歩合非常に高きときは手形の所有者は



速かに其手形を賣却し現金を得て之を運轉する方便利となり、手形の價格以外に廉價なることあり、斯の如き場合に於て現送點を以て其價格を支配するを得ず

金銀比價の變動

第三は金銀の價格に依り爲替が變動することは是なり、則ち銀を以て金手形を買ひ金を以て銀手形を買ふ場合の如きは假令外國貿易其者より來る變動は微弱なるも金銀比價の變動が爲替に影響すること頗る強大にして決して區域内に止まるを得ず、而して兩本位國に對する爲替は金種類に就て特約なき場合に於ては廉き金屬を以て支拂はるゝも之を奈何ともする能はず、其價格の變動を豫期するを得ざるの不便あり、又國際金價若くは銀價の差違に依り金又は銀を現送するを利とすることあり注意すべきこととす

貨幣の景況

第四は貨幣の景況が爲替相場に影響することは是なり、即ち貨幣が痛く磨損し其價格下落したるときは其名稱を以て爲替を計算することを得ず、其下落は貨幣磨損の度合に依らざるを得ず、其最著るしきものは紙幣の下落なりとす、例へば紙幣の下落を五割とせば爲替は實際平準なるも名目上五割の下落を示す、斯の如きは之を爲替の「アツパイレント、アドウォルンチー」即ち名義上の逆戻と云ふ、是に至り

爲替の景況上の下落

商業の景況

ては現送點は之を眼中に置く能はず、爲替は非常の下落とならざるを得ざるなり

第五は商業の景況其他戰爭變亂等が大に爲替に影響することは是なり、元來戰時に於ては送金便ならず途中掠奪の虞あるを以て手形の價格騰貴することあり、又手形を以て集金する者は回金の危険を慮り却て外國宛手形を廉價に賣却することとなしとせず、又商業取引の對手國に於て商況不穩恐慌至らんとし利子歩合上騰するときは冒險的資本家中資金を其國に移し奇利を得んとする者なきを保せず、然らば其國へ宛たる手形は高價となるべし、之に反して豫め危険を慮り所有の手形を賣り急ぐ者ありて大なる下落を見ることあるべし、此場合に於ては種々の事情顯はれ頗る亂調子を呈す

金銀輸出の禁制

第六は金銀輸出の禁制是なり、是れ實に兇戯に類するものなりと雖も史乘其例なしとせず、北米合衆國の紙幣下落の時に之あり、斯の如きは外國宛爲替手形の相場を上騰する強力なる原因となるや疑を容れず、何となれば此禁制の爲め外國支拂の必要を抹消するを得ず、其必要は依然として存す、然るに金銀の輸出は法律を以て禁ぜられ、爲替の購入は外國支拂の唯一の方法となる可ればなり、今之を自然



に放任せん乎、外國爲替手形騰貴すれば金銀の輸出起り、金銀輸出せらるれば物價下落し輸出増加し、外國爲替手形は自然に下落し正貨其價を増加す、故に紙幣の濫發を以て正貨輸出の爲に生じたる間隙を充足するが如きことなくば正貨は自然に復歸して市場を調和すべきは多辯を要せず

### 第二目 爲替逆戻の矯正

爲替の逆戻は國家の利益に非ず、爲替をして逆戻に陥らしめざるを努むべきは勿論なりと雖も、事一たび是に至れば之が矯正の道を圖らざるを得ず、其法二あり一を根治法とし二を應急法とす、而して爲替逆戻の原因種々あり今其主要なる者を掲れば左の如し

- 一 物品の輸入超過
- 二 外國に負債を拂ふ事
- 三 外國に運賃保険料其他手数料謝金等の支拂
- 四 外國に資本を移し若くは遺贈贈與を爲す事
- 五 外國へ旅行する者の多き事

### 六 外國へ償金若くは年貢を支拂ふ事

### 七 貨幣の紊亂

等是なり、故に爲替の逆戻を見るときは各々其原因を究め根治法を施すべきは當然の事なりと雖も、抑々根治法なる者は能く一朝一夕に其功を收むべきものに非ず、例へば物品の輸入が爲替逆戻の原因たるときは其超過を防ぎ輸出の増加を力むべきは勿論の事にして天若し之を許さば結局爲し得ざるの業に非ずと雖も外國市場累年振はず、我國産滞積して將に數年を供給するに足るの實況を呈するときは我産物を生産費以下に割ぐと雖も外國市場は尙ほ或は之を收容するの力なかるべし、斯の如きの場合に際しては所謂根治法も急に其功を奏するを得ず、宜しく應急の策を購じ一時金利を高ふし道に依りて當然出づべき者は之を如何ともする能はず、一面流出を許すと同時に一面に於て大に金銀流入の便路を開かざる可らず、而して借入金、元利投入、外國資本の割賦の如き貿易外の支拂多き場合の如きは元金の辨濟若くは債券株券の買収を試みざるを得ずと雖も是れ亦急になし得べきの業に非ざるなり、運賃保険料等の支拂亦急に之を止むる能はず、餘るに

應急策の  
必要



内國に於て相當機關の發達を俟たざるを得ず、是に於ても亦應急策としては利子を上騰するの外他に方策の存するなし、又資本を外國へ移すが爲め爲替逆戻となる場合に就ては其移轉を止むれば忽ち逆戻を矯正すべしと雖も、資本の利に就くは猶ほ水の低に就くが如く到底人爲を以て防遏する能はず其出るべき者の出るは實に數の然らしむる所なり、此場合に於ても一時の應急策は利子歩合を増加し必要外の流出を止め、金銀流入の便路を開かざるを得ざるなり、而して利子低廉なるが故に爲替逆戻となる場合の如きは之を矯正する易々たる耳、貨幣の磨損又は紙幣の下落より來る逆戻の如きは改造消却實に容易の業に非ざるなり、而して其應急策の如きは共に利子引上にあるは疑なし

爲替の取扱に依りて一時を凌ぎ爲替相場の激變を免るゝこと亦爲し能はざるの業に非ざるなり、而して彼の架橋手形の作用の如きは大に双方に市場を融和し爲替相場の變動を減するの効あり、其他未來の出會を慮り爲替作用を以て矯正を計る亦臨機の策にして當局の正に怠る可らざる事に屬す、曾て佛國債金支拂の場合に於て佛國は七億三千餘萬法の巨額を英國爲替及英倫銀行兌換券を以て支拂

爲替作用の効力

へり、斯の如きは佛國より金の流出を減じ英より獨に對する金の流出を増加するの結果を生ずべし、國際爲替の變轉に因り生ずる所の結果斯の如し注意せずんばある可らず

### 第三目 爲替の計算法

次に論ずべきは爲替の計算法なり抑々爲替計算法に二あり

- 一 受取計算
- 二 授與計算

是なり、而して爲替計算には不動部動部の二要素あり前者は讀て字の如く終始一定して動かず計算の建物となる者にして、後者は常に前者に對して多少の差違を生ず受取計算に於ては自國貨幣を建物即ち不動部とし、對手國の貨幣を動部とす例へば一圓に付き或は英貨二十四片半を受取ることあり(平準)或は二十四片より多くを受取り能はざることあり(逆戻)或は二十五片を受取ることあり(順適)此等の場合に於ては一圓は常に動かずして英貨なる片の數が圓に對して増減す、故に不動部の交換價格少きときは爲替下落し其多きときは爲替上騰す即ち我國に對し

受取計算

授與計算



片の數を少く受取るときは英貨に對し我國の交換價格減少し、之に反し片の數を多く受取るときは我國の交換價格増加す。然れども授與計算の場合に於ては其關係正反對となりて、對手國の貨幣を建物とし之に對して我貨幣を與ふるものなり。例へば英貨二十四片半に對して或は一圓を與ふることあり、或は一圓一錢を與へざるを得ざることあり、或は九十九錢を與ふれば足ることあるが如し、此場合に於ては動部多ければ逆戻となり、少なければ順適となる畢竟學術上爲替の上り下りと云ふは建物に對して動部に多少を生ずると云ふものにして動部増加するときは爲替が上ると云ひ其減少するときは下ると云ふ、故に受取計算の場合に於ては別に誤解を來すの虞なしと雖も授與計算の場合に於ては上ると云ふときは實は下るものにして下ると云ふときは實は上るものなるを以て往々錯誤を來すことなきを保せず故に爲替の事を談ずるに當り常に計算の基礎受取授與孰れにあるかを詳かにせざるを得ず、我國に於ては概ね受取計算を使用すと雖も英國の如きは二者を併用し

獨逸 佛蘭西 埃太利 白耳義 瑞西 アムステルダム等

爲替の上  
り下り

に對しては受取計算を用ひ

西班牙 リスボン セイントピートルスボルグ 紐育 キヤルキヤタ等

に對して授與計算を使用す、其孰れを使用すべきかに就ては固より一定の論なく史上の沿革慣習等より來るもの多きを以て敢て問ふ所に非ざるなり、然れども學者中には授與計算を以て至便の方法とする者あり、ポリユール氏の如き其一人なり、是れ一理なきに非ず、即ち買物をするに當り出す所の金の多少に依て買收品の價格の高下を定むる如く、或は了解し易きの利あるべし

學術上爲替の計算凡そ斯くの如く其用語粗々一定す、然れども實際に於ては爲替其物に就き或は日本爲替を意味し、或は倫敦爲替を意味し、議論談話の間種々の誤謬を來すなきを保せず、故に爲替の事を談ずるに當り受取授與の區別を明にするには勿論等しく英國爲替の上下を論ずるに方りても純然學問上より之を論じ、日本貨幣が英國貨幣に對する交換力の多少より之を論ずるときは事甚だ單純なりと雖も、實際は概ね英吉利宛爲替手形其物の相場又は我國に對し與ふる所の英貨其物の相場により上り下りを論ずる場合なきに非ず、然るときは學理の所謂上



下と正反對の事實となる事一瑣事に屬すと雖も亦以て注意すべきの一事なり(因に云ふ倫敦巴里間の平準は一磅に對し二十五法二二五、倫敦伯林間は二十馬四三、倫敦紐育間は四弗八十六仙七なり)

第四目 爲替の仲立

元來爲替の仲立即ち「アービツレーション」とは甲の場所に向て仕拂を爲すに當り必ずしも其場所に宛てたる手形を使用するを要せず、乙の場所に宛たる者を用ふることを云ふ(實際に於ては投機的に爲替の廉買高賣を目的とする場合あり又手形を宛る場合に於ても必ずしも債權の存在する場所に宛るを要せず、第三の場所に宛ることを云ふ例へば英國に對する支拂に合衆國宛の手形を用ひ又日本が布哇に於て保有する權利を根元とし布哇勘定にて倫敦に宛て手形を振出すが如し斯の如く單に一箇所を経由して爲替手形を以て他の場所に支拂ひ又は手形を振出すを「シムブルアービツレーション」即ち單純なる仲立と云ふ、然れども數ヶ所を通じて終に最後の目的地に支拂をなし、又は送付する者は之を「コムプレツキスアービツレーション」即ち複合仲立と云ふ、例へば日本が英吉利に支拂を爲すに當

單純及複合仲立

りて布哇に於て合衆國宛の砂糖手形を買ひ之を合衆國に於て賣却し英國宛の麥手形を買ふて英國に支拂を爲すの類是なり又手形を振出す場合に於ても例へば日本より布哇に米を輸出し之と同時に同所より砂糖を輸入すれば米の輸出手形は直ちに砂糖輸入者の需用する所となり差支なしと雖も、日布間の貿易未だ十分發達せず時に斷續して輸出手形を賣却するを得ず其振出人若くは所有者は之を以て金融を得るに苦しむことなしとせず、斯の如き場合に於ては日本は布哇勘定にて手形を倫敦に宛て日本は倫敦より金を受取り米の代價を布哇より受取る權利を倫敦に譲り詰り日本は早く現金を受取り倫敦は割引歩合を收得し双方の便利となり以て金融を調査することを得べし是れ單純なる仲立の場合なり、然れども布哇勘定にて先づ米國へ爲替を取組み米國にて倫敦手形を購入して英國より支拂を受くるときは複合なり倫敦の如き世界の交換所たる所は自國に宛られたる手形と雖も仲立勘定に屬する者は他日外國より其代金を受取り、又仲立勘定の支拂を受けたる國よりは多少の手數料を受け其國に對し債權を増加すべきに依り、此種の手形は決して普通の手形の如く債務の存在を證するものに非ず、貨幣市

仲立手形と普通手形との影を市を異にする



場の状況を詳かにせむと欲せば道般の分析最も肝要なりとす

### 第五目 國際動産の効力

次ニ論スヘキは、イントルナルナショナル、ウァリュエー即ち國際動産なる者なり、既に公債の章に於て論じたるが如く方今國際に資本を運轉するに方り國際動産の強力なる實に驚くべき者あると同時に國際動産は爲替事業に於ても亦偉大な効力を有す例へば英國が米國に支拂を爲すに當り亞米利加宛の手形なしとするも英國は必ずしも米國に現金を送るを要せず紐育取引所の有價證券の價格を按し其利益ある者例へば合衆國公債獨逸公債メキシコ公債等を選び之を米國市場に賣込み其代價に對し手形を振出し米國への支拂に宛ることを得べく飛電の往復座ながら千里を致し巨萬の爲替取引と雖も瞬間之れを結了するを得べし斯の如くして賣却したる有價證券は遠く海を越へて米國へ送付するを要せず通例米國買受人の爲め英國の賣渡人が保護預りとして之を保管す斯の如くにして國際に毫も現金を動かすことなく國際動産の力を藉り居ながら巨大の支拂を爲すを得べしと云つべし國際動産は貨幣市場の一大調和劑なりと

歐洲諸國の外國有價證券投資

## 第六目 世界の貨幣市場及其趨勢

### 一 巴里

巴里貨幣市場は貨幣本位の確定せざると外國會社にして其發行に係る證券を市場に提供せんと欲せば毎年若干の租税を拂はざるを得ざるが爲め多少其發達を妨げられしと雖も軌近佛國經濟の基礎堅固なること盤石の如く世界の大債權國となり金の輸入年に多きを加へ隨て事實上金本位の基礎牢平として最早動かす可らざるの勢を呈せしを以て西曆十九世紀の後半より進て本世紀に入り巴里市場は倫敦紐育と相併んで世界の最も有力なる者の一となり世界市場としては倫敦尙ほ筆頭に位すべくも歐洲市場として巴里は既に倫敦を凌ぐの勢あり獨逸を除き歐洲大陸大小の國佛に負ふもの甚だ多し之に自國の巨大なる公債は皆内債に屬し鐵道株二百億法及債券等皆内國にあり以て巴里市場の大なる知るべき而已

元來巴里取引所は官許仲買より成立し其資格證券の撰擇等に就き嚴重なる規定ありて監督廳の検査亦頗る煩密なり依て「クウリース」と稱する員外仲買自然に

巴里取引所



發達し法律及行政監督外の働を爲し公認せられざる證券と雖も彼等の取扱ふ所と爲り、直取引、定期取引の二部に分れ、寬嚴頗る其當を得大に見るべきものあり

## 二 倫敦

倫敦は流石に故參の市場にして其取引高今尙ほ巴里の約三倍を保つ而して其食品原料品の輸入の盛なる他國に於て見ざる所のものあり、是等の貿易大に外國爲替に關係し市場に影響す、然れども近時大陸及米國市場大に發達し獨り倫敦をして其威力を逞ふせしめず、米國との關係の如きは特に注意すべきものあり、西曆千八百九十三年ころまでは英國の資本大に米國に注入せられ、今尙ほ止まず、米國の鐵道の如きは多く其發達を英資に竣つ、然れども近年合衆國も大に其富源を發達し漸次其有價證券の英國に在る者を買ひ戻し方今其價格の變動は紐育市場に左右せられ倫敦は却つて之に隨伴せざるを得ざるの勢を呈せり、然れども倫敦は方今尙ほ世界的中心市場たるを失はず、他國の銀行政府等は同府に支店又は代理店を開き出來得べき丈多額の準備(バランス)を置き爲替の出合、振替其他の便宜を計ると以て殆ど其常規とす、我正金銀行倫敦支店亦其一例たり、而して英國が諸國

國に於て銀行事業を營むこと頗る盛大にして目下(四十二年)其數三十個にして資本總額八千五百四十五万二千磅、積立金三千四百五十七万四千磅、預金三億八千九百六十二万磅、貸付割引六億五千三百四十三万千磅なりとす

## 三 伯林

伯林取引所は同法改正(第十二章第三節第一目參觀)以來非常の打撃を受け復た昔日の盛況なく、自國公債證券の取引の如きも英佛の如く巨大ならず、是れは獨逸公債が尙ほ英佛の如き巨額に達せざるに由るものにして喜ぶべきなり、而して其原因も重に鐵道の買収及建築なるを以て此關係にては獨は諸強中の最好地位に在るものなり、然れども獨逸も亦近年工業國となり諸株式の取引少しとせず、外國有價證券も随分多く米國鐵道株等の獨逸資本家の手に在る者亦之なしとせず、此類は伯林よりもフランクフルトの方多く、同府は北獨逸諸府に比して舊家多く指を新事業に染るより寧ろ確實なる既發の内外證券を需むるの風習あり

輒近獨逸の國運最も隆盛なるに拘はらず其取引所の振はざるは主として彼の有名なる西曆千八百九十六年の取引所法の制限森嚴に過るに由るは輿論の認る



所なり元來同法は當時專門者流が其巧智を以て素人筋取引人を苦しむるの弊甚だ熾なりしに由り之を救済するの必要を感ぜしと農業徒が穀物の價格の低下なるは其投機的定期取引に依るとの迷信的認見とに由り煽動せられ終に一法律と成り發布せられたるものなり斯の如き事情の下に自然議會は政府よりも一層峻嚴堅執に傾き取引所に於ては鑛山株及工業株の定期賣買を禁制し又政府の反對せしに拘らず五倍の多數を以て取引所に於ける穀物の定期賣買を禁止せり元來本法に於て政府の主眼とせし所は取引に關する專門者流は皆其姓名を登記し取引所定期の賣買には賣買者双方の登記を要し若し一方に於て登記を缺くときは其賣買は之を無効と爲し以て素人筋をして其姓名を登記し世に投機者流と同視せらるゝを忌むの情を生ぜしめ自然に專門者流と素人筋との取引を消滅若くは減少せしめんとするにありて一見甚だ巧みなるが如しと雖も事實は大に豫期に反し專門者流と雖も正直に登録する者甚だ少く法律發布後三四年間は商業繁盛にして賣買者の間に取引圓滿に行はれしも西曆千九百年以降市況振はず所謂不景氣時代に入り投機買を爲したる者中往々支拂を爲すに苦しむ者を生じ彼等の猜

獨取引  
法の  
不結  
果

智なる忽ち法律の缺點を利用し登記なきを以て定期取引は合法に非ず依て支拂の義務なしと主張し受渡を爲すに苦しむ者も亦同様受渡の義務存せずと主張し法庭も之を如何ともする能はず多大の動搖を惹起し定期取引の高大に減し伯林に於ける仲買の機關銀行たる三大銀行に於ける取引所關係の取引高西曆千八百九十三年には三十九億馬なりしに同千九百年には九億四千萬馬に減じ三行中二行は其取引所關係の業務を廢止するに到れり而して伯林、ハムボルク及フランクフルトの主要なる十二銀行の定期取引も西曆千八百九十五年の八十七億三千八百萬馬より同千九百一年には減じて二十億六千萬馬と成れり此減少の結果として現金取引には多大増加を來し前記三ヶ市の八個の大銀行に於ては西曆千八百九十三年の二十一億六千萬馬に對し同千八百九十九年には五十八億六千萬馬に増加し前者中に約三億馬後者中約二十六億二千萬馬は鑛山及工業株取引なりし又取引所の爲め交換取扱を主要の事業と爲す所の伯林、カッセン、フエラインの現金支出に就て之を見るに西曆千八百九十三年には八十五億二千萬馬なりしに同千八百九十九年には百八十二億馬に増加し而して毎月の決算日の交換取引は西



曆千八百九十三年乃至六年には總額の四割一分を占しに同千八百九十八年乃至同千九百一年には二割九分に減じ、之に反し現金支拂は五割九分より七割一分に増加せり。

斯の如く現金の需用を増加せし結果小銀行は最早大銀行と併立すること能はず勢ひ銀行の合併を促がし進て利率の變更を屢々ならしめ且つ率を高むるの必要を生ぜり抑々近年獨逸金利の高歩及利率變更の屢々なるは事業の繁榮、投機の隆盛なるに由るもの少なからざるべしと雖も西曆千八百九十六年の取引所法亦之が一大原因たらざるを得ず、而して其國運の盛なるに比し交換高の僅少なる亦之が爲なり、而して柏林市場をして國際的市場たるの力を失はしむるも亦此法の結果たらざるを得ず、西曆千八百九十三年には柏林、ハムホルヒ及フランクフルトの十二大銀行が世界の爲め爲替の仲立を爲したる高は五億二千萬馬なりしに同千九百二年には七千二百萬馬に減じ、獨逸銀行が外國の爲にする仲立事業ブロケレイヂの如きも亦大に減少し其高前記三ヶ市の七行に於て西曆千八百九十五年の十二億八千萬馬より同千九百一年の四億七千八百萬馬に減少せり、而して其

手数料は西曆千八百九十三年には二十九萬馬なりしに同千九百二年には十萬馬に減少せり、然るに獨逸銀行の外國取引所との取引は同期間に著しき増加を示し殊に倫敦株式取引所に於て最も著しく前記三ヶ市の十二大銀行の外國取引所に向て發せし定期取引の注文高は法律以前は年に平均約四千四百萬馬に止まりしに西曆千九百六年には二億二千萬馬に上れり、而して取引に係る證券は主として鐵道及鑛山株にして獨逸に於て登記せられざる所のものなり、由是觀之獨逸資本家が法律の爲め自國に於て定期を爲すを妨げられ已むを得ず其餘力を外國に洩らし爲に自國の市場に逼迫を生せしめ、外國爲替に不利の結果を來し延ひて利率の上騰を促すの傾向を生ずるや論を俟たざるなり。

獨逸帝國定期取引の法律斯の如く夫れ不自然にして大に輿論に反し且つ實際に於ける不良の證據歴々として顯はれ、勢ひ指し措き難く西曆千九百八年に至り政府も終に一改正案を呈出し工業株定期取引の禁を解くと雖も尙ほ二千萬馬以上の會社に屬する者たるを要するの條件を存し輿論は此制限を不可とす、登録の方法は之を改正し商店コンモルシャル、フォルムとして登記を経たる個人及會社



は株式及債券の定期買買を爲すの権利を有すべき者と爲し(小賣にして定期の必要なき程取引高の小なる者を除く)以て素人筋と専門者流との間の障壁は尙ほ之を存すと雖も(素人筋は登録せざれば従前の如く定期取引を爲すの權利なし自己の便宜の爲には取引を無効と爲すことを得)區分少しく自然に近づき、者流間には登記の有無を問はず合法に定期取引を爲し得るの路を開けり、又新案は銀行及仲買に債務者が辨済を爲さざる時は買物を買却し損失を補ひ或は預金を差押へる事を許し以て彼等をして損失を免れしめんとし其利益を保護せり、然るに新案は尙ほ五穀定期取引の禁を解かず之れ固より理由なき事なりと雖も獨逸の農業黨は侮る可らざる勢力を有し往々政治上に其威力を逞ふし國家と雖も之を如何ともする能はざるは社會上政治上珍しからぬ事に屬するを以て今回も亦其例に漏れず充分の改正或は行はれざるの勢あり、而して彼等の五穀の定期を怖るゝこと蛇蝎の如く之を工産に許し之を農産に許さざるは沒理の甚しきものなりと雖も勢ひ之を如何ともする能はざるの情況なり、然れども新案は稍や改善の道を開き年柄の必要に依りては農業者は合法に専門五穀商と自己の生産に係る大麥、小麥

の定期買買を爲すことを得るものとせり、是れ進歩の一階梯たると同時に農業者にも亦一便利を與へ彼等の無意味若くは感情的に定期を嫌ふの情を薄ふするの効力あるものと云ふを得べし、又西曆千九百年取引所に於て穀物取引所の再興せられし以來所内者流中には法を犯して穀物の取引は現に行はれ只所外者と之を取組まざるに止まれり、元來獨逸は方今五穀の輸入國なるを以て取引所に於ける其定期の有無は固より四海の五穀市場に影響することなし

既説の如く登記の弊害甚しく終に狡猾なる商賣輩は銀行若くは仲買と數口の取組を爲し其中利益ある者のみを選び之が履行を迫り、不利なる者は棄て、顧みず、其損失を相手方に譲り而かも其非行は法庭の助長する所と爲るの結果を生ぜしを以て政府は今回の改正案には之を全廢せんとし原案に此事を掲載せり、然るに議會に於ては保守黨、宗教黨等常に取引所を敵視し事の善惡を問はず苟くも其利便と成る事は皆流毒の因たりとの妄信を抱く者少なからず、尙ほ登記を存し之を強制し現行は單に登記を経ざる者は法の保護を得る能はざるに止まり別に制裁を附せずと雖も彼等は更に一步を進め之に制裁を附し登記を経ずして定期の



契約を爲したる者は五ヶ年以下の禁錮及一萬馬以下の罰金に處する者と爲し特別委員會の第一讀會を経過せり然るに斯の如き極端なる議論は又是れ眞面白に非ずして裏面に於ては當時集會法を統一し今は列邦寬嚴を異にす公會に於ける用語は獨逸語に限るものと爲し其取締を列邦より帝國法律に移すの議案提出後ち議會を通過し六割以上外國語の用ひらるゝ場所に於ては次の二十年間は公會に於ても其外國の語を用ゆることを許し警察へ其目的を告げ許可を受くべきものと爲し各列邦に多少取捨を爲すの餘地を與へたりせられ居たるを以て之を好まざるの黨派一致して政府が固く登記全廢説を採て動かざるを見故らに其反對に出て斯の如き頑強なる説を主張し集會法の統一を妨けすとすの意に出るものありて久しく第三讀會を開かず双方相反目し中には順慶流を講じ居る者ありたり然れども斯の如き的情況を以て事を始終する能はざるは無論の事にして双方讓歩して一の折衷案を生じ久しく結ばふれて議決に至らざりし請ふ左に其重要なる點を陳述せん

一 政府の主張に係る特別登記の廢止は復活せられ定期取引の範圍は原案より

多少廣められたり由來政府は商社普通公認登記を以て取引所に於て定期取引を爲すの權利の基礎と爲せしと雖も協定案は小商人若くは職工級に屬すべき者にして登記を経たる者を取除けたり(自由黨は此區分を煩細に過るものと爲し商業登記を以て總て定期取引の基礎とせり)

二 政府案には鑛業及工業株は總て取引所の定期價格表に掲載し得べきものと爲せしと雖も協定案は其選擇は之を帝國會(ブンデスラット)の權内に屬するものとし原案は價格表に掲載する前に發行會社の説を聞くに止まりしと雖も協定案は會社の承諾を得るを要するものと爲し爾後隨意に之を取消すを得るものとなせり

三 協定案は現行法に據り創立せられたる會社の株式にして公然の取引に據らざる取引は取引所に於て是を認めず是等の取引には總て取引所の便宜を與へざるものとなせり然るに政府案は是等にも公然取引を爲すを許すものとせり元來是等の取引は實は定期なるも表面は直現金取引の如き形を裝ふものにして畢竟現行法の峻嚴に過るの結果銀行商人間の協謀に生し弊害なきにしもあらず今試



に其方法を略陳すれば銀行が先づ大會社の株式を未來の或時期に引取るべきの注文を發し又は讓渡すべきを約し單に帳簿上に其賣買讓渡を記入し置き、華主が賣方なるときは期日までの利子を其預金に記入し、買方なるときは其までの利子を銀行に支拂ふものにして賣買價格は普通の決算日(モンツリ、セツトルメント)の實現に據るものなり、其素質斯の如し多少の議論あるは勢の已を得ざる所のものなり

四 舊行法は専門的に穀物の未來(フューチャール)と唱する取引を禁ぜしと雖も引渡すべき現物の存在する定期は之を認可せり、今其由來を考ふるに西曆千八百九十六年舊行法の實施せらるゝに當り五穀取引所は農業黨の壓迫を受け終に旗を卷ひて市場を退き其より三年の間伯林市場に穀物の定價なく商買は勿論住民舉て非常の不便に陥りたり、是に於て政府は百方商買を諭し彼等をして市場に復歸せしめんとし農業黨と商買との間に斡旋し終に賣券の方法を講じ纒かに市場の標準を得るに至れり、此方法に據り賣買製粉業家及倉庫は損害賠償の責に任し隨意的(オプション)定期取引を爲すを得るものとせり、例へば製粉事業家は一方に

於ては自己の爲め便宜なる或未來の時に麥粉若干を賣渡す事を約し、一方に於ては其と同時期に於て麥を購入すべき事を約束する事を得るものと爲し稍やく需給の投合を求むる事を得たり、然れども斯の如く同時に相互間に賣買を爲すときは當初より現物の受授を目的とせず單に差分を拂ふて表面を裝ふことを得べく又賣買の間契約當時の價格と讓渡當時の價格との差違を受授するを目的とし當初より現物の受授を眼中に置かざるの弊を生すべきを以て斯の如き取引は合法の者に非との論難斷ゆることなく殊に農業黨の如きは大に之を好まず常に嚴罰を以て之を禁止すべきを論せり、恰も好し今回の改正に當り自由黨と意氣相投し該黨は斯の如き純粹差額取引は禁錮及重き罰金を以て禁止すべきを主張せり、是に獨逸取引法即ち西曆千八百九十六年の法律の結果不良にして取引所に多大なる打撃を與へたること斯の如し、元來取引所問題は我國に於ても尙ほ未解決の問題に屬し大に研究すべきものある哉論を竣たす故に多少の重複を顧みず更に補充的に一言を加ふるは蓋し無用の業に非ざるを信ず請ふ少しく之を述べん

抑々西曆千八百九十六年の法律は六月二十二日を以て自由黨及社會黨員の反



對ありしに拘はらず中央政黨及保守黨の賛成を以て議會を通過し同年七月三十日より實施せられたり該法は前記の如く穀物麥粉を含む礦山及工業株及二千萬馬以下の會社の株式債券は總て定期取引を禁ぜり是に於て中小會社は非常の打撃を被ひり左なきだに世上の趨勢は大資本大會社の勢力を増進するの傾向なるに大に其發達を助長し「カルテル」「シンデケート」等の暴威を逞ふするの一因と成り就中穀物の如きは多大の影響を受けたり今一例を設けて實際の動作を述んに例へば製粉者が麥を購買し製造に着手し製粉の後ち其製品を賣却するとせば原料品の購入より製品の賣却までの間の麥價の變動を豫測すること難く著き危険を侵さざるを得ざるを以て彼は麥の購入に次て製造時間を見計ひ麥粉の定期賣却を爲し價格の上騰より來る所の利益を捨て其の下落より來る不測の損失を免れ以て製造家相當の利益を收むるを以て満足するを通例とす又従前は麥商が生産地に入込み生産者より麥を購入するには再賣の時の萬一の下落を慮り「ブッセル」(約一斗九升五合)に付十錢乃至二十錢を踏みしものなるに當今は取引所の相場付を利用し附近の中央市場例へば米國なれば「シカゴ」の相場に對し二錢廉の價格

を以て生産者より購入するを通例とす然るに前記西曆千八百九十六年の法は穀類を取引所に登することを禁ぜしを以て定期は勿論之を爲すを得ず日々の公定相場をも之を知る能はざるを以て總て前記の利益を失ひ其賣買は舉て之を思惑に附せざるを得ざることゝなれり此事は五穀に限らず證券類に於ても皆同様の結果を生ぜり是に於て商賈は勿論一般公衆も大に之に苦み法の缺點を濫用し裏面に於て一種忌むべきの取引を按出し盛に之を行へり則ち法の正條には定期取引とは契約に依り定められたる或未來の時に物品の受渡を爲し之に對し支拂を爲すものなりと規定したるを以て禁止せられたる證券又は物品投機的定期取引を爲さんと欲する者は獨り證券又は物品のみを定期受取とし支拂を即時と爲し以て容易に法網を脱し而かも其仕拂は仲買若くは銀行よりの借入又は慣合の過振小切手を以て之を爲し又賣却には證券又は物品のみを定期渡しとし支拂は之を即時に受け是も慣合にて手形小切手等を以て表面を裝ふこと多し以て自在に定期の實を行ひ其害従前の公許時代より一層甚しきに至り

又現行の特別取引登記の方法は既記の如き大弊害を生じ輿論の攻撃殆ど此一



點に集まれり、抑々獨逸現行取引法は仲買及取引所に據り定期賣買を爲す者は一般の商業登記の外特別の登記を爲すを要し、加入手数料百五十馬及二十五馬の年税を負担し前記の如く賣買者の一方に此登記を缺くときは其取引は法律上之を無効と爲せり、然るに立法者は尙之を以て満足せず、而して西曆千九百年民法を定め其七百六十四條に左の如く規定せり。

物品又は證券の定期賣買が當初より現物の受渡を豫期せず契約當時と支拂日との取引所公定相場の差違を一方(損失者)より一方(利得者)に支拂ふを目的と爲す者は本法に於ては掛け事(ウエイヂャ)と見爲す、當初一方のみが差違の受授を目的と爲し一方は單に其情を知るのみの場合亦同じ。

又同法第七百六十二條には左の如く規定せり。

博易(ギャンブル)又は掛け事(ベツチン)の爲には支拂の義務を生ぜず、又之に依り現に失はれたる金銭は支拂義務は成立せざりしとの理由を以て之を回復することを得ず。

是に於て民法は定期取引を骨牌(競馬)と同視し全く法律以外に置けり、是れ前記の

大弊を生じたる一因と云はざるを得ず、西曆千八百九十六年以前には取引所の取引は總て勘定上の取引と認められ、毎月末に決算を爲し倫敦に於ては月二回なり、或は支拂を爲し或は更新して取引機關公開せられ、苟も物品及證券を賣買せんと欲する者は大小に拘はらず常に自己の動作上参考に資するの材料を得るに苦まざりしも、爾後は取引所に登る證券等極めて小數と成り全體の上に參考するに由なく、又是等小數の證券等或特別の事情に依り昇降するときは其原因の影響を受けざる他種の證券等を以て之に差繼ぎ代用利用するの道を失ひ、隨て現金使用の必要を増加せり、是れ豈に近時獨逸貨幣市場に於て金利屢々動搖し他國に對し常に高分を保つと雖ども尙隣邦の貨幣を吸收するに足らず金融頗る逼迫し工商爲に不便を感ずるの一因たらざるを得ん哉、是に於て小銀行は大に金融に苦しみ、西曆千八百九十一年乃至九十六年の間には個人銀行の廢業せし者三十二行、西曆千八百九十七年より同千九百二年までの間には百二十五個の小銀行の廢業を見るに至り、西曆千八百九十一年乃至九十六年間は六十五個の株式銀行新設せられ、西曆千八百九十七年乃至同千九百二年には更に二百七行の増加を見たり、是れ大



銀行と取引所の關係増加したるの結果にして其良否に就ては天下自ら定論あり以て之れを此の處に贅せず斯の如く獨逸取引所法は内國に於て内國市場の調和を破るのみならず投機者流は自國に於て投機的取引をなすに便ならざるを以て其資金を紐育倫敦等へ移し大に鐵道、礦山等の株式市場に横行し頗る脱兎の勢を逞ふし本國の市場をして更に一層の逼迫を感ぜしむ是れに於てや彼の人種、國語、宗教、學說等種々にして一定せざる獨逸に於ても現行取引法の有害なるには異口同音殆ど相一致するもの、如し今試に輿論の大要を掲ぐれば左の如し

現行取引法は各種の有價證券の價格を下落せしめたり何となれば現行法は甲種の證券を賣り乙種の證券を買ひ其間に利害の調和を計り市場自然の需給の道を塞ぎたればなり又證券の賣買が自由ならざるを以て些少の政治上經濟上の變動が市場に大影響を及ぼす何となれば各種の賣買が自由なれば或原因が最大なる影響を甲種證券に及ぼすも乙種には左程及ばざるを以て其間に調和を求むるを得べきも現今は之を爲する得ざればなり此有様にて戦争でも始めれば直ちに市場に大恐慌を生すべし誠に憂慮に堪へざるなり

是等は其大要にして現行法の論難駁撃數ふるに遑あらず是に於て輒近獨逸政府も大に悟る所ありて前記の如く改正の必要を認め議會亦之を諒とし大體に於て政府案を可決し第三議會を通過せり是に於て五穀商中に大動搖を生じ萬一如上の議論國法とならば穀物賣買は盡く暗中の投機と成り其害名狀す可らず國民の不幸是より大ひなるものなかるべしと爲し一大議論を惹起し自由黨及急進黨も終に極端に其説を主張せず市場の動搖も隨て平穩に歸せり

#### 四 白耳義

伯林の次位に在りて歐洲市場に勢力あるものをブルクセルとす抑々白耳義は強國の間に介在する一の小中立國なりと雖も其民の勤勉なると主權者の賢明なるとに依り國初以來四十年間に國富大に發達し殊に諸般の事業に自由主義を採り内國諸會社の證券は云ふに及ばず外國證券も取引所に顯はれ西曆千八百九十八年發布檢束の法を避くが爲め佛國の金融會社にしてブルクセルに支店を開く者多く西班牙鐵道株の如きは殆ど擧げて佛より白に移れり而して白は電氣馬車



鐵道に經驗を積み他國の爲に之を開き資本を供給すること甚だ多し

### 五 紐育

北米合衆國亦金融市場の一勢力となり、輒近英國の國庫證券の募集に應じ我國の公債にも應じ其他メキシコ、キューバ等の公債にも指を染め漸次債權國の仲間入を爲すの勢ありと雖も、國勢尙ほ新にして未だ債務國たるの實を免れず、隨て取引所に顯はる所の證券も内國諸起業會社の株券債券に屬し鐵道及信託會社合衆國に盛なるもの、中の最たり、國廣し鐵道の要多き所以、銀行の分業なし故に信託會社發達を要すに關するもの主要の部分たり

### 六 市場の趨勢

各國貨幣市場の特質斯の如くなるは其國情及歴史上の發達の然らしむる所に於て正に然らざるを得ず、然るに今哉各市場は各々其地形に依り電信、陸上、海底、及電話を以て氣脈を通じ運輸の便亦大に開け居ながらにして千里を致し所謂縮地の法是に行はれ一國一市獨り其利を専らにすること能はず、圓滿普及殆ど内外の別なく苟くも常識を保ち普通の注意を拂ふときは金融界より殆ど距離の要素を

除却し有價證券の價格決して各中心市場に於て懸隔あること能はず、資金は利子の高低に因り隨處に流動し恰かも水の樋管を通ふが如く出入其高低に隨ひ自由自在にして内外の區別なし金融の便殆ど其頂上に達せり、今哉世運の進歩は獨り英都をして四海の金權を専らにすることを得せしめず、三十有餘年の平和は大に佛國々民の褻裏を養ひ艶麗花の如き巴里に強大なる金權を加へ又建國百有餘年の歲月と勉勵は大に北米の富源を發達し材料の豊富と生産力の強大とは以て四海を歴し彼の富強を以て誇る所の歐洲人士をして、ヤンキー、ペトル即ち米禍を絶叫して顔色なからしめ、其商業中心たる紐育は高塔巍然として中天に聳へ、貨車の往來織るが如く事業の盛大なる既に倫敦を歴し既に世界金融の一中心市場となり倫敦、巴里と相率ひて以て鼎足の勢を爲し天下の三大中心と稱へられ而かも其實あり、然れども四海の廣大なる三者の一獨り金權を専らにすること能はず、國情の差違に依り各々其專務を異にし相待て始めて其業務を全ふす、即ち紐育は手形發行の中心となり、倫敦は引受の中心となり而して巴里は融通の中心となる蓋し是れ米は其生産力強大なりと雖も大勢尙ほ債務國に屬し其辨濟の爲め巨額の支

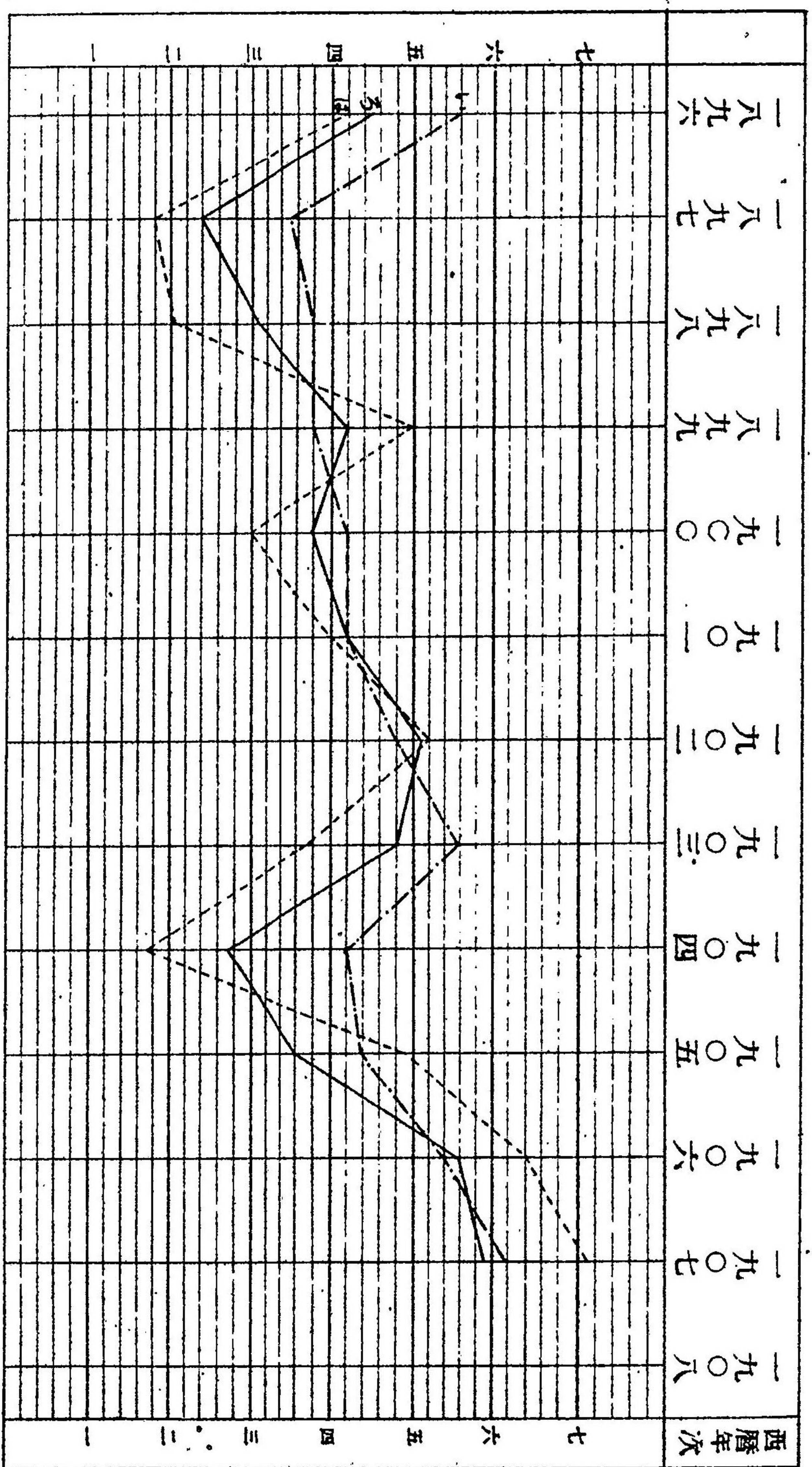


拂を要し、英は四海の最大債權國にして物品の輸入最も多く而して佛は資力内に  
 充ち債權國として英國に亞ぎ佛の外國投資額は無量三百億法を超過す他國の爲  
 め一時金融を爲すに最も便なればなり、又合衆國の如きは特別の事情ありて利子  
 の變動急且つ屢々なり請ふ之を左に掲出せん

スウェエヌ運河の開鑿は地中海沿岸の諸港に東邦貿易の便宜を與へ喜望峯廻航  
 當時の如く倫敦をして中央市場の全權を專有せしめず、英國が尙ほ金融の一大中  
 心たるを失はざるは先鞭の力多きに位す、而してシムブロン大隧道は新たに中欧  
 諸國に交通の便宜を與ふべく而してパナマ運河は更に多大の影響を英國の繁榮  
 に及ぼすべし、今日既に英國は自ら金融の中心と云はんより寧ろ海外銀行の地主  
 と云ふべき情況なり、即ち在英倫七千八百七十個の銀行本支店中外國及殖民地銀  
 行の此支店及び代理店の數は三千三百三十八個の多に達す、就中佛の商工銀行里  
 昂巴行、巴里割引銀行、獨逸銀行等勢力最も強大なり、即ち在倫敦里昂銀行の如  
 きは取引英倫銀行に亞ぎ在英内外銀行中最大金額に達す、是等の銀行が英國と大  
 陸との貨幣及證券市場を媒介し營む所の業務甚だ盛大なり、我横濱正金銀行の支

英國特有の地位

英國銀行ニ於ケル西曆一八九六年乃至同一九〇六年間ノ標準利率

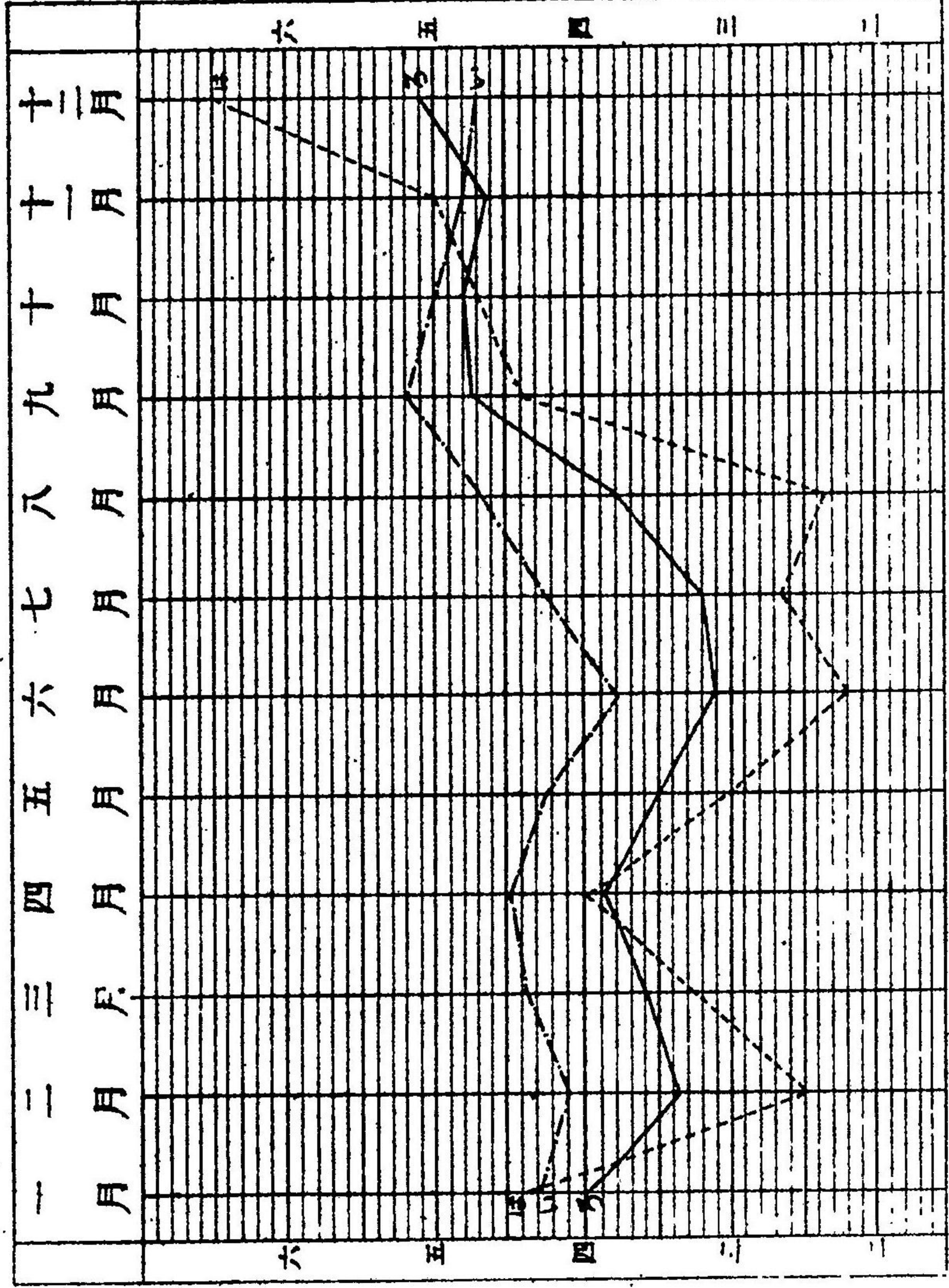


第四表ノ一  
 は 取引所通知貸  
 る 同上期限貸  
 い 六十日期商業手形割引



第四表ノ二

又新設ノ銀行ノ月別ラ示セシ左ノ如シ



米國紐育ニ於ケル西曆一八九六年乃至一九〇六年間ノ月別標準利率

英國に於ける銀行の資力

金融の順序

店亦此中にありて彼我の金融及貿易に貢献する所少からず。今是等銀行の資力にして英國銀行に屬する者は十億五千萬磅殖民地銀行に屬する者四億三千七百三十八萬七千磅而して外國銀行に屬する者は實に三十億九十七萬七千磅則ち英國の者の三倍に垂んとし實は主客顛倒の奇觀を呈す。然れども倫敦に於て各種の事業に應じ得べき銀行資金は前三口の締高即ち四十五億七千七百四十六萬四千磅(卅七年)にして亦盛なりと云つべし。

倫敦は此強大なる資力を以て各地より來る所の手形の引受を爲す。今如何にして外國手形か倫敦に達し如何に前記三大中心が協力して世界の金融を便する乎を見るに例へば米國の一倉庫會社が物品を賣却して買受人に手形を宛れば此手形は地方銀行の割引する所となり地方銀行は斯の如くして得たる權利に基き附近の都會の「コルレス」先に手形を宛て(第一轉)之が割引を受け附近都會の割引銀行は紐育に宛て(第二轉)割引を受け紐育割引銀行は倫敦銀行へ宛て割引を受け(第三轉)倫敦に於て其金を使用し若しくは大陸へ送り又は自國へ引くものとす。而して倫敦若し金融を要するときは巴里に宛て割引を受けて(第四轉)後に至りて決算す。是



等回轉中に紐育銀行は地方銀行に命じ倉庫より物品を購入したる者より集金し倫敦の爲に保管し若くは送金す斯の如く手形が轉一轉する毎に其性質を改良し改良毎に割引歩合を遞減す即ち斯の如き場合に於ては地方倉庫の手形は通例六分乃至七分にして倫敦宛手形は大方二分なり卅七年十二月には三ヶ月二分九四六ヶ月二分八八三大中心の世界金融を爲すの實況凡そ斯の如し事情妙にして間然する所なし銀行の術亦盡せりと云つべし

### 第二節 信用狀

#### 第一目 信用狀の種類

信用狀は爲替手形と類似する者なるも少しく其趣味を異にす而し信用狀には數種あり請ふ先づ種類より之を説かん

- 一 普通信用狀
- 二 「ソルキュラ、レタ、オフ、クレデット」即ち信用廻文
- 三 「コムフオームド、レタ、オフ、クレデット」即ち合款信用狀

合款信用狀

是なり、普通信用狀は第三號雜形の一の如く其發行者が銀行商會の如き或第三者に其所有者に金錢を支拂ひ又は信用狀發行者の本支店若くは指定人に對して其所有者が發行したる手形若くは小切手を支拂ふことを依頼するものなり信用廻文は第四號雜形の一の如く其發行者が數多の銀行へ其所有者が自己發行者の本支店又は或第三者に向て發行したる手形若くは小切手の支拂を依頼する者なり合款信用狀は専ら外國貿易上の支拂を便利にする爲に發行するものにして貿易上の支拂を受ける者に第四號雜形の一の如き書式を以て發行者より信用狀を與へ其と同時に其發行者は通例銀行若くは外國貿易に關係ある商會なり其信用狀の所有者は自己發行者の本支店又は自己に對する債務者通例貿易上に對して小切手若くは手形を發行するの權能を與へ同時に支拂銀行に向て信用狀所有者の眞實なること及其振出したる小切手若くは手形の保證に立つことを信用狀に記入す而して其の小切手又は手形が信用狀の發行者の本店に於て支拂はれたるときは其資金は貿易上の支拂義務者より發行者に拂込むものとす此場合に於て若し第三者が其小切手又は手形を支拂ふたるときは其第三者は信用狀の發行者に



對しては勿論其所有者及拂出元に對して手形上の權利を保有す然れども此事は信用狀の交付より或期間内に發行されたる小切手又は手形に限るものとす。又物品購買の爲に信用が與へられたる場合に於ては右の小切手又は手形に船荷證書貨物引換證等を添付し、又は之を送附したる後ち、小切手若くは手形を振出すを順序とす。

### 第二目 署名、合言葉及受拂用紙

總て信用狀には其何種に屬するを問はず所有者をして其一隅に署名せしむるものとし、所有者の旅行先の主要なる市府の銀行の本店に向て鑑合の爲め當人の署名鑑を送付し更に合言葉を送ることあり、而して小切手振出の場合に於ては其裏書の文言を豫定して之を通知し、一は以て紛失の場合に備へ一は以て信用狀の正當の所有者たるの證左を明にするの便に備ふ、又時に或は信用狀に第五號雛形の如き其正當所有者の人相書(我國人にして外國へ旅行する者の爲め人相を附するときは面貌體格の差違の爲め却て疑を生ず)を添付することあり、實に用意周到なりと云つべし、而して紛失の場合に於ては速かに其取扱本店に電報して支拂を

差止むるは所有者の自由なり、是等は昔多年の經驗上より得たる結果より出る所の注意にして則とるべきもの少なからず、廻文信用狀の場合に於ては信用狀の外に第四號雛形の二の如き拂受表用紙を其所有者に交付す此用紙は雛形の如く概ね之を五欄に分ち第一欄には拂渡の月日第二には拂渡人、第三には拂渡場所、第四には文字を以て拂渡金額を記入し第五には前欄の金額を確むる爲め更に數字を以て其金額を記入す其記入は勿論支拂人の方に於て之を爲すものなり、斯の如く信用狀の所有者は數個所に於て支拂を受け歸國の後ち之を發行者に示し、出立の時拂込たる金額と照合して決算するものとす、此受拂書は信用狀の使用者が如何なる場所を旅行し如何に支拂を受けたる哉の日記の代用となる、而して小切手振出の場合に於ては他日其支拂人と信用狀の發行者との間の決算鑑合の便となり頗る便利なるものなり。

### 第三目 信用狀の依頼及發行

信用狀の便利なる凡そ上來述ぶる所の如し、今一步を進めて其取扱方法を説かんに商業信用狀を得んと欲する者は先づ第一號雛形の如き依頼書を發し







先に於て貴行當座小切手を以て仕拂相受候節は即ち貴行に於ける拙者  
當座勘定より御仕拂可被下候右御依頼申候也

三三

.....年.....月.....日  
.....市.....町.....番地

某銀行  
御中

右の如く依頼を受けたる銀行は差支なしと思考するときは商業信用状の場合  
に於ては第三號雛形の一の如き信用状を作り之に同等の第二面を添付し之を依  
頼人に交付し

第三號雛形の一

第三千三百號第一面

商業信用状 (旅行も兼用す)

信用状の  
發行

依 頼 人 印	全 上 筆 跡

一 限度金額  
一 取組期限 .....年.....月.....日より.....年.....月.....日迄  
一 仕拂期限  
一 仕拂人

右の範圍にて.....殿より此信用状呈示の上手形の割引又は荷爲  
替取組の御請求有之候時は右の印鑑及其筆跡御照査の上にて成る可く  
低歩を以て無御懸念御取扱可被下候也

某銀行

年 月 日

各取引銀行  
御中

三三







三十五年十月廿六日に至るまでに御座候

明治三十四年十月廿六日

日本東京何銀行頭取

所持人 大黒屋 福助(自署)  
本狀第三面四面記載の諸銀行各位

第四目 信用狀の記入

斯の如くして得たる信用狀の所有者は其旅行先の各所に於て所要の金額を受取り第二面以上に示すか如き記入を得以て金額領收の事績を明にすることを得

受拂用紙 (第二面)

支拂日附	支拂人名	市名	金額	金額
十一月三十日	第一國立銀行	紐育	百 弗	1000
十二月三日	第五十國立銀行	紐育	參百 弗	3000
				(數字額)

十二月十五日	ジョン・フールマン	ポストン	貳拾五 弗	25
十二月廿五日	パリス銀行	倫敦	五拾 磅	50
				(數字額)

第四號雛形の三

國名	銀行名	市名	町名	國名	銀行名	市名	町名
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....

第三面



(用國米)

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

元

第 四 面 (用洲歐)

.....	國名
.....	銀行名
.....	市名
.....	町名
.....	國名
.....	銀行名
.....	市名
.....	町名
.....	名

右の外信用状の發行者が其依頼人即ち所有者をして自家本支店に宛て手形若くは小切手を振出さず、ジョン、スミス又はジョン、ブラオン商會の如き在外の第三者發行者に對し債務ある者を通例とすを特定し之に對して切手若くは手形を振

出さしむることあり、此場合に於ては發行者は第四號雛形の如き書式を用ひ其末文に其手形又は小切手が第四號雛形の第三面、第四面の或支拂銀行又は割引銀行より右の第三者に呈示せらるゝときは遅滞なく支拂はるべき旨を保證す  
 又在外支店代理店若は出張店等が右の小切手若くは手形を支拂ひたるときは本國に在る本店は信用狀發行者に向て其資金の償還を請求す、此場合に於ては爲替相場及手数料を請求す

第五目 人相書

又前記信用狀所有者人相は左の如きものなり奇異なる者なるに由り參考の爲め左に掲載す  
 第五號雛形

信用狀所有人の人相書

人相書

住所

氏

名

三



年齢	三十九年三ヶ月	顔	瘡
身長	五呎六吋四分の一	髪	黒褐色
額	高	顔色	淺色
眼	灰色	顔形	圓く且つ肥ゆ
鼻	尋常但し厚	特徴	左手第三第五指の間に傷痕あり
口	尋常		

此人相書は株式会社歐米爲替取扱会社の振出せる信用狀附帯のものより寫せるものなり

第六目 信用狀に關する規定

紐育に行はるゝ信用狀發行の規定は概ね左の如し

甲 正金提供に對し發行の場合但し五百磅以上發行の日に於ける倫敦宛參着手形の爲替相場を以て發行す  
但し提供金には利子を附せず亦手数料を徴せず  
此場合に於ける信用狀の使用残りの分は返附の日に於て手形の爲替相場

乙 場を以て拂戻すべし  
使用金額に對し百分の一の手數料を要求する場合

- 此場合に次の如く區別すべし
- (一) 正金提供(但し五百磅以下)發行の日に於ける倫敦手形の爲替相場に依りて支拂ふ但し利子を附せず  
此場合に於ける信用狀の使用残りの分は返附の日に於て爲替相場を以て拂戻すべし
  - (二) 正金に略ぼ等しき額の當座預金 此場合の引出受領手形は必ず其の日の爲替相場に準して當座現金より差引くべし但し貳千五百弗以上の預金に對して當座貸金の普通利子より一分方廉なる利子を拂ふ 但し年利四分を超ゆべからず
  - (三) 手形の呈示せらるゝ時に辨濟すべき約束にて満足なる保證を與る場合
  - (四) 完全なる有價證券の預け入れ 萬一使用金額を辨濟すべき準備金を差出し得ざる場合に於て此證券を賣却するなり 斯る證券の賣却及び之に附



帶せる利子及配當金の徴收に對しては一千分の二五の手數料を徴す  
總て信用狀は其所所有者之に署名し所有者の爲には充分なる證明書なるが故に  
何れの地に在るも所要の金額を得んとする場合に之を利用するを得べし。信用狀  
には通例此目的の爲に世界の有名なる銀行の目錄を要す故に其表に基き世界の  
總ての部分に於ける銀行より資金を得べし。又如何なる場合に於ても紹介人の署  
名なかる可らず

第七目 信用狀と爲替手形との便否

信用狀と爲替手形とは其効用稍々等しと雖も旅客の爲には前者の方便利なり  
何となれば爲替なれば出立の際旅行先の必要と豫定して之を取組まざるを得ざ  
るを以て途中にて旅行計畫に變更を生じ各所に於ける使用金額に過不足を生ず  
るの不便ありと雖も信用狀は即ち然らず各所に於て隨意に必要な金高を得るの  
便あればなり、勿論爲替にても倫敦の如き或中心に所要の全金額を振込み置き旅  
行先に幾度にても需用高丈之に向て手形を振出し各所に於て所要の金高を得る  
は不能の事に非ずと雖も旅行中不慣の場所に於て斯の如き事を爲すは不便少な

旅費支辨  
の爲には  
信用狀の  
方便なり

米人は最  
も信用狀  
を利用す

からず、信用狀ならば出立前自己の住所に於て一たび相當の手續を爲せば天下到  
る處に青山ありて復た顧慮する所なかるべし。米國に於ては世界中六百箇所に向  
つて差支へなく信用狀を發行することを得べき機關完備す、實に至大の便利を得  
たるものと云つべし。元來合衆國人士は性質活潑大に旅行を好み、殊に英國とは一  
種深密なる關係を有するを以て、少しく餘裕を得ば先づ英國に遊び夫れより大陸  
に到らんとする者頗る多く、巴里の某銀行家の調査に據れば合衆國の旅客が歐洲  
に於て使用する所の金額は毎年八億圓に下らず斯の如き計數は其性質上推算に  
據ざるを得ず固より確實なることを得ずと雖も、今や合衆國の人口は八千萬を超  
過し其一億に達するは將に數年を出でざるべし、而して其生産力は既に二倍の人  
口を支ふるに足り頗る餘財あり、抑々故國を慕ふは人間の常情にして合衆國人士  
の行動茲に出るは實に當然の事に屬す、而して軌近五箇年間の輸出超過額は年々  
五億弗に前後す、信用狀を作爲する固より難事に非ざるなり、其使用合衆國に盛な  
る亦偶然に非ざるなり



## 第四章 貸付并に金銀及公債證書の購入

### 第一節 貸付

#### 第一目 普通貸付

##### 一 質物の選擇

普通商業銀行は割引を先にし貸付を後にすべきは前陳の如し夫れ然り然りと雖も銀行も固より一然利事業なるを以て資本金に餘裕ありて割引のみを以て之を處分するを得ざるに際しては固より貸付を爲すを妨げず然れども貸出先の信用と擔保品の選擇とに就ては最も慎重なる注意を要す夫れ然り擔保品中最も佳良なる者を大藏省證券とす元來大藏省證券なる者は其確實なること普通公債と等しく而して其償還期日は當初より確定し加ふるに期限中と雖も元金を要することあるときは其實却は固より自由なり然らば即ち各種動産中貸付擔保の品質

大藏省證券

に恰當する蓋し此者の右に出づるなく而かも其便利手形の割引と撰ぶ所なく確實の點に至りては之を手形に比して一層上位を占むと云ふを得べく商業銀行の貸付擔保の爲には大藏省證券は實に無類の良器なり

普通公債

次は公債證書とす其確實の點に於ては固より疑ふべきものなしと雖も元金の償還に就ては之を豫期するを得ず然れども元金の必要あるときは容易に之を賣却することを得べく是れ亦好箇の擔保品たるを失はず

社債券

其次は會社の債券とす債券にして確實なる會社の發行に係り佛蘭西の土地銀行日本の勸業銀行の債券の如き者たらしめば公債證書と大差あることなく巴里に於ては土地銀行の債券は公債證書と同價格を保つを通例とす元來債券の利子は一定にして株式に對する割賦の如く變動なく前者は後者に對し優先權を有す故に其確實にして擔保の性質を備ふるは兩者孰れにあるや是多辯を要せずして明なり株券に至ては大に注意を要し仔細に其玉石を鑑別せざるを得ず而して其玉なるも尙ほ浮沈を免れず况や其石なる者に於てをや然るに近年學理を蔑にし吾人の望に副はず頻りに株式質を以て貸付をなし甚しきに至りては銀行自ら之

株式は普通  
貸付の質物  
に不適



を所有し勝を噛むの悔ある者少しとせず然るに喉下一過して其熱さを忘るゝの弊に漏れず誤を爲す一再に止まらずして其災前回より寧ろ重きは實に近年の實際たり今實地に就て之れを見るに四十一年末の普通銀行の貸付擔保中公債證書は約三千萬圓に止まるも株式は約一億二千四百萬圓即ち四倍以上に達す而して其株券の所有高は約八千三百萬圓に達し約二割二分の増加を示す戒はすんばある可らざるなり

二 能動と所動との區別

夫れ水相は靜にして而して風相は動なり風水相依つて以て浪を爲す然れども其濕燥の性を壞らず元來資本の放下に「アクチフ」と「パッシフ」即ち能動と所動との區別あり株式は能動に屬し債券は所動に屬す而して貸付の擔保品は確實にして價格の變動少なき者を好しとす株券の如きは常に其價格の動搖常ならざるのみならず萬一其株券が質流れとなるときは其質取り銀行は之を競賣せざるを得ざるべし然るときは其競賣價格に就て質流れ人より往々廉賣の苦情を受くる不愉快を免れず又我國に於ては競賣法第三條第二項に依り競賣の委任は書面を以て

株式中の  
選擇

之を爲さざるを得ざるの不便あり是は株式に限らざるも又質入株式に就き英吉利の如き取扱(後に説くべし)をなす場合に於ては不知不識の間に其株式は質取銀行の所有に歸し銀行は事業會社の株主となり根柢に於て氷炭相容れざる利害關係の衝突を生ずることなきを保せず豈に怖れざる可ん哉斯の如くにして株式が一旦銀行の所有となりたるときは銀行は之に對し拂込の義務を免れざるべく假令都合好く之を賣捌くことを得るも我國に於ては商法第百五十四條に依り其讓渡を株式名簿に記載したる後二箇年を経過するに非ざれば全然拂込の義務を免れ能はざるの虞あり故に銀行が已を得ずして株券を質して貸付を爲す場合に於ては優先株(中)にても「キニエメレチーフ」即ち積送的のものを先取すべしと第一とし次に無記名株若し記名なれば拂込済のものを選ぶを好しとす而して「デーフオールドストック」即ち後拂株(割賦高き)ときに投機を避んが爲め例へば百圓株を二分し又は空に増株をなし其一半又は元來の部分に對しては定額割賦例へば五分を支拂ひ他の部分に對して其殘餘を支拂ふものと爲す場合に於ける第二の者の如きは順位の最後に置くに至當とす今試みに近年英米に於て起りし有價證券價格



の變動に就き普通株優先株後拂株及社債券との間に如何なる差違を生ぜしやを  
見るに其概況左の如し

第五表 英國に於ける鐵道株式及債券價格の變動

社名	西曆千九百六年		同千九百七年		同千九百八年	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
パアトリ	110,000	100,000	110,000	100,000	110,000	100,000
中央倫敦	110,000	100,000	110,000	100,000	110,000	100,000
キヤンドニ	110,000	100,000	110,000	100,000	110,000	100,000
蘇格蘭	110,000	100,000	110,000	100,000	110,000	100,000
大中央線	110,000	100,000	110,000	100,000	110,000	100,000
大北線	110,000	100,000	110,000	100,000	110,000	100,000

社名	西曆千九百六年		同千九百七年		同千九百八年	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
及西	110,000	100,000	110,000	100,000	110,000	100,000
大中央線	110,000	100,000	110,000	100,000	110,000	100,000
蘇格蘭	110,000	100,000	110,000	100,000	110,000	100,000
大北線	110,000	100,000	110,000	100,000	110,000	100,000



倫敦及西南	倫敦	フライトン	線及南方中央	リマネイ	東南線	後		優		保		先	
						券	通	券	通	券	通	券	通
113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000
115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000
116,000	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000
117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000
118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000
119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000
120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000
122,000	122,000	122,000	122,000	122,000	122,000	122,000	122,000	122,000	122,000	122,000	122,000	122,000	122,000
123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000
124,000	124,000	124,000	124,000	124,000	124,000	124,000	124,000	124,000	124,000	124,000	124,000	124,000	124,000
125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000
127,000	127,000	127,000	127,000	127,000	127,000	127,000	127,000	127,000	127,000	127,000	127,000	127,000	127,000
128,000	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000
129,000	129,000	129,000	129,000	129,000	129,000	129,000	129,000	129,000	129,000	129,000	129,000	129,000	129,000
130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000

右の外類例甚だ多く枚舉に遑あらざるを以て只其著しき者に就て一斑を擧る

のみ、今茲に一言を費さざるを得ざるものは右の外後渡中に普通株若干歩合を拂ひし後に非ざれば割賦を得る能はざる者あり其一例を擧ればキャレドニヤの普通後拂前記の者は之なりの後位に在る第一及第二後拂と稱する者にして第一は普通株に七分第二は九分を拂ひし後に非ざれば配當を受るを得ず其價格は第一は前記三年間最高三にして最低八分の五、第二は最高一にして最低四分の一なりとす以て後拂株の質物に適せざるを證するに餘りあり

第六表 (米國鐵道株其他株式及債券價格)

鐵道及工業	西曆千九百四年		同千九百五年		同千九百六年		同千九百七年		同千九百八年	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
アッシュトン、トバ	八四、〇〇〇	八二、〇〇〇	八三、〇〇〇	八一、〇〇〇	八二、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八一、〇〇〇	八二、〇〇〇	八三、〇〇〇	八四、〇〇〇
カウチン、トバ	九〇、〇〇〇	八八、〇〇〇	八九、〇〇〇	八七、〇〇〇	八八、〇〇〇	八六、〇〇〇	八七、〇〇〇	八八、〇〇〇	八九、〇〇〇	九〇、〇〇〇
ホルチモール及オ	九〇、〇〇〇	八八、〇〇〇	八九、〇〇〇	八七、〇〇〇	八八、〇〇〇	八六、〇〇〇	八七、〇〇〇	八八、〇〇〇	八九、〇〇〇	九〇、〇〇〇
イリ	九〇、〇〇〇	八八、〇〇〇	八九、〇〇〇	八七、〇〇〇	八八、〇〇〇	八六、〇〇〇	八七、〇〇〇	八八、〇〇〇	八九、〇〇〇	九〇、〇〇〇
リ、デン	九〇、〇〇〇	八八、〇〇〇	八九、〇〇〇	八七、〇〇〇	八八、〇〇〇	八六、〇〇〇	八七、〇〇〇	八八、〇〇〇	八九、〇〇〇	九〇、〇〇〇







ず

前項の規定は記名の株式には之を適用せず

第四百六十七條 指名債權の譲渡は譲渡人が之を債務者に通知し又は債務者が之を承諾するに非ざれば之を以て債務者其他の第三者に對抗することを得ず

前項の通知又は承諾は確定日附ある證書を以てするに非ざれば之を以て債務者其他の第三者に對抗することを得ず

又明治三十七年法律第十七號は

民法第三百六十四條第一項の規定は記名の國債には之を適用せずと規定し、更に新規の一異例を開けり

#### 四 擔保品取扱に關する英國の慣例

英國の如きは一の簡便法あり、即ち銀行が株式を質として貸付と爲すときは其旨を會社へ通知す(口頭又は鉛筆書きにても効力を有すと聞く)會社が此通知を得たるときは株式名簿の書替をなし質借人の名義より貸付銀行の名義に移し返金

ありたるときは更に銀行より通知を得て本來の所有者へ返戻の記入を爲す是れ別に法規の命ずる所に非ずと雖も、實際の必要上貸借の圓滿にして且つ安全なるを期するが爲め自然に發達したる便宜法にして好箇の一慣習なりと云ふを得べし、然れども尙ほ時に或は拂込の義務の生ずるなきを保せず而して嚴然法理を以て之を論ずれば斯の如きは質權と所有權との關係を混淆するを以て固より完全と云ふを得ず、只事の必要上より生ずる機宜の取扱にして複中に單あり雜中に純あり英國商慣習の如きは實に拘すべきもの少しとせず、株式質貸付の苟もするを得ざる凡そ斯の如し、豈に愼まざる可ん哉

#### 五 銀行の避くべき貸付

然りと雖も銀行も亦其素質元と世俗に所謂愛嬌商賣の一なるを以て株券を以て融通を請ふの顧客に向て、咄汝何者ぞ何夫ぞ其れ腐敗株を齎らし來て嘔々する平等の暴言を吐き顧客を怒らす可らず、須く恭然言行を愼み敬して遠くるの道を講ずべし、近時二三銀行の失敗に鑑み世上少しく株式質貸の苟もすべきに非ざるを悟るの狀なきに非ずと雖も、所謂仁義主となれば即ち安く客たれば則ち危しの







七 合衆國に於ける業體に對する貸付の百分比例  
商業銀行が貸付に注意せざるを得ざる斯の如し然れども割引に餘力あれば進んで貸付を爲すは毫も妨げなく貸付は固より銀行業務の業たるは論を竣たず今  
轉近北米合衆國に於ける普通貸付の百分比例を見るに頗る玩味すべきものあり  
請ふ之を掲出せん

- 一 製造家に對する貸付 五〇\*
- 二 仲立商に對する全上 一五
- 三 仲買に對する 全上 三〇
- 四 小賣に對する 全上 五
- 合計 一〇〇

由是觀之製造家は其事業の素質上借入多く商賣は主として割引に依り其業を營むものたるを知るに餘りあり

### 第二目 保證貸

#### 保證貸の方法

保證貸とは英語に所謂 キャッシング クレジット なる者にして専ら蘇格蘭に於て行はれ殆ど農業信用及工業信用の代用をなす然るに英倫は大に事情を異にし其發達を見ず元來英國は金融機關の發達古くして分科特別の組織發達せる特設銀行の便を缺くと雖も事實の必要上より自然に特種の貸付方法按出せられ其名を異にすと雖も其實を同ふし農工信用亦大に行はる其方法は二人以上の保證人を立て實際の預金は毫も之なしと雖も或金額を限り恰も之あるか如く當座勘定を開き必要に應じて其高まては何時たりとも現金を引出すことを得るの權利を被保證人に與へ其引出したる高に對しては日歩を拂はしめ何時にても返金をなして預金に繰戻すことを得るものなり

保證貸は斯の如き仕組なるが故に有爲の少年輩の出世を助くるに大功あり例へば此處に大工の徒弟ありて其業既に獨立事業を經營するに足るべしと雖も世人未だ其技倆を知らず得意を得ること甚だ難く又必要なる道具を整へ材料を仕入るゝ爲に資金を要するは無論なり斯の如き場合に於て師匠若くは兄弟子等二人以上保證人となり銀行に其大工の卒業生を紹介して前陳の方法に依り彼が爲

#### 保證貸の效用



に信用を開かんことを請ふとせば、銀行にして其保證人に満足し且つ當人の性行技倆を信ぜば彼が爲に信用を開くに吝ならざるべし、而して小壯者は是に依りて出世の階段を得速かに有爲の精巧勞力者となるを得べし、豈に便ならず哉、

蘇格蘭に於くは此方法大に農業信用に行はる而して前記の如き青年有爲の輩の出世を助くるのみならず、既に業を營み多少世に知られたる者の爲にも頗る便利なることあり例へば茲に一工場的主人ありとせん彼は必ず貸銀支拂の爲め多少の手元金を保有せざる可らず、然るに今之を銀行に預くるとせば利子甚だ低く之を手許に所藏せば全く利子を失ふ故に此方法に依り勞銀支拂に必要な尪の金高を銀行より取出すの權利を得るとせば、自己の資金の全額を擧て事業に注入することを得、營業資本を増加するの便利あり

### 第二節 金銀及公債證書の購入

銀行が割引貸付に従事し尙ほ資金に餘裕あるときは金銀の購入に之を使用するを得べし、然れども是れ重に中央銀行に屬する事にして他の商業銀行の好て爲

保證書の  
擴張の

購入の素  
質の

すべきの業に非ざるなり、元來中央銀行金銀有高の多少は國の信用に關係し之が増殖を計るは其職務の一なるを以て特に中央銀行に金銀の賣買を許すは頗る其當を得たるものなり、然れども此事は所謂銀行當然の業務に屬するものに非ずして國家經濟の基礎を鞏固にする爲の外又別に必要ありて存す、其他尙ほ資金に餘裕あれば公債證書の購入を許す然れども決して商業的に證券賣買を爲すを許さず、只資金放下の爲め之を許す耳

今諸國に於ける銀行の公債證書購入高を見るに英國に於ける郵便貯金銀行は自國公債の約四分の一を有し、佛は凡そ六分の一を有す、獨逸に於ても西歷千九百年八月三分利の公債證書九〇、三〇より八九、六〇に下落したるに驚き貯金銀行をして六に公債證書を購入せしめんとの議を惹起せり、而して獨の貯金銀行は方今凡そ十分の一を所有す

銀行資金使用の順序及範圍は凡そ斯の如し深く注意する所なくんばある可らざるなり

諸國に於  
ける銀行  
の公債所  
有の



## 第五章 利率

### 第一節 總論

利率の市場に於けるは猶ほ船楫の船舶に於るが如く最も大切なるものにして其高低は市場の進行方針とに關し重大なる關係を有し、而かも事人爲に出て、却て自然を制するの怪力を有し、之を大にしては國運の進歩に關し、之を小にしては個人の利害と銀行の損害とに係り、殊に中央銀行利率と一般市場利率との關係の如きは國家の經濟上に重大なる影響を及ぼし、實に容易ならざる結果を生ず、請ふ少しく之を辨ぜん

利率の市場に於けるは猶ほ船楫の船舶に於るが如く最も大切なるものにして其高低は市場の進行方針とに關し重大なる關係を有し、而かも事人爲に出て、却て自然を制するの怪力を有し、之を大にしては國運の進歩に關し、之を小にしては個人の利害と銀行の損害とに係り、殊に中央銀行利率と一般市場利率との關係の如きは國家の經濟上に重大なる影響を及ぼし、實に容易ならざる結果を生ず、請ふ少しく之を辨ぜん

抑々學術上大體の關係に於ては資本は之を固定と流動とに區分す、而して市場直接の關係に於ては一國の資本は自然に「ビジネス、キャピタル」即ち事業資本及「バンク、キャピタル」即ち銀行資本の二種に分たる若し夫れ利率にして高に失せん乎、資本は自然に事業に向はずして銀行に入り以て市場一般の進行を止め僅に

利率の市場に於けるは猶ほ船楫の船舶に於るが如く最も大切なるものにして其高低は市場の進行方針とに關し重大なる關係を有し、而かも事人爲に出て、却て自然を制するの怪力を有し、之を大にしては國運の進歩に關し、之を小にしては個人の利害と銀行の損害とに係り、殊に中央銀行利率と一般市場利率との關係の如きは國家の經濟上に重大なる影響を及ぼし、實に容易ならざる結果を生ず、請ふ少しく之を辨ぜん

利率の市場に於けるは猶ほ船楫の船舶に於るが如く最も大切なるものにして其高低は市場の進行方針とに關し重大なる關係を有し、而かも事人爲に出て、却て自然を制するの怪力を有し、之を大にしては國運の進歩に關し、之を小にしては個人の利害と銀行の損害とに係り、殊に中央銀行利率と一般市場利率との關係の如きは國家の經濟上に重大なる影響を及ぼし、實に容易ならざる結果を生ず、請ふ少しく之を辨ぜん

現況を維持し、靜停不動蟻群霜雪に逢ふて土中に蟄し而かも食料支へざるの狀を呈す、之に反して其率低に失せん乎、資本は滔々として銀行界より事業界に逸出し其狀恰も給水大小の諸管より用水を流出し、而して本流よりは却て給水池に送水の力を減ずるが如し、尙ほ近く取て之を喻ふれば動脈を斷ちて之を結束せず血液の流出を自由にし、尙且つ靜脈を壓して血液の歸還を妨ぐるの類に屬す夫れ斯の如くにして生命を保たんと欲すと雖も豈に得べけん哉、故に利率は高からず低からず高低其中を得るを要す、其程度を定むること一見甚だ困難なるが如しと雖も元來利率の高低は需要供給の原則に依り支配せられ標準自然に表はれ之を制する甚だ易し、即ち率高きに過ぐれば資金の銀行に入るもの多く銀行其處分に苦しみ低に失すれば出るもの多くして銀行資金の需用に應ずること能はず故に前者の場合に於ては銀行は自然に利率を降下せざるを得ず、後者の場合に於ては自然に之を上騰せざるを得ざるなり

斯の如く一昇一降其間資金の需給如何に依り經驗上自然に銀行自身の維持營利の爲め適當なる中點を發見し、之に加るに普通の注意を以てせば能く其操縦を



誤らず、利率其程度を得る哉疑を容れず、故に貨幣及銀行の制度其宜きを得其間何等人爲の故障を加ふることなくんば利率は自然に適當なる點に定まるを通例とす、然れども其間徒らに人爲を加へ自然に反し殊更に上下せん乎市場或は充血し或は貧血し種々の病症を生ずるは數の免れ能はざる所なり

### 第二節 中央銀行利率と市場利率との關係

中央銀行率と市場の率とは粗々同一なるを要す、兩者の間に著しく徑庭あるときは甚だしき不便を免れず、然り而して前者は少しく後者の上にあるを恒例とせざるを得ず、若し前者にして後者の下にありて普通銀行か融通を中央銀行に求め其金額を公衆に轉貸して其間に世俗に所謂鞘取を爲し得るか如き餘地を存するときは、普通銀行は自己の預金等の取扱に注意せず、中央銀行に向て融通を請ひ低利を以て資金を得るを以て唯一の能事となすの弊を生ずるなきを保せず、又市場の緊縮を要し、中央銀行か其利率を引揚ぐるに際し、普通銀行か其利率を引揚げ之に應ぜず、依然割引貸付を自由にせば其結果或は投機熱を煽動することなしとせ

歐洲諸國の實例

ず慎まざればある可らず、故に歐洲諸國に於ては中央銀行の率は概ね市場率の上において、只時ありて兩者の間に差違なきを見ることあり、英國の如きは中央銀行率は市場率の上にあるを通例とし、露國の如きは同率なること多く、西曆千八百九十九年、同千九百年の平均は中央率の方少しく市場率より低し、是に於て一見一は商國にして一は武國なるを知るを得べし、市場の以て國情を寫す至妙なりと云ふ可し、獨逸の如きは既説の如く容易に中央銀行の率と他の發行銀行の率との間に差違の生ずるを許さず、只場合を限定し、微に中央銀行の率に比して他發行銀行率を低下するを許し、以て中央銀行と他發行銀行との間に營業方針の背馳せざることに注意す、方今各國に於ては深く此點に留意し、操縦概ね宜しきを得る者の如し、我國に於ては制度の完美なる固より四海に冠絶すと雖も、實際の操縦未だ遺憾なしと云ふを得ず、然りと雖も近年の發達漸く大勢に近く、傾向あり、請ふ、晩近の實況を左に表出せん

#### 第七表の一(各年の平均)







近時英國の市場非常に逼迫し西曆千九百零六年十月十九日を以て利率を六分に増加せり是より前き伯林は露債の拂込の爲め生ずる金貨の流出を防がんと欲し同月十日を以て六分に増加しアムステルダム銀行は十一日を以て五分と爲し白耳義中央銀行二十五日を以て四分半紐育は二十七日を以て六分乃至六分半に爲せり然るに佛國は悠々として尙ほ三分の低率を保てり今英國が過去三十年間中央率を六分と爲せしは昨年を除き六回にして即ち左の如し

西曆千八百七十四年十一月三十日より翌年一月七日まで三十八日間  
 同 千八百七十八年十月十四日より十一月二十一日まで三十八日間  
 同 千八百八十二年一月三十日より二月二十三日まで二十五日間  
 同 千八百八十九年十一月三十日より翌年二月二十日まで五十二日間  
 同 千八百九十年十一月七日より十二月四日まで二十七日間  
 同 千八百九十九年十一月三十日より翌年一月十一日まで四十二日間  
 然るに西曆千九百零七年に於ける歐洲各國中央利率の變動は更に甚しく則ち左の如し

第七表の三

從前ノ利率	變更ノ利率	利率變更月日	從前ノ利率	變更ノ利率	利率變更月日
六・〇	五・〇	一月十七日	七・〇	六・〇	一月廿二日
五・〇	四・五	四月十一日	六・〇	五・五	四月廿三日
四・五	四・〇	同二十五日	五・五	六・五	十月廿九日
四・〇	四・五	八月十五日	六・五	七・五	十一月八日
四・五	五・五	十月三十一日	五・〇	六・〇	三月十二日
五・五	六・〇	十一月四日	六・〇	五・五	四月十五日
六・〇	七・〇	同 七日	五・五	五・〇	同 廿三日
三・〇	三・五	三月廿二日	四・〇	五・〇	三月十六日
三・五	四・〇	十一月七日	五・〇	五・五	十月三十一日
七・五	七・〇	二月五日	五・〇	五・五	十一月七日
七・〇	七・五	十一月八日	五・五	六・〇	十一月七日

(附言) 英國に於て七分の高率を示せしは西曆千八百七十三年以來なき事なり尙



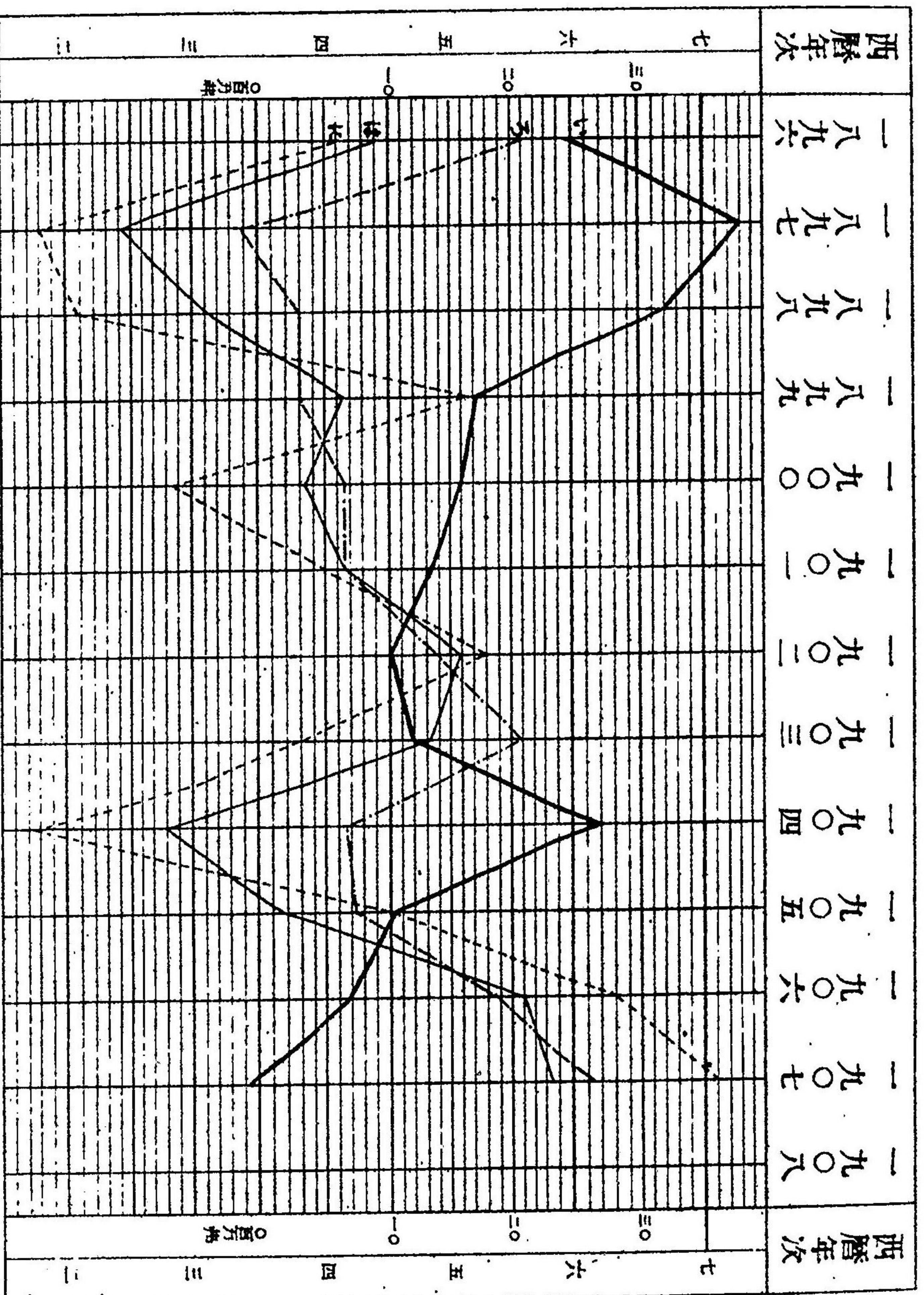
ほ引揚の必要を感せしと雖も幸に佛蘭西銀行より三百餘萬磅の融通を受け且つ獨逸よりも亦金流入せり是れ獨逸の引上げ方向ほ其程度を得ざりしを示すものなり斯の如くして此の上騰を防ぎ一月に至り數回の減少を爲すを得たり又西曆千九百八年の實況は左の如し

第七表の三

(西曆千九百八年中に於ける利率の變)

月	阿姆斯特丹		伯林		白耳義		倫敦		巴里		佛得堡		維也納	
	從前利率	變更利率	從前利率	變更利率	從前利率	變更利率	從前利率	變更利率	從前利率	變更利率	從前利率	變更利率	從前利率	變更利率
一月	五〇	四〇	七五	六五	六〇	六五	六〇	六〇	四〇	三〇	六五	六〇	六〇	五〇
二月	四〇	三五	六〇	五五	五〇	四〇	五〇	四〇	三〇	三〇	六五	六〇	五〇	四〇
三月	四〇	三五	六〇	五五	五〇	四〇	五〇	四〇	三〇	三〇	六五	六〇	五〇	四〇
四月	三〇	二五	五〇	四〇	四〇	三〇	四〇	三〇	二〇	二〇	六五	六〇	五〇	四〇
五月	三〇	二五	五〇	四〇	四〇	三〇	四〇	三〇	二〇	二〇	六五	六〇	五〇	四〇

西曆千八百九十六年乃至千九百六年間ノ準備總高及標準利率ノ變動

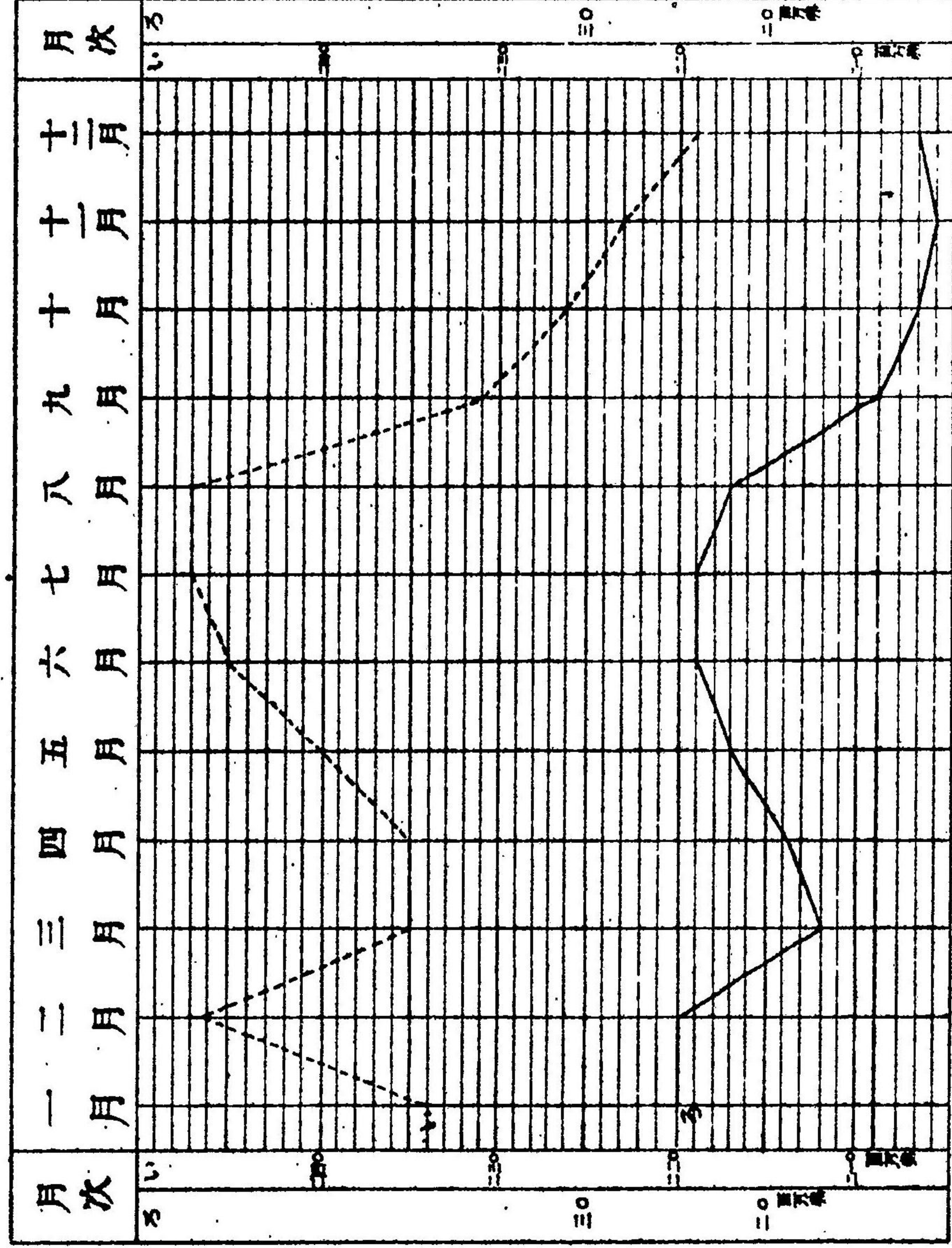


第八表ノ一

に 取引所通知貸  
は 同上期限貸  
ろ 六十日期商業手形割引  
い 利率



西曆千八百九十六年乃至千九百零六年間ノ月別準備總高及積立金増減



今一步ヲ進メ準備金等ノ増減月別ヲ示セハ左ノ如ク利率変動ノ月別ニ就テハ第一章第三節第七節第七目ヲ參照スベシ

由是觀之高率は主として年末年首にあり、手形取引の盛にして世界中央市場に近き英國に於て尙且つ然り我國の如く益寡決算の慣習ある所に於て其季節に金融の逼迫する固より偶然に非ざるなり又數年間利率を變更せざりし佛國中央銀行も周圍の情況に抵抗する能はず近年往々利率の變更を執行せり又北米合衆國は種々の事情ありて利率の變更急且つ屢々なり其變動及準備金増減等の關係を示せば左の如し

月次	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
準備總高	60.0	60.5	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
積立金	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
準備總高	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0
積立金	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
準備總高	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
積立金	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
準備總高	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
積立金	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
準備總高	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
積立金	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
準備總高	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
積立金	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
準備總高	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
積立金	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
準備總高	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
積立金	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0



### 第三節 有期預金及貸付利子の變更

前二目の外利率設定に就き尙ほ論究すべき一他の問題あり何ぞや、有期の貸借に係る利子變更の事はなり蓋し茲に所謂有期貸借の利子とは期限付き預金又は貸付を問はず其期限中に付する所の利子を云ふものにして有期預金には其期限中若干の利子を付し例へば三箇月期の貸付には年利五分の利子を徴するが如き是なり今之を外國の例殊に英國の實例に徴するに預金利率、定期に關す、當座には概ね利子を付せずは之を中央率に比して概ね一步半下位に在るを通例とし、有期預金(フツキスト、デポジット)の利子は期限中と雖も英倫銀行公定率の變更に依り増減するを慣例とす、貸付利子に至りては借主に對する信用の厚薄、擔保品の種類、要用の強弱等に依り率に等差を付するの要ありて預金利子設定の如く單純なる能はざるも、期限中と雖も中央率の變動に依り多少の變更を爲すを通例とす、然るに我國に於ては此の如き慣例なく有期は預金貸付共に定期のみありて其期限中は當初の率を改めず、期限中一般利率に如何なる變動あるも其滿了に至るまでは

英國の  
フツキスト、  
デポジット

之を改むるに由なし、是れ定期に於ては當然の結果にして契約を重んじ債權債務者をして一定の期間中一定の標準に依らしむるの利あるが如しと雖も元來市場は活物にして金融に張弛あるは勢の免れざる所なり、然るに確實を以て最終の目的と爲す銀行をして其貸借に一年若しくは六箇月間必ずしも一定不動の利率を使用せしむるが如きは變通の道に適ふと云ふを得ず斯の如くなれば則ち勢ひ未來の成行を見越し貸借に一種の投機的趣味を加ふるの弊を生ずるの虞なしとせず、是れ大體上決して健全の現象に非ざるなり、今哉我國銀行の制度粗々定まる然れども其經營に至りては未だ盡さざるもの少しとせず故に普通定期の外一種の期限付き貸借の道を開き期限中と雖も一般利率の變動に應じ當初所定の率を變更するものとし諸般の改良と共に臨機之を施行せば亦以て小補なきに非ざるべし、敢て一言し以て江湖に質す

又我國の銀行に於ては海外出稼人の爲め長期預金の名の下に一種の預金を爲し六ヶ月以上預入れとなりたるときは定期預金の利息を付し、六ヶ月以内に引出すときは小口當座の利息を支拂ふものとす、而して何れの場合に於ても普通市場

出稼人の  
預金に附  
する利子



率により日數に應じて利息を計算す又た一法ならずや

### 第六章 預金及小切手

#### 第一節 預金

##### 第一目 預金の効用

晩近歐米強國に於ては預金の高非常の巨額に達し、西曆千九百八年六月英國各種の預金は約百七十億三千百萬圓内約十五億七千五百萬圓は郵便貯金、約五億二千二百萬圓は貯蓄銀行にして共に前年末の高なりにして米國(八年九月)の如きは總高約二百五十九億千八百萬圓(内國立銀行約九十億六千九百萬圓貯蓄銀行約六十九億五千八百萬圓州立銀行約三十八億七千四百萬圓信託會社約三十七億三千四百萬圓個人銀行約二億五千三百萬圓に達し既に英國を凌駕す實に盛なりと云ふべし、而して更に驚くべきは斯の如き巨額の預金中現金を以て預入せらるる者は比較的僅少にして晩近歐米の實況は左の如し

預金の金

現金預け  
入と預入と  
入と預入と  
比較

	正貨	紙幣	手形小切手
倫敦	〇、七三	二〇四	九七、二三
エヂンバラ	〇、五五	一二、六七	八六、七八
ダブリン	一、五七	八、五三	八九、九〇
右の外二六ヶ所 の地方銀行	一五、二〇	一一、九四	七二、八六
西曆千八百九十二年に於ける米國の實況は左の如くにして	〇、一一	七、五三	九二、三六
紐育(四八行)	〇、八二	六、四四	九二、七四
準備都府(二八一行)	三、八〇	一一、二九	八四、九一
其他の三、一四四銀行			
佛蘭西銀行に於ては左の如し			
西曆千八百九十五年	三、二六	三七、九〇	五八、八四
同千九百三年	二、二二	二六、三六	七一、四二

由之觀之表面上預金は非常の預額に達するも其實現金預入は總額中の小部分にして其大分は手形の割引と銀行間の勘定の移替とに止るものにして金融上銀



預金は重  
形は重  
引より生  
ずる動定  
の結果な  
り

行の効力實に偉大なりと云つべし。方今文明諸國に於ては商人は自己の權利に屬する手形は之を銀行に送り割引を受け、或は取付を依頼して預金となし、義務に屬する手形支拂の資金即ち所謂爲替資金となし以て銀行帳簿の記入替にて支拂をなし、權利者と義務者と銀行を異にする場合は或は裏書或は新規の手形小切手にて支拂をなし、個人は勿論銀行と雖も現金を取扱ふは前記の如く比較的甚だ僅少なり。我國にては大阪の最新式の某銀行にて手形取扱は總額の六割強に止まる故に預金の多きは世人の信ずる如く銀行へ現金の拂込多きを證するものに非ずして、割引事業の盛なると、振替勘定の多きとを證するものなり、依て其手形小切手の撰擇は大なる注意を要す、何となれば銀行一たび其選を誤るときは其義務は歴然として在留し權利は雲散霧消して跡なく非常の困難を惹起することなきを保せざればなり。斯の如く銀行預金の大部分は手形小切手より成ると雖も、茲に驚くべきは英國勞働者の預金にして其高實に貳拾七億八千貳百拾萬餘圓に達す、是れ手形割引より生ずるものに非ずして現金預に因り成立つものなり、佛國の近況亦相類す、即ち西曆千九百五年に於ける里昂銀行等四大行の預金は約二十五億九千七

現金預  
は巨額  
る場合  
ない

百萬法、貯藏銀行預り高約三十二億千萬法、郵便貯金約十一億八千餘萬法、中央銀行預金約八億二千三百萬法、公金預を含ます合計約七十八億一千萬法なりとす、亦盛なりと云つべし、而して米國國立銀行の預金と貸付割引の關係は次の如し

第九表

西曆年次	貸付割引高	現金手元在高	個人預金高
一八九四	一、八五九	四一四	一、五八七
一八九五	一、九五二	三七五	一、六六八
一八九六	一、九五二	三三七	一、六四八
一八九七	一、八八六	四二〇	一、六六一
一八九八	二、一三八	四四〇	一、九八三
一八九九	二、二九九	五〇八	二、二三二
一九〇〇	二、四八二	四七七	二、四八二
一九〇一	二、八一四	五五二	二、七五四

預金と貸  
付割引の  
關係



一九〇二	三、一二九	五六二	二、九八二
一九〇三	三、三五一	五七一	三、一六〇
一九〇四	三、四六九	六一五	一、三〇一
一九〇五	三、七二八	六七〇	三、六一二
一九〇六	四、〇七一	六六八	四、〇八八
一九〇七	四、五八五	七三三	四、二〇〇
一九〇八	四、七五一	六七八	四、五四八

元

銀行が手形の割引を爲し生産者製造者に廣大なる便利を與ふるは既に論なく加ふるに前陳の如く商賈の爲め手形を以て預金となし債權債務を差引き決算を媒介し商事に便宜を與ふるの効力は更に一層廣大なり例へば甲が木綿の卸賣を始め代價一萬圓の約束にて木綿一萬反を某機業者より受取り三箇月拂の手形を宛てらるゝときは甲は之を引受け機業者は之を銀行へ送付して割引を受け券銀を支拂ひ原料品を購入し以て事業を進行す而して甲は右の一萬反を乙某即ち小

賣商に賣却す然れども其か爲め多少の利潤なきを得ざるを以て例へば之を一萬二千圓に賣却するものとす然らば甲は一萬二千圓の手形を乙に宛ることを得べきを以て即ち之を振出し之が割引を受け例へば一萬千五百圓の預金勘定を銀行に有するに至るべし然らば即ち三箇月の後機業者より宛られたる一萬圓の手形の期限満了となる時は優に是を以て彼の支拂に充ることを得べく而して千五百圓の預金は銀行に残り此取引より生ずる利益となりて存ず乙は又木綿を消費者其他に賣却して甲より宛られたる手形の支拂に應ずることを得べし而して甲乙が同銀行と取引するときは別に手形の支拂を要せず帳簿の記入替にて決算を爲すこと容易なり銀行を異にするときは一片の小切手能く決算の功を奏す是れ銀行當然の動作にして其便實に驚くべきものあり

第二目 預金に就ての注意

預金は斯の如く驚くべき働をなし利器は即ち利器なりと雖も其利用には非常の注意を要す銀行一たび其拂戻に差支を生ずるときは直ちに恐慌を惹起し銀行の困難は勿論預け人の迷惑實に名狀す可らざるものあり故に現金預に對する資







探るに足らざるなり、元來商人の預入には前陳の如く、手形及小切手の使用多く其確實なるや否やは勿論其期限に就ては特に慎重の注意を要し預金の拂戻に差支へなきを期せざる可らず又再割引の事も豫め中央銀行其他の大銀行と十分の打合を爲し置くを必要とす。

預金取扱に就き其箇々に對して注意を要するは前陳の如しと雖も亦一般に就て注意を要す、即ち商況平穩にして諸事圓滿に運行するときは出入其順を得従て入れは従て出て出入粗々相補ふて入の方少しく多く預金漸次に増加すと雖も、一朝商況不穩の狀を呈するに至りては事情全く之に反し入金減少し引出漸やく多く困難漸やく加はる然れども方今商業機關の繁密なる忽然として商況不穩の兆を呈し、突然として大恐慌を起すか如きことなく、其狀恰も低氣壓の襲來の如く時に緩急の別ありと雖も兆候漸次に顯はれ來つて商界の地平線上に一點の黒雲を顯出し其進行の方向と擴張の速度とは之を測定するに難からず、之に備ふるの術亦講し難きに非ざるなり、然りと雖も平日に於て資金放下の方法其宜きを得ざれば有事の日に際會し短時間間に資本を回收すること能はず恐慌襲來の方向と其

預金取扱に就き其箇々に對して注意を要するは前陳の如しと雖も亦一般に就て注意を要す、即ち商況平穩にして諸事圓滿に運行するときは出入其順を得従て入れは従て出て出入粗々相補ふて入の方少しく多く預金漸次に増加すと雖も、一朝商況不穩の狀を呈するに至りては事情全く之に反し入金減少し引出漸やく多く困難漸やく加はる然れども方今商業機關の繁密なる忽然として商況不穩の兆を呈し、突然として大恐慌を起すか如きことなく、其狀恰も低氣壓の襲來の如く時に緩急の別ありと雖も兆候漸次に顯はれ來つて商界の地平線上に一點の黒雲を顯出し其進行の方向と擴張の速度とは之を測定するに難からず、之に備ふるの術亦講し難きに非ざるなり、然りと雖も平日に於て資金放下の方法其宜きを得ざれば有事の日に際會し短時間間に資本を回收すること能はず恐慌襲來の方向と其

速度とは之を觀測することを得るも終に之を如何ともする能はざるに至るべし。要するに預金取扱の秘訣は、銀行の資金は出來得べき迅速かに之を現金に代へ得へき様に放下し置くべしと云ふにあり、服膺せすんばある可らず。

### 第三目 幾何級數率法則の貯金利子歩合と引出との關係

預金の取扱に就て注意すべきは大要前目に於て述べたるが如く、臨機應變固より一定不動の主義要綱を以て之を律すべきに非すと雖も、大勢の歸する所特別の原因ありて之を支障するに非ずんば軌道の以て依るべきものなしとせず、最近英國にギブソン及ウィリスと稱する二紳士ありて多年の經驗上預金引出に關し一法則を發見し號けて幾何級數率法則とす、其要領は初年の預金は其年に約其半額を引出し、第二年に其四分の一、第三年に其八分の一、第四年に其十六分の一、第五年に其三十二分の一を引出し、斯の如くして第五年目に至りては初年の預金高に對する引出高の合計三十二分の三十一となり、餘す所は三十二分の一となり、第二年以下の引出總額は當該年の預金の半額と各前年の遞減率に依る數に加へ進行す、請ふ左に其様式を掲出せん。



第十表の一

年次	第一年預金に對する引出高	第二年預金に對する全上	第三年預金に對する全上	第四年預金に對する全上	第五年預金に對する全上
第一年	二分の一				
第二年	四分の一	二分の一			
第三年	八分の一	四分の一	四分の一		
第四年	十六分の一	八分の一	四分の一	二分の一	
第五年	卅二分の一	十六分の一	八分の一	四分の一	二分の一
合計	卅三分の卅一	十六分の五	八分の七	四分の三	二分の一

斯の如く預金一年中の引出高は當該年預金の半額と前年又は前數年の預金に對する二分の一の公比を以て進行する所の幾何級數高との和より成立すとの法則は我國に於ては未だ十分なる經驗を経ずと雖も貯金預に於ては凡そ五分の三の率を以て進行す英國に於ては二分の一の率能く事實に符合す次に掲載するものは英國に於て西曆千八百九十年に開店したる某行の支店にて起りたる事實なり

第十表の二

西曆年次	預金引出	幾何級數率法則に依る引出の概算
一九〇〇	二六、〇〇〇	一一、〇〇〇
一九〇一	四〇、〇〇〇	二五、五〇〇 (二〇、〇〇〇)+(六、五〇〇)
一九〇二	七三、〇〇〇	四九、五〇〇 (三六、五〇〇)+(一〇、〇〇〇)+(三、二五〇)
一九〇三	六九、〇〇〇	六〇、〇〇〇 (三四、五〇〇)+(一八、二五〇)+(五、〇〇〇)+(二、六二五)
合計	二〇八、〇〇〇	一四七、〇〇〇

右の外ヨロクシヤヤベニ銀行に於ける創立以來の實際の總引出高は一億五百四十萬磅にして幾何級數率法則に依る者は一億六百八十萬磅なりとす兩者の差違實に一分五厘に止まる而して同行一昨年卅六年の拂出高は八百九十八萬一千磅法則に依るの高は八百九十八萬五千磅にして其間僅かに四千磅の差違を見るに止まる又リポト貯蓄銀行一昨年の拂出高は四萬八千五百磅法則に依るの高は四萬八千八百磅にして差違僅かに三百磅なりとす又之を英國郵便貯金に適用するに西曆千九百三年に於ける貯金總高は一億四千六百萬磅にして實際の引出高



は四千二百七十八萬磅、法則に依るの高は四千二百七十萬磅にして是れ亦僅々八萬磅の差違なりとす、然れども茲に注意すべきは前記諸例は皆實際の支拂高法則の概算に及ばざるに獨り郵便貯金に限り實際の高却て法則の實に超過し同年に於ては約二百萬磅の引出越を見たること是なり、是れ輒近郵便貯金部に於ける公債の購入漸やく増加せしに由るものにして純乎たる引出越しと云ふを得ず、固より經濟界の否況を示すものに非ざるなり

新法則の實地と符合すること斯の如く殆ど奇と云つべし、然れども預金の安寧を保つは之を恒久の原因に鑑みると同時に一時應急の變化を察せざる可らず、前目所論の事項素より須臾も忽にするを得ず、而して法則の行動を妨ぐるの原因少からずと雖も左記數項は其主要なるものとす

- 一 支店より又は支店への移替
  - 二 預金を以て公債證券等の有價證券を購入すること
  - 三 株券債券等に應募の爲め異常の引出あること
- 等なり、慎まざるばある可らず

又英國に於ける貯藏銀行利子歩合の變更と預金引出との關係を見るに左の如し

第十一表

名 稱	西曆年次利子歩合	貯金在高の平均	社會及「ペニ」銀行を除くの勘定			
			預金年額	拂戻年額	預金超過額	預金不足額
グラスゴウ貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	四、六九九、〇〇〇	一、一三八、〇〇〇 一、一三六、〇〇〇 一、二六〇、〇〇〇	一、〇九五、〇〇〇 一、一三三、〇〇〇 一、一六六、〇〇〇	五三、〇〇〇 六四、〇〇〇 一九四、〇〇〇	六、〇〇〇 三、〇〇〇 六、〇〇〇
マンチエスタ貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二、三八三、〇〇〇	五、九〇〇、〇〇〇 六、〇七〇、〇〇〇 六、〇一七、〇〇〇	五、五九〇、〇〇〇 五、八七〇、〇〇〇 六、二〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇
リバプール貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二、二二六、〇〇〇	六、三三九、〇〇〇 六、三三九、〇〇〇 六、三三九、〇〇〇	六、三三九、〇〇〇 六、三三九、〇〇〇 六、三三九、〇〇〇	三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇
ドンデール貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	六、九二〇、〇〇〇	一、五七五、〇〇〇 一、五九〇、〇〇〇 一、六〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇 一、三六〇、〇〇〇 一、三六〇、〇〇〇	二、二七五、〇〇〇 二、二三〇、〇〇〇 二、二四〇、〇〇〇	三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇
ベルファスト貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二、八一〇、〇〇〇	六、六〇〇、〇〇〇 七、一〇〇、〇〇〇 七、三〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇 六、〇〇〇、〇〇〇 六、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇 一、一〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇



貸金利率  
歩合と引  
出との關  
係

銀行名	貸金利率	歩合と引出との關係	預金	貸金	貸付	貸出	貸入	貸出	貸入
アジソン貯蔵銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	二五〇,〇〇〇	四二〇,〇〇〇	四六〇,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	四三〇,〇〇〇
ニューキヤッスル貯蔵銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	八四〇,〇〇〇	九七〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇
ノッチンガム貯蔵銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	六〇九,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	九三〇,〇〇〇	九六〇,〇〇〇	九六〇,〇〇〇	九六〇,〇〇〇	九六〇,〇〇〇
アラバキホルン貯蔵銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	五五〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇
ホル貯蔵銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	八〇七,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇
シュツフヒールド貯蔵銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	一,一四五,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ウキゲン貯蔵銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	三三〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇

第四目 有價證券當座預

最近金銭の外有價證券の取引及金融を便にせんが爲め有價證券當座預なる方法を按出し伯林銀行の如きは率先之を施行す其方法は預入有價證券に對し小切手を振出し引出振替貸借等を爲すものとす小切手に白赤緑の三種あり白符は引出又は振替に用ひられ無記名とす赤符は指圖式に用ひられ又集合の切手として多數の受取人の爲にも振出すことを得るものとす綠符は一ヶ年を超越せざる期間の借入に對し預入有價證券を其儘質物にする場合に於て債權者の爲に振出すものにして綠符中に記名せられたる債權者が此切手を受るか又は其切手が預り銀行へ交付せらるゝときは切手中に記載せられたる有價證券に對する質權は完全に成立するものとす是れ亦一箇の便法にして一考の價値なしとせず我興業銀行の如きは夙に其利便を察し大に研究を積み天下に率先し其業を開設す世運の進歩と共に發達伸張する期して待つべき耳其規程は同行の承諾を得て之を附録に掲載せり附録甲第三號參觀)

第五目 預金保險

第六章 預金及小切手 第一節 預金 第四目 有價證券當座預 第五目 預金保險



製造業者  
相互保險  
の  
實例

一 預金保險の必要及其類例

預金の銀行に於けるは猶ほ魚の水に於けるが如く水なくんば魚生ぜず魚生ぜずんば水其効用の半を失ふ、銀行は専心其預金の安全を圖らざるを得ざるや論を俟たず顧客の爲め自衛の爲め注意すべきは既論の如しと雖も、尙ほ之を以て其手段方法を盡したりと云ふを得ず、是に於てや近時北米合衆國に於ては永く該國に行はれ大功を奏しつゝある製造業者相互保險の方法に倣ひ同盟預金保證組合なる者を組織するの必要を説く者起り大に公衆の傾聽する所と爲るに至れり。元來合衆國の製造業者相互保險は著名なる者にして既に多年の經歷を有し組合中には嚴重なる規約ありて職工の衛生保護工場の防火其他の取締は既に遺憾なきの點に達し規約に背く者は直ちに除名して其掛金は組合に沒收する等種々の制裁あり、而して新に加入を望む者は規約通の設備を爲したる上に非ざれば之を許さず又組合は嚴重の検査方法を設けて組合中の工場を巡檢し苟も缺點あれば秋毫も假借することなし、故に工場の災火は甚だ少く輒近に至りては掛金の入割乃至九割は年々組合に残る實況なり、掛金の拂込は概ね初年にありて年末には少々の金

額を組合豫算積立の爲に控除し餘は出金者へ割戻する例あり、又火災保險會社等に再保險即ち危險分擔の規約あり亦以て則るべきの方法とす

二 組織方法

今銀行が右の方法に倣ひ組合銀行より代表者を出し、其中より組合長を選び必要の規約を設け検査役を選びて各組合銀行が規約に従ひ居るや否やを監視し其事業經營の實況を嚴重に監督し側ら營業に關し交誼的の注意を與へ、而して銀行自己の不始末に原因するに非ずして周圍の情況より已むを得ず預金の取付に逢ふ者あるときは組合に於て出來得る丈の方法を講じ組合銀行一統よりも分に應じ爲し得る丈の援助を與ふることとせば大に銀行の信用を増加し預金増加の原因となるや疑を容れざるなり

然るに或確實なる大銀行は我々の銀行は大丈夫なり、假令泰山崩るべく海鬪へるべくも何ぞ其餘弊を蒙らん同盟の如きは我に於て無用の長物のみ、我不關焉、我不關焉と云ふが如き狹隘なる吾利主義を採る者なきを保せずと雖も、一銀行の倒産は多少銀行界全體の信用を動すは勢の免れざる所にして確實なる大銀行と雖

大銀行の  
加入の  
誤入の  
誤入の  
誤入の



も決して之が爲に得る所なし、只或は一時銀行界の紛糾に由り小銀行の預金大銀行に移ることなきに非ずと雖も紛擾漸く廣大にして預金拂戻の差支ゆるに至れば即ち預金の問題を抹消す、又預金の移轉が永久のものなれば或は可なりと雖も紛擾の爲め一時に起りたるものとせば、事平らぐの日に於ては直ちに拂戻され大銀行の爲め決して便利なりと云ふを得ず、而して小銀行の顧客は紛擾前其地位住所金高習慣等の關係よりして之と取引するを便利とし、紛擾中一時の危険を避るが爲め其勘定を所謂大銀行に移すものとせば、事平らぐの後ち之が拂戻を爲すは蓋し其常情たり。所謂大銀行たる者何んぞ其れ移轉を喜ぶを得ん、市況不穩なるに際し一銀行の倒産するあれば混雜を進めて恐慌に至らしめ、恐慌を進めて大困難に至らしむるの媒介となるなきを保せず、故に當初の混雜を避け得る手段あれば極力之を試みざるを得ず、勿論世俗に所謂客にも棒にも掛らぬ者は固より空に登るを得ずと雖も混雜の際には確實なる銀行と雖も蜚語流言の爲に誤まられ一時火急の取付に遭遇し困難を極め、甚しきに至りては兩三日中に巨額の回金あるべきにも拘らず、一時の請求に應ずる能はずして門戸を鎖すの不幸を見るは、史乘其例

に乏しからず、事茲に及んでは層一層の混雜を加へ影を追て實を忘るゝの状態に陥り、一犬虚に吠て萬犬實を傳へ、恐慌を惹起し市場を紊亂し銀行を倒し商賈を斃し當に施すべきの術を施すに先ち既に慘憺の情況を呈するなきを保せず

三 効 用

然るに相互保險法を設け平日嚴重なる検査を爲し、嚴師父の壓力と慈母の愛、兄弟の情誼とを併行し監督を爲すと同時に營業上の注意を加へ、又預金者には其取引銀行は組合に加盟して預金の全額は確實なる保證を有することを知らしめば、容易に蜚語流言の爲に迷はされず、從て恐慌的取付を避くる上に大効力ある哉疑を容れず、假令恐慌の起るあるも亦、大に其勢力を殺ぐことを得べし、銀行の混雜に際しては支店の預金を引出して之を本店に移したるの例なきに非ず、斯の如きは畢竟公衆の金融機關に對するの觀念幼稚なるの致す所にして、一笑談に附し去るべきに似たりと雖も、蜚語流言の爲に誤まられ、所謂恐慌に襲はるゝは世上時に或は免れ能はざるの勢なり、鑑みずんばある可らず

又此組合に入りたる銀行は自然世の信用を得之に加入することを得ざるもの

相互補助  
の爲め基  
礎を固ふ



は信用を失ひ其方法に依り銀行の自然淘汰を行ふを得べし。官府表面の検査は固より相當の効力ありて時に偉功を奏するなしとせずと雖も之を仲間中の相互検査に比して自から其効力に差違ありて頗る其趣味を異にす。兩者相待つて終局の効力を増加するを得は、實に邦家の慶事なり。然れども組合の検査役は大に其人を得ざるを得ず。米國の製造業者は之を得て既に大功を奏す。其間多少の難易あるべしと雖も、元來銀行事業は智力と徳義とを要す何ぞ適當の人材なきを憂へんや。抑々此事たる米國に於ても未だ此實施を見ずと雖も然れども我國今日の事局に適當なる蓋し之に通ぐるものなし。正に天下に率先して之を實行し大に銀行界の面目を改め商界一般の大難を救ふ亦可ならずや。古來我國は出藍の例に乏しからず之を佛敎に見、之を儒敎に見る而して今又之を近世の技術界に見んとす。金融の術に於て亦何ぞ人後に立つを要せんや。

四 米國に於ける最近の發達

近時米國に於て本論の實行を必要とする者日に其勢力を加へ紐育、ファイデリティ、アンド、キャジュアリティ會社、ナショナルシユアリティ會社、ボルテモールの

米國、ポンディング會社等首として銀行の爲め若くは預金者の爲め預金保證證券を發行し自己の過失に出でざる已を得ざる支拂停止の場合には代償の勞を採らんとするの企圖あり、其保證を強制的にすべきや否やに就ては尙ほ多少の論ありと雖も斯の如き豫防行爲は固より便宜の選擇に任ずべきものにして強制すべきものに非ざるなり。然れども一たび保證を受くれば公衆の信用を増し安心の度を増加すべきに依り自然に預金も増加し保證法一たび實施せらるゝときは實際は皆之を得んことを欲し強制執行と同一の結果を生ずべし。而して今一步を進め保證者に被保證の帳簿、營業振等の検査を爲すことを得るの權利を附せば効用更に多かるべし。

相互主義若くは保證的第三者の行爲に依る所の預金保險は其方法宜きを得るに於ては多大の便益を生ずべきも若し國若くは地方團體の資力に依り保證を行ふ時は徒らに依頼心を惹起し甚さに至りては奸邪の黨之を弄び良民を欺くの具と爲すの患あり。米國に於ては紐育州は西曆千八百二十九年、ウエルモント州は同千八百三十一年、ミシガン州は同千八百三十六年に之を試み各々失敗に終れり。然る



に近く西暦千九百七年に於て當年の恐慌に怖れオクラホマ州立法院は前記の經歷に顧みず常識の指定に反し同年十二月十七日州費を以て預金を保證するの法律を議定し超へて西暦千九百八年二月十四日より之を實施せり。今該法内容の概要を述べんに

- 一 洲法に依り洲中に設立せられたる銀行及信託會社は前年の平均一日の預金高の百分の一を保證基金に拂込むを要すと命し合法に擔保せられたる合衆國國庫金預及州金は之を除くと規定す
- 二 爾後は毎年平均一日の預金高を報告し前年の平均に超過したる金高の百分の一を拂込むを要す
- 三 原因の如何を問はず基金引出され預金總高の百分の一以下に減するときは州政府は特別税を賦課して之を補填すべきものとす
- 四 新に設立する銀行及信託會社は創立の際其資本銀額の百分の三を其金へ拂込むべきものとす
- 五 基金は斯の如くして構成し銀行破綻の場合に於て預金者拂戻の請求を爲すときは直ちに拂戻を爲さるものとし州政府は債權者第一の順位に居るものとす

是に於て利に走るの徒は先を争ふて銀行を設立し預金を吸集し以て容易に富と致さんとする念慮を生し西暦千九百八年一月より九月に至るまで既に四十七個の州立銀行を創設し(在來の銀行が資本を減じ新法に依り資本を減じ組織の變更を爲したる者は別なりし)内五行を除き資本僅に一萬弗に過ぎず諸君の預金は州金庫之を保證すと云ふが如き文言を小切手の上に掲載し巧言を以て新法の利益を鼓吹し其預金に五分六分乃至八分の高利を付し(州政府は短期三分長期四分の制限を付しと雖も斯の如きは例に依り効なし)盛んに吸集策を施し偶々人あり其無謀と資本の少さを詰れば彼等は平然として之に答へ「資本の多少は予輩の意とする所に非ず何となれば缺損は州政府之を保證すればなり」と今其甚しき者を舉ればラールストンは五百七十八人フュアファツキスは四百七十人を有する小町にして相離るゝこと八哩に過ぎず法律前既に各々二個の國立銀行(資本各二萬五千弗)を有せしに法後各々新たに一個資本各一萬弗の州立銀行を設立し尙ほ各々



一個を設立せんと欲し互に劇烈なる競争を試みつゝあり西曆千九百九年一月、更に甚しきはハローは僅かに百五十人を有し爾後數年間は人口増加の望みなき一寒村にして法前既に一を有せしに法後更に一行を増し兩行の預金僅かに一萬五千弗に止まり是等の類例枚舉に遑あらず又は前科者及破産者等の銀行を設立するの例に乏しからず即ち公金私用の爲め辨濟を命せられ之れを履行するを得ずして換劑を受け僅々數月前に満期となり出獄したる者にして銀行を設立し尙ほ相當の預金を得、又或者は二ヶ年以前キャンサスに於て倒産し後ち間もなくフクラホマに來り妻女の名義を以て或事業を企圖し再び破産し其岳父を以て十萬弗の第一優先債權者と爲し他の債權者に對しては一仙の拂戻をも爲さざりしに彼れ二萬五千弗を以て國立銀行を設立し尋て西曆千九百八年七月一日州立銀行を設立し九月十三日には預金十一萬三百八十一弗七十五仙に達せり後ち又一行を設立し既に三行を有し更に十二行を設立するを揚言し意氣豪然たり其他、ビヤ、ホール、主人の銀行者と成る等奇觀數ふに遑あらず是に於て州政府に於ても漸やく結果を憂へ過般一小町にして既に二行を有する者より更に一行を設立する

請願を提出せしに對し州政府は發起人等は銀行事務に經驗なく且つ設立の要なしとし之に認可狀を與ふるとを拒みしに發起人等は直ちに裁判所に訴へ其結果州政府は無經驗を理由とし不認可するを權能なしと爲し其認可を強制し州政府の數訴に對し法律の改廢あるに非ざれば終に救濟の道なく世人頗る其結果を憂とし再び昔日の野猫銀行の狂態を演するなき乎を慮れ頗る世の注意を惹くに至れり

## 第二節 小切手

### 第一目 透字小切手

預金に就て注意すべき事項は既に之を論ぜり故に今其取扱に缺く可らずして一般金融に重大なる關係を有する小切手に就て論究する所あらんとす元來小切手は金融上の利器にして其効用の大なると共に亦濫用の害なしとせず其第一は過振にして其他改描挿字紛失盜難等注意を要すべき事項少しとせず過振を防ぐは英語にて、ホルフレ、リテット、チエツキ即ち透字式小切手を用ゆるを好しとす蓋し透字式とは第六號雛形の如く、小切手面に記入し得べき最大金額例へば千圓、百



圓十圓若くは五圓に限り其金高を小切手中に透字を以て打抜き振出人をして透字金額以上の高を小切手に記入すること得ざらしむるものとす故に此種の小切手を以て引出越を爲すは不可能の事に屬し預金は幾分か常に銀行に残留す而して其の残高は他日決算して之に對し更に相當の透字小切手帳を附與するを得べし例へば月俸百圓の役人が其俸給を銀行に預け銀行は其人の望に應じて十圓の透字小切手を十枚又は五圓の者を二十枚とするか或は五圓十圓を適宜に取交ぜ之を預金者に附與するか其選擇は之を相互の便宜若くは預け人の隨意に任するものとす然るときは預金者は臨時に其需用に應じ十圓小切手なれば十圓まで五圓小切手なれば五圓までの金高を記入し預金を引出して其用を辨ずるを得べくして決して不便を感ずることなく而かも過振に就ての注意を爲すを要せず而して銀行は引出越に逢ふの患なく支拂の爲め帳簿と引合するの手續を免かれ幾分か營業費を減じ利益を増加するを得べし抑々此方式は家事に關する費用支拂の場合の如きに最も適當す銀行が其使用を顧客に紹介して擴張に努むる所あらんことを冀望す而して目下の一問題たる租税の小切手納入の爲め成るべく此種の

小切手を用ゆることとせば保證小切手と効用を同ふし更に確實なるべくして此者の使用を誘導するの一助となり彼是れ便利なるべし其雛形左の如し

形 雛 號 六 第

脚符	當座小切手	第 號	渡 先	割 印	第 號
		<b>一金拾圓也</b>	某 殿		
		一金九圓五十錢也			
		名指又は此切手持參人へ御渡可被成候也			
明治 年 月 日	何 銀行		何 某 殿		
御 中					



第二目 改描及其他の變造

透字式の便利なる前陳の如しと雖も此式は商人の不規則なる大金の引出には適當せず此場合には普通の小切手を使出せざるを得ず、依て改描、挿字又は前後へ數字を附加するの弊なきを得ず、其他墨抜きをなして數字を書き改むることなしとせず、故に是等に對して十分の豫防をなさざるを得ざるなり。先づ改描の事より之を説かん、日本にては一の字を十、十の字を千、二の字を三、三の字を五に改描することは甚だ容易なるを以て、金錢勘定に於ては一、二、三、十は古來之を壹、貳、參、拾に作るを通例とす、西洋數字は一を七、七を九、三を八、六六八、七を九に改描するは困難の事に非ず、故に改描に就ては、蟹文字國に於ては我國よりも一層深き注意を要す。是に於てか小切手用紙に一種の藥味を塗抹し普通の「インキ」即ち墨汁を以て改描することを得ざらしめんとせしことあり、然れども改描を企圖する者の如きは既に普通一般の正直者に非ずして、所謂狎那の小人市井の老獺たるを以て直ちに其用紙に附着し得べき墨汁を造るべきを以て此方法は効用甚だ薄し、又正當に小切手を使用する者は常に特種の墨汁を貯へ置くの必要を生じ時としては其缺乏の

小切手の  
改描及數  
字挿入の  
防禦

爲め甚しき不便を感ずることなしとせず、故に方今其使用甚だ稀れなり、又數字と數字との間に間隙あるときは直ちに其所に數字を挿入するを以て間隙なき様注意せざるを得ず、而して墨抜きは近時甚だ巧妙となりしを以て墨汁及紙質に就て注意を要す、又我國に於ては昔より數字の頭に「金」といふ字を書き後尾に「也」と云ふ字を書き前後を押へ數字の添附を防ぐの慣行あり、然れども西洋にては冒頭若くは後尾に磅、弗法等の略字を置くと雖も必ず是等を以て前後を押へることなく時としては前若くは後に數字を加ふることなきを保せず、此弊を防ぐ爲に第七號雛形の如く英人サイモン氏一の新式を按出し一二三四五六七八九の文字を圓形に小切手面の便宜なる場所に駢へ、夫より横に例へば萬位、千位、百位、十位、一位、其下に志の十位、一位、片の十位、一位の欄を置き、冒頭には磅の略字(我國なれば縦に「金」の字)を置き例へば三五二五圓五〇錢の記入を要するとせば其數字の位に應じて各々其當然の欄内に之を記入し其頭字に恰當する前記の圓形中にある三の字を横線又は縦線を以て抹消す、斯の如くするときは記載の金額の三の字を如何に改描するも圓形中に抹消しある文字と符合せず改描の事實忽ち露顯し頗る巧妙なる

サイモン  
式小切手



豫防方法なりとす是れ畢竟必要上より生じたる發明にて實に有益なるものなり我國に於ては外國に於けるが如く改描豫防の必要を感ぜずと雖も多少折衷して此方法を使用せば又以て効用なきに非ざるべし今試に其雜形を示せば左の如し

形 雜 號 七 第

脚 符	第 號	割 印						
當 座 小 切 手	渡 先	某 殿						
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">一 九 八 七 六</td> <td style="text-align: center;">二 千 四 百 五 十</td> <td style="text-align: center;">千 百 拾 万 千 百 拾 円 拾 五</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">金 參 五 貳 五 。</td> </tr> </table>			一 九 八 七 六	二 千 四 百 五 十	千 百 拾 万 千 百 拾 円 拾 五	金 參 五 貳 五 。		
一 九 八 七 六	二 千 四 百 五 十	千 百 拾 万 千 百 拾 円 拾 五						
金 參 五 貳 五 。								
右金額名指人又は此切手持參人へ御渡可被成候也 明治 年 月 日 何 銀行 御 中 某 殿								

記 金高の朱

記 鑑合文字  
の使用

記 自署の必  
要

右の外署名を横切り(直角にても斜めにても便宜に依りて可なり)朱にて金額を記入し其上下に數字を挟みて平行に實線を引くべしとの説あり是れ上部の金高と鑑合するの便あると朱と墨とを同時に同紙質の上にて改描手入するは頗る困難なるを以て惡戯を防ぐの効用あり又番號の最後の二字を四にて除し其殘數に依り又は殘數を存せず割り切れる場合に依り「イ」「ロ」「ハ」の鑑合文字を小切手の便宜の場所に記入し以て用紙の盗用を防ぐの便に備ふることあり例へば番號か「一三一五」なれば「一五」を四にて除すれば「三」殘る然るときは「ハ」の字を鑑合文字とす「一三一三」なれば「イ」の字「三一六」なれば「ロ」の字の如し是れ合衆國の政府發行紙幣には久く用ひらるゝ所なり尤も法には四を用ゆるも三を用ゆるも便宜に依り可なるへし只大體秘密に附するを要するも「コ」「ル」「レ」「ス」先は勿論同業者中には内密の通知あるを要す我國には鑑合文字は殊更に西洋「イ」「ロ」「ハ」即ち「アルファベット」を用ゆる方防賈の便あり何となれば贋造者は概して西洋文字は下手なればなり本目を終るに臨み茲に一言すべきは本邦の記名捺印の習慣なり本邦銀行及商人中には頭取支配人(又は商人)の姓名を版となし之を以て署名即ち自筆に代ゆる



ものあるも版木は署名に比して偽造し易きが故に獨り手形小切手のみならず重要なる文書には責任者自ら署名するを可とす

第三目 線引小切手

小切手の盜難紛失に就ては豫め注意を要す。小切手の振出には常に指圖式を用ひ受取人及能ふべくんば其他の關係人の印鑑又は署名鑑を支拂銀行に送り對照鑑合の便に供すれば敢て差支なきが如しと雖も既に捺印又は署名して銀行へ送付する途中に於て盜難紛失に係り未だ之を覺知せず銀行へ其旨を通知せざる以前に於て取付けらるゝときは或は間違なしと云ふを得ず故に信用狀の場合に行はるゝが如く受取人と銀行との間に豫て合言葉を定め置き印鑑署名鑑と引合の上尙は合言葉を以て問答を試み其當否を確むるも好箇の一方法なり是れ我國に於て未だ其例を見ずと雖も亦一考の値なしとせず勿論其合言葉は時々變更を要すべし蓋し小切手の盜難紛失は實地之なきに非ずして無記名式一覽拂の場合に於て最も其虞あり其豫防には線引小切手を使用するを好しとす。線引小切手は最も英國に行はれ歐洲大陸之に倣ひ我國亦商法第五百三十五條を以て之を認む其

一般線引  
及特別線引

手續は第八號又は第九號雛形の如く小切手面の便宜の場所に平行線を引き其中に某銀行御中又は單に銀行御中と記入す斯の如くするときは其小切手を宛られたる銀行は名指されたる某銀行(特別線引の場合)か又は他の銀行(一般線引の場合)かに對して其支拂を爲すを得べきも銀行外の素人には之を支拂ふことを得ざるの効力を生ず故に惡漢ありて其小切手を竊取し又は拾ひ取りて宛られたる銀行に向て其支拂を請求するも其銀行は之を支拂はず小切手を竊取するも其効なきを以て罪惡其跡を收むるは蓋し當然の結果とす又銀行と取引を有する者は相當の資産ある者なるを以て後難忽ち來る所の手形犯を敢てするが如き愚をなさざるべし故に線引小切手は甚だ安全にして最も送金の場合に適當す我國の人士亦其使用を認むる者漸次多きを加ふるが如し

元來線引小切手に二種あり一を特別線引と云ひ一を一般線引と云ふ即ち前者は支拂を受くべき指名銀行ありて其銀行に限り支拂を受くるを得べきものにして其式第八號雛形の如し後者は第九號雛形の如く單に銀行御中と記入し支拂を受くべき銀行を指定せず何れの銀行にても小切手を宛られたる銀行より支拂を



線引小切手は普通  
小切手と便利  
手切手と  
其の利  
を同し  
し其  
危険  
なし

受けることを得べきものとす、兩者中後者最も世に行はる。斯の如く線引小切手は素人が直接に支拂を受けることを得ざるを以て一見不便なるが如しと雖も、實際に於ては決して然らず例へば甲が乙より線引小切手を受取り其金額の現金を必要とする場合に於ては、甲は其金高丈の小切手を自己の取引銀行に宛て、線引小切手と共に通帳を付して之を銀行に送付せば銀行は右から左りへ線引小切手の金額を預金とし宛られたる普通の小切手を支拂ひ甲は毫も不便を感ずることなし、甲は假令取扱ひ最も便利なりと稱せらるゝ無記名式持参人拂の普通小切手を受取るも其支拂を受け若くは之を預金とせんとせば之を銀行へ送付せざるを得ず、一片の小切手振出は只に翻手の勞のみ假令小切手にして有税なるも税金高は實に輕微なるものなり、况んや我本體に於けるが如く無税なるに於てをや、小切手振出の勞と盜難紛失の憂とは固より同日の論に非ざるなり而して銀行に於ては一般線引なれば直ちに宛られし銀行との交換にて決算を了し特別線引なれば之を指名銀行へ送り支拂を受け、又は指名銀行と宛名銀行との間は交換所に於て之を決算す、其便普通小切手と選ぶ所なし而して其安全の點に於ては同年の論に非ず、其

使用の増加を見る固より偶然に非ざるなり、今其雛形を示せば左の如し

第八號雛形(特別線引)

第 明治 年 月 日	何 金 何 千 何 百 圓 也	號 高 金	先 渡	第 當 座 號 小 切 手 某 殿	何 銀 行 御 中	一金何千何百圓也	右何千何百圓也名指人又は此切手持 参人へ御拂渡可被成候也	明治 年 月 日	何 銀 行 御 中
		某 殿							

第九號雛形(一般線引)

第 明治 年 月 日	何 金 何 千 何 百 圓 也	號 高 金	先 渡	第 當 座 號 小 切 手 某 殿	銀 行 御 中	一金何千何百圓也	右金何千何百圓也名指人又は此切手持 持参人へ御拂渡可被成候也	明治 年 月 日	何 銀 行 御 中
		某 殿							



又現金の支拂を目的とせず唯金額の移替の爲に發行する所の所謂計算小切手には前記線引の例に倣ひ小切手表面に二條の平行線を引き其線内に計算の二字を記入するは紛失等の場合に於て現金を引出さるの憂なく頗る便利なるべし是れ埃國貯蓄銀行の慣習にして頗る便利なり

第四目 保證小切手

小切手の使用は實に廣大なるものにして驚くべき度に達す然るに其所持人は振出人が之に應ずる所の資金を銀行に有するや否やは之を知らず又知るに由しなきこと多し故に保證小切手なるもの起りて小切手を宛てられたる銀行は其振出人は確かに之に應ずる預金を其銀行に保有すると云ふことを保證す之を名づけて保證小切手と稱す斯の如く保證小切手は一見甚だ確實なるが如しと雖も銀行の取扱如何に依りては外見の如く確實なる能はず例へば甲か乙に支拂ふべき千圓の小切手を振出し銀行之を保證するも是と同時に銀行が甲と契約して其預金を千圓丈分割して特別預りとすれば其保證は實に確實なるべしと雖も銀行斯の如き取扱を爲さず而して甲は其後丙に對し例へば千圓の小切手を振出し之に

保證小切手  
に對する  
資金の  
取扱

對して保證を依頼せず銀行は前の千圓の小切手に留意せずして後の千圓の小切手を支拂ふことなきを保せず果して然らば其保證は大に依頼すべきものと云ふを得ず、最近銀行に於ても相應の注意をなし「ソスペンス、アッカオント」即ち停止勘定の如き方法を實行し大に力ひる所あるを以て多少保證の實を擧ぐるを得其使用増加するの傾向あり

第五目 集合小切手及計算用の振出

最近埃太利に於て創設したる集合小切手なる者あり是は一日同時に數口の取引を爲す者の爲に設けられたる者にして振出人は小切手面に記載の金高に内譯を添付し(小切手面に記載し又は別に明細書を添へ其趣を小切手に表示す又は餘白なければ小切手に繼足紙を貼付し之に内譯明細を附記するも便利なるべし)之を銀行に呈出するものとす、銀行之を受るときは拂渡、移替、コルレス間の受授又は爲替等にて夫々預金者の爲に決算を爲すものにして當事者に便利なるは勿論金融上にも頗る有効なり、又現金の給付又は送金を目的とせず單に轉記の爲に振出す小切手には其表面に轉記若くは移替の爲めと云ふ意味を明記し以て銀行の取







支拂ふを通則とすと雖も、茲に斯の如き場合に於て同時に、二箇以上の小切手の呈示あるときは孰れを先にすべき哉との論あり是に於ては種々の説種々の取扱ありと雖も、輒近英國等に於ては小額の小切手より支拂ふへしとの説勢力あるが如し、元來斯の如き場合に於ては多少の無理あるは已を得ず、残る所の問題は唯無理迷惑の成るべく少なからんことを力むるにある耳、前陳の如きも蓋し此意に外ならず、經驗上より生ずるの所説にして亦以て翫味すべきものなしとせず。

最終残高の引出

最終残高の引出は小切手帳に残る所の用紙第一の者に引出の金高を記入し之を小切手帳より分離せず銀行へ呈示し通帳に引出済と記入して小切手帳と共に之を銀行に返付するを便とす、然らざれば往々間違と疑を生ずる事なきを保せず。

第七目 過振の濫用及小切手の節用

小切手の使用に就き一種の濫用は一人一行の良習に依らず一人にて多數の銀行と取引する者が故意に甲銀行に宛たる過振小切手を以て乙銀行に預金を爲し甲乙間に決算を了するまでに甲に拂込をなし其間の日歩を貪らむとすることなきを保せざることは是なり、此弊習は當座勘定に利子を付せすとせば直ちに消滅すべしと雖も我國の情況未だ劇かに當座勘定を無利子と爲すを得ざるべく暫らく時機の熟するを待たざる可らず、米國の信託會社の如きは預入の日より三十日中に引出す所の預金には利子を付せざる者多く、又英國の郵便貯金には預入の次月より利子を付するものとす、又定期の場合に於ても銀行と華主との合意に依り期限内と雖も引出を許し其分に對しては利子を附せざることあり、清國錢莊に其例あり、又以て一考の値ひなしとせず、今是等の事例を斟酌して例へば當座勘定には預け入の七日目より利子を付すと云ふ如き事とせば或は可ならん前記の如き濫用は小切手不渡の因となり其通用を障害するの虞あるを以て、其發生を豫防するは極めて必要の事に屬す。

當座に日付の付るに注意

定期中の引出

又他所拂の小切手は特に注意を要す何となれば例へば大阪の甲銀行に宛たる過振小切手を以て東京の乙銀行に預け入れ乙が甲に支拂の爲に之を呈示するに先ち乙より現金を引出す如きことなきを保せざればなり、明治三十五年の秋英國ケムブリヂに於て起りし場合の如きは其實例の一なり、即ち甲某なる者同所の某銀行に到り其行華主某の友人なりしと稱し新たに其銀行と當座勘定を開かんこ

小切手は最も注意を要す



とを望み他所拂の小切手を示し之を以て勘定の基礎とせんとの申込を爲し其小切手の取立を請求し回金の時日を問ひ其期日までは乙某に右の銀行の小切手と與へ現金を引出し右の期日前に踪跡を暗ませり斯くの如き詐僞手段に罹るは銀行の不注意なるべしと雖も新設の銀行若くは新たに他所に開設したる支店等にして華主を得るに汲々たるの情ある者は時に或は此等奸策の犠牲となるなきを保せず慎まざればある可らざるなり。輒近英國に於ては小切手を以て預入する者に對しては直ちに之に應ぜず其小切手が交換済になるを俟ちて始めて預入すべしとの説あり我國は一步を進め既に他銀行の小切手を以て預入の場合には交換済又は取立済の後に非ざれば入帳せざるを通例とす

小切手の効用は實に莫大なるものなり然れども手形の場合と異なることなく利器は即ち利器なりと雖も亦危険なきを得ず其危険は勉強と智力とを以て之を防がざるを得ず而して茲に注意すべきは鎧か出来れば鎧が出来り甲鐵艦が出来れば三十三センチの大砲が出来り如く凡そ天下の事は侵害力が防禦力に勝つて通例とす故に寸毫も油断するを得ず世俗に所謂油断大敵とは實に至言と言はざるを得ず

小切手預入の記入  
他所拂小切手の注意

るを得ず

第八目 小切手の節用

小切手の効用は斯の如く夫れ大なりと雖も近時は是すら其使用を減じ商賈中交互計算ある者は其貸借勘定を一週間若くは二週間に取纏め之を銀行に送り帳簿の記入替にて決算をなし益々銀行の効用を大にするの傾向あり商賈間に銀行を異にする場合にては銀行に「コルレス」の關係あれば商賈を助け決算を了することを得るは容易の業なり而して此事は取引銀行をして商賈の内幕に通曉せしめ商況を明にするの便あり近時白耳義に於ては此亦互貸借勘定を全國の郵便貯金に適用し貯金者相互の貸借を媒介し現金の出納を省略し帳簿の記入替を以て其用を辨ずるの道を開けり適用其當を得たるものと云つべし

因に云ふ我國郵便振替貯金の事はなり抑々振替勘定の金融に便なるは論を俟たず我政府が是に見る所ありて三十九年逓信省令第三號を以つて郵便振替貯金規則を發布し貯金の振替受拂を便にせしは大に吾人の意を得たるものと云ふべし

郵便振替貯金



第九目 小切手課税及爲替訴訟

手形小切手の課税其當を得ざるときは其使用及流通を障害することなしとせず、英國は一片(ペニ)貫通の特定税を以て天下に鳴る、我國は戰爭以前は手形は二錢の貫通にして小切手は無税にして其簡便なるは英を凌ぐものありしと雖も、手形小切手の如き効用の同一なるを得べき者に對して税の有無輕重あるは又以て間然する所なしとせず、然れども事是處に止まれば尙ほ恕すべきも曩に事局の爲め三十八年法律第一號を以て爲替手形に一錢を附加し約束手形に累進税を課し小切手に一錢の新税を課せしが如きは頗る退歩の状を示すものと云つべし、而して四十年に至り特に小切手を無税となし約束手形の累進率を増加し一層の不統一を生ぜり(乾第一編第二卷第一章第五目參觀)

爲替訴訟

爲替訴訟も亦出來得るだけ單純なるを要す、爲替訴訟にして煩密に失するときは手形の流通敏活を失ふの虞なしとせず、故に昔日は中裁裁判なる者ありて手形事件起れば即ち他の事件を止め、多くの事件中より手形事件を引き抜き先づ之を裁判せり所謂中裁裁判の號是より起れり、方今は民事訴訟法第四百九十六條に

我國は改  
正の餘地  
あり

訴狀には替爲訴訟として訴る旨を掲ぐることを要す

訴の許す可きものなるときは直ちに口頭辯論の期日を定む

口頭辯論の期日と訴狀送達との間には少くとも二十四時の時間普通は二十日間第百九十四條を存することを要す

との規定あり、古來今日に至るまで立法の此事に注意する見るべきなり、而して世運の進歩するに従て爲替訴訟の爲め成るべく便利を與へ以て敏速に事を判ずるの必要を増すや疑を容れざるなり

第七章 資本及營業準備

第一節 資本

第一目 資本を過大にするの不利

銀行資本の多寡に就ては種々の説あり而して世人の信ずる所往々誤謬なき能はず、請ふ一言せん、抑々銀行資本は寧ろ過少の憾あるも過多ならざるを要す、單に其營業の巧拙より之を論ずれば資本は割合に多きは拙にして其額少く事業割合



に大なるを巧とす、資本多に失するときは割賦の爲め巨額を要し、勢ひ利率を高くし、又放資の選擇に精なるを得ず、利率高からん乎事業の進歩得て望む可らず、商業隆盛ならずんば何を以てか銀行事業の發達を期するを得ん、相應の資本は固より之を備へざるを得ざるも、方今繁榮の銀行は拂込資本は之を準備及積立金とし、日常の出納は預金を以て之を經營するを通例とす、故に徒らに資本の多からんより寧ろ準備及積立金積立金は確實なる證券に放資す、多くして預金の多きを尊しとす、今西曆千九百八年九月に於ける北米合衆國の國立銀行及其他銀行の實況は左の如く(右國立左其他の銀行及信託會社共)

資本合計	八九二一、四六三、一七三
積立金	八三二、〇五八、三五三
預金	八三七、五二五、四三三
發行紙幣	八、四〇九、九一三、五、一六六
割引及貸付	六一三、七五六、五九八
	四、七五〇、六一二、七三三
	五、七九七、六一一、七四三

而して西曆千九百七八年六月に於ける英國内外諸銀行の實況は左の如し

第十二表ノ一

銀行名	登簿資本	拂込資本	積立金	預金	割引及貸付
英倫株式銀行(屬島共)	三、七六七、〇〇〇	六、三二七、〇〇〇	三、九七七、〇〇〇	七、二二二、〇〇〇	四、五八、六六一、〇〇〇
蘇格株式銀行	二、八五三、〇〇〇	九、三二一、〇〇〇	八、九二一、〇〇〇	一、〇八、七二八、〇〇〇	七、〇一九、〇〇〇
愛蘭株式銀行	二、六三九、〇〇〇	七、三〇九、〇〇〇	四、四九六、〇〇〇	五、八三六、〇〇〇	四、三六四、〇〇〇
殖民地銀行	五、五二〇、〇〇〇	三、七九四、〇〇〇	一、九三三、〇〇〇	二、五三、四五三、〇〇〇	二、五、六六九、〇〇〇
外國銀行	九、一〇七、〇〇〇	八、五二三、〇〇〇	四、三八七、〇〇〇	三、六〇、七四八、〇〇〇	四、八四〇、八四〇、〇〇〇

備考

殖民地及外國銀行は爲替事業を含む  
又英國に於ける十大銀行(中央を除く)の最近の預金及割引の關係を見るに左の如く實に鞏固動す可らざる所のものあり(七月一日の實況)

第十二表ノ二

名 稱	預 金		割 引 及 貸 付	
	西曆千九百七年	西曆千九百八年	西曆千九百七年	西曆千九百八年
パ ル ク レ イ	四、五、四、五、〇、四、四	四、八、七、九、八、四、三	二、七、〇、三、八、五、六	二、七、三、六、八、三



主府及地方	倫敦及州郡	倫敦及西南	倫敦及ウエストミンスター	倫敦市及ミッドランド	倫敦株式	倫敦及スミス合同	合計
三三、四〇六、一三五	四、五〇三、八二五	一四、二九八、六六三	一四、一六七、六六七	三三、四七九、〇八四	五〇、九五〇、八七八	一八、三三六、五四三	三九、五五七、九四八
三、四八四、八九九	四、五八四、七五五	一五、一四一、三三〇	一四、七六一、一八七	三、七二一、〇五五	五三、三二二、五三三	一七、八五〇、五〇四	三〇、六七、四九三
一九、五五八、六八六	二八、五八七、〇八〇	八、九六八、八五三	八、七八一、三八〇	一九、八九三、一八六	三、四〇四、〇三〇	一〇、七四三、八九四	一九、六九七、〇二三
一九、六四四、九二一	二八、六四〇、〇九四	九、四一九、四三六	八、五三三、四六四	一五、八一六、一一八	三、四八五、〇九五	一〇、二七五、八四七	一九、七五五、八四四

佛國も大同小異にして里昂銀行、クレヂ、リヨネ等主要なる大銀行の實況は左の如し(西曆千九百八年六月末日、單位百萬法)

第十三表

行名	資本	積立金	預金	割引	貸付
クレヂ、リヨネ	二五〇	一二五	一、八二五(公債を含む)	一、二二三	三五〇
コントワール、ナシヨナール	一五〇	二〇	三七四	六三四	四一

ソシエテ・セネラル	一五〇	三八一	一、一八四	六九九	五三四
巴里及低地國銀行	七五	六七	一九〇	七三	二〇〇

銀行の實況斯の如くなるを得ば預金利子の歩合は割賦の歩合より低きを通例とするを以て銀行は貸付割引歩合を減少し得ると同時に放資の方法を精選することを得べくして一面に於ては大に事業の發達を促し一面に於ては自家營業の基礎を固うするを得べし抑々人を以て殊更に利子歩合を低下するが如きは固より不可なりと雖も金融機關の發達其宜きを得放資の方法其則を踏へず自然に利率の低下を見るは實に國家進運の現象を顯はすものと云はざるを得ず由是觀之積立金を以て名義上の増資をなし、又は資産勘定の餘裕を以て増資を爲すが如きは自ら信用を傷け且つ好て前陳の困難に陥るものと云はざるを得ず抑々増資の必要は事業擴張し實際正當なる事業を補助する爲め資金の缺乏を感ずるに當り爲すべきの事にして積立金若しくは資産勘定の餘裕を以て株式を増加するが如きは營業資金を増加するに非ずして世に寸益なく一種の情弊にして偶々以て銀行の不利を醸すに過ぎざる耳

第七章 資本及營業準備 第一節 資本 第一目 資本を過大にするの不利

積立金又は増資を以てするは實に不可なり



特設銀行  
も資本の  
大なる  
通す  
不可  
なる

第二目 資本と債券との關係

普通商業銀行にして資本金の外巨額の預金を有する場合に於ては、前陳の如く資本は比較的小額なるも其營業の擴張に差支なしと雖も、勸業銀行及農工銀行の如く所謂デポジットバンク即ち預金を主義とする銀行に非ざる者に於ては其事業擴張の爲め勢ひ資本を大にせざるを得ざるべしとの説あり是れ一理あるが如しと雖も亦一種の認見たるに過ぎざるなり抑々此種の銀行の爲め債券發行上の特種の便宜を與へたるは其間怎麼の趣味を含有するやは後に詳説する所あるべしと雖も其理由の一は債券の利子は株式に對する割賦の如く大なるを要せざるにあり就中農工銀行の如きは株金の募集は其營業區域内にありと雖も債券は全國より之を募集することを得況や其親分たる勸業銀行の之に應ずるの道あるに於てをや其資金を得るは債券發行の利ありて増株に利あらざる知るべき耳今之を獨逸の近況に徴するに左の如く年に消長なきを得ずと雖も、要するに創業時代には株券の募集多く擴張整理の時期には債券の募集多し是れ勢の正に然らざるを得ざる所なり

第十四表

西曆年次	社工新設會	額全上資本	債株	新全上株及債券發行高
一八九五	一二六	一五四	債株	一六一
一八九六	一五〇	二〇五	債株	二四五
一八九七	二一八	三一八	債株	四二五
一八九八	二八六	三一八	債株	五九一
一八九九	三三二	四三四	債株	一四〇
一九〇〇	二五二	三二七	債株	一四〇
一九〇一	一五三	一二二	債株	一六一
一九〇二	八三	一一四	債株	一六四

第三目 公稱資本と拂込資本との關係

株金の拂込亦注意を要す抑々銀行法に於ては四分の一輕に失するの憾あり後に説く所あるべし)の拂込を以て會社の設立を許し強て滿株となすを要せず當に之を要せざるのみならず株式には多少拂込の餘地を存し會社事業擴張の爲め急



株式には  
株主の除  
地あるを  
便とする

英國の實  
況

未拂込の  
類別

我國の立  
法例

に資金を要し若くは損失補填又は社務整理の爲め株主に現金を促すの便路を存するは債権者の爲め擔保力を著ふると同時に結局會社の守全の爲に便宜なり、今西曆千九百零六年六月末日の實況に依り之を見るに英國に於ては主要なる株主銀行の數は七十四個、殖民地及外國銀行を除くにして其公稱資本高は二億八千六百七十五萬五千磅、拂込額は七千九百六十五萬磅、未拂込額二億七千五百萬磅を存し預金は八億三千八百八十九萬磅、即ち拂込額の十倍餘に達し更に一步を進め未拂込額を隨時拂込と會社分散のときに拂込むべき者にと二分するの例少しとせず、倫敦株式銀行倫敦及地方銀行等の如き是なり、即ち前者は一株百磅にして拂込金高十五磅、隨時拂込の分を三十五磅とす、後者は一株八十磅にして甲乙丙の金額各々二十、四十磅とす、又是れ一方法と云ふべし、然るに我國の法律は寧ろ株金拂の満了を獎勵し商法第二十條には

會社の資本は株金全額拂込の後に非ざれば之が増株を爲すことを得ずと規定し、株式の増加は滿株の後に非ざれば之を許さざるものとせり、是れ時弊の矯正を目的とするに似たりと雖も一時の弊を矯むるは一時の單行法を以てする

を適當とし一般法を以て之を企圖するは失當の事に屬す、曲言以て之を論ずれば一旦滿株に至れば之を優先株若くは無記名株と爲し、然る後ち尙ほ資金を要するときは新に資本を募集し之を以て普通の株式と爲し新株式を發行せば敢て差支なきか如しと雖も、實際に於て新株の募集と舊株の拂込とは其難易孰れに有るや多辯を要せずして明かなり、今我國の實況を見るに左の如し

第十五表 明治四十一年末各種銀行の實況

行種	公稱	拂込
日本	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
正金	二四,〇〇〇,〇〇〇	二四,〇〇〇,〇〇〇
勸業	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
農工	二九,三二〇,〇〇〇	二九,〇〇四,五七五
興業	一七,五〇〇,〇〇〇	一六,二五〇,〇〇〇
臺灣	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
拓殖	五,〇〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇

第七章 資本及準備 第一節 資本 第三目 公稱資本と拂込資本との關係



普通	三五、五五四、七三〇	二九五、五四九、一七八
貯藏	七三、四五三、六〇〇	五〇、五二三、五四九

## 第二節 營業準備

### 第一目 準備の種類別

資本の銀行事業に關すること夫れ斯の如し而して營業準備の事亦大に銀行の信用に關す請ふ少しく之を述べん、抑々銀行の營業準備二種あり

- 一 集合法
- 二 分離法

是なり、集合法とは諸銀行の準備金は之を中央銀行の如き或中心に預け入るゝものにして、分離法とは各銀行が各自分離して其必要と思考する準備金を蓄ふものなり、英米は前者を採り我國は後者に依る、故に英國に於ては銀行が預金の引出に遭遇し、日々の出入に不足を生ずるときは中央銀行の預金を引出して之に應ぜざるを得ず、分離法に依れば各銀行が各々多少の準備金を有するを以て預少の引出

日英の差

法の得

の爲に直ちに中央銀行の門を敲くを要せず、二者の間互に得失あり、今單に金融上より論ずれば集合法は之を分離法に比して其効力多しと云はざるを得ず、何となれば中央銀行は各預入銀行の情況に鑑み全體に就て差支なしと想定する所の金額を貽し、餘は之を市場に運轉すべければなり、然りと雖も集合法に於ては各銀行は毫も其手元に準備金を有せざるを以て日常の出入上出者入者より多きことあれば假令僅少の高と雖も直ちに中央銀行の預金の引出を請求せざるを得ず、市場に預少の變動あれば忽ち金融の中堅たる中央銀行に影響するの弱點あり、分離法に於ては銀行が各自準備金を分有するを以て、平日に於て、少しく共通の便を缺くの觀なしとせずと雖も、異常の事起るに際しては各銀行は暫時自己庫中の準備金を以て之を支へ、中央銀行は其間に利子歩合を引上げ資金を呼び回金の方法を講じ十分の用意を整へ、靜かに先陣に聲援し、事漸やく大なるに及んで甫めて中軍の應援を繰出すの餘裕ありて陣法甚だ堅固なり、是に於てや目下英國に於ても一二先覺の士は分離法の利を説き之を以て中央銀行と他行との調和を圖るべしと論じ輿論亦漸やく之に傾くの勢あり、二者各々得失なきに非ずと雖も、前者の敏



活なるは後者の堅固なるに若かざるなり

三〇

第二目 準備金高の多寡

銀行營業準備の主義此兩者を出てず然らば次に論ずべきは準備金高の多寡是なり元來銀行は活物にして準備金の多少の如きは實際問題に屬す其金高は須く多かるべく或は少額亦可なりと云ふ如きは所謂鑄型主義に屬し實際の効用なし抑々物の準備なる者は其性質危急の場合を支へ其力に據り難局を收むるを以て其目的とす故に其問題は金高の多少に非ずして寧ろ放下せられたる資金回収の難易にあり即ち銀行は其預金に對し不慮の引出請求に遭遇したるときは成べく速かに其資金を回収し引出の需用に應ずるを得るの地位に居らざるを得ず預金の半額以上に相當する巨額の準備を常に保有するが如きは銀行として爲し能はざる所の業なり故に市場の情況如何を洞察し預金の種類を鑑別し緩急相應し集散其の宜を得一面に於ては銀行の利益を失はず一面に於ては拂戻差支なく債權者の利益を保護するに力めざる可からず徒らに準備を多くし當然得べきの利益を失ふは營業の巧妙なるものと云ふを得ず又痛く準備を減少し爲に債權者をし

て不安の念慮を生ぜしめ延て市場の信用に影響するが如き結果を生ぜしむるは固より不可なり抑々銀行準備の少きは利子歩合劇變の必要を生ず慎まざるはある可らず要は資金放下の方法を選び需用に應じ回金の自由を失はざるに注意するにあり銀行營業準備金の多寡の如きは實際問題にして之を机上に定むるを得ず只營業者の施設其宜を得用意周到なるを要す

第三目 法定準備を設定するの不可

準備金の多寡は銀行家の苦慮する所に非ずして債權者及一般公衆に不安の念を抱かしめざるを以て足り其最も注意すべきは資金放下の方法にあるは前陳の如し實に今回の紐育恐慌の如きは此事の虛ならざるを示し進て法定準備の比例を設くるが如きは有害の結果を生ずるものたるを遺憾なく實地に表示せり抑々合衆國國立銀行法に於ては準備都府に於ては預金拂戻準備として常に其金高の二割五分其他の地方銀行に於ては一割五分を保有すべきを命ず然れども一朝事あるに際しては斯の如き比例を保つ能はず恐慌の章に記載せるが如く取引所困難に陥り將に其門戸を鎖さんとするの否運に遭遇するとや準備金の引出を決行



して幾かに閉鎖の難を免れ、十二月三日には恐慌治まり市場稍やく平常に復せしと雖も紐育国立銀行準備の總高は三千六百八萬九千六百二十六弗十一月二十三日不足最高に達し其高五千四百十萬三千六百弗なりきにして總預金高の二割一分六厘二毛に當り成規の二割五分に達せずシカゴは二割四分二厘一毛にしてセントルイの如きは實に二割三厘八毛の低率を示せり元來此三ヶ市は所謂中央準備都府なるに實地の勢ひ國法を保つ能はざること斯の如し其他の準備都府に於ては事情紛糾増減度なく雜然として實に一國中に起るべき現象として之を見る能はざるものあり即ちフランクフルトの如きは一割八分五厘六毛の低率を示しギヤルウエストンの如きは三割八分二厘九毛の高率を示し著しく法定額を超過す是れ主として前者は工業市にして後者は棉花集配の中心なるを以て自ら其情況を異にせしに由るものなるべしと雖も等しく沈滞時期にしては一は法を破らざるを得ざるの否境に陥り一は綽々として法定額以上を積むの餘裕あるは一國貨幣制度の統一を缺くの致す所にあらずして何ぞや而して其他の準備都府は概ね法定以上の額を保有せり是れ一見甚だ美なるが如しと雖も焉ぞ知ん是れ恐慌前

後は五穀糶出の爲め地方に金融を要し紐育より引出したる金高にても約一億弗に達し中央市場は此一事のみにて資金の缺乏を感じ例年は十月は地方より資金中央に歸るの期なりと雖も昨年は恐慌の爲め地方銀行自ら警戒して資金を手元に蓄藏せしものにあらざるなきを得ん哉果して然らば之が爲め一層貨幣の缺乏を來し金融の逼迫を助長せしものと云はざるを得ず若し法定準備の制限なく銀行をして自由に其準備を使用し互に緩急相助け都鄙相應じ以て事に當らば假令恐慌起るも一兩日にして能く之を鎮定するを得べく機宜に適せば平定或は數時間を出でざるべし然るに事茲に出でず恐慌月餘に亘りしは貨幣及銀行制度の不備なるに由るものと云ふを得べし若し夫れ準備なきに於ては余輩亦何をか言はん今回の米國恐慌の如きは準備なきに非ず只々國家の法度之を使用せしめざるが爲め窮局に陥りしものにして所謂實の持ち腐れなるものに外ならず惜みても尙ほ餘りあり况や各国立銀行は罪を法律に得るを恐れ汲々として集金を努め競々として失はんことを是れ怖れ市場の調和を圖るに遑なきの情あるに於てをや強制準備の害知るべき而已昔家康其臣本田佐渡守をして儉約を奉行せしめ金



銀米穀を積むこと頗る多く元和の役に到り大に之を利用し大功を奏せり噫呼古人の事を處する斯の如く夫れ精にして今人の事を爲す何ぞ其れ迂なる哉鑑みずんばある可からざるなり

### 第八章 支店組織及機關銀行併に

#### 銀行の破綻

##### 第一節 本支店の關係

###### 第一目 支店組織の發達

銀行事業の擴張は成べく支店組織を以て之を爲すを便利とす然りと雖も其尙ほ幼稚なるに方り當事者未だ學識經驗に富まざるに際して支店を擴張するとき其監督十分なるを得ず破綻之より生ずるの虞なしとせず目下文明諸國に於ては各種の事業に大に合併投合の傾向ありて銀行も漸次往時の特立組織より支店組織に移りつゝあり是れ時機の熟したるに因る銀行支店組織の最も發達したる

支店組織の發達に當りては營業者には營業者としての資格を要す

國は蘇格蘭にして英倫に於ては晩近に至るまで其發達を見ず長く特立銀行の制を採り來れり抑々一國中南北の兩部に於て斯の如き差違あるは一見甚だ奇なるが如しと雖も是れ史乘の事實と人種の差違とより來るものにして一朝一夕の事に非ざるなり然れども晩近に至り一般の風潮に伴ひ英倫に於ても銀行の合併盛に行はれ支店組織の發達非常の勢を呈す其實况左の如し

第十六表

西曆年次	合併件數	本支店數(英國全體)	西曆年次	合併件數	本支店數(英國全體)
自一八八七	一一九	五、六二七	一九〇二	一八	六、八四三
至一八九六	九	五、八一	一九〇三	八	七、〇五三
一八九七	七	六、一一九	一九〇四	四	七、二三八
一八九八	七	六、三八一	一九〇五	五	七、六四九
一八九九	七	六、五二二	一九〇六	七	七、五〇七
一九〇〇	四	六、六四五	一九〇七	六	一〇、五七五
一九〇一	六		一九〇八	五	一〇、八四二

(備考) 西曆千九百七年以來店數の劇かに増加するは殖民地及外國銀行の本



支店を含むに由る

而して西曆千九百八年に於ては本店百四十八行(日本は四十二年六月末には二百八十五行あり)にして支店、總數は一萬六百九十四個なり(外國及殖民地銀行を含む)丙千四百九十九ヶ所は毎日開店せず必要に應じ開店す、又支店百以上を有する者は二十七行にして左の七行は二百以上の支店を有す

西曆一九〇七年

- 英國の現況
- 一 ロイズ銀行支店數 五二七
  - 二 倫敦市及ミッドランド銀行 同上 四九五
  - 三 バルククレイ會社 同上 四五三
  - 四 主府及地方銀行(キャピタル及カンツリイ) 同上 四一五
  - 五 英國及府縣(ナショナル、プロヴィンシャル、バンク、ナフ、イングラント) 同上 三〇八
  - 六 倫敦及地方銀行會社 同上 二六四
  - 七 倫敦及府縣銀行 同上 二四八
- 而して預金の大きなるも亦支店の多き者にあり即ち前記の

- (一)に於ては五千六百萬磅 (三)に於ては四千六百七十七萬餘磅
- (二)に於ては五千三百二十一萬餘磅 (六)に於ては四千五百八十七萬磅(西曆千九百八年)

なりとす

然るに茲に注意すべきは銀行の支店組織を以て最も有名なる蘇格蘭に於ても當初國民其業に慣熟せず英倫より熟練者を招聘し僅かに其業を營むを得しこと是なり。元來蘇人は其性質慎重にして慮り深く、事を經驗に觀るの念に厚く、最も銀行家たるに適するの性行を有す、然るに當初に於ては尙ほ前陳の如き事實を呈はせり豈に鑑みざる可ん哉、當事者未だ十分の經驗を積まざるに中り無謀に支店を擴張するは危険の極と云はざるを得ず、我國既に經驗あり豈に道を遠きに求むるを要せんや、然れども理論上支店組織か特立法に優り實際に便なるは論を竣たず、其都鄙の間を聯絡するが如きは特立法の企て及ぶ所に非るなり、例へば鹿兒島と東京とに甲乙兩行ありて此等兩行が本支の關係を有し鹿兒島に於て例へば金利七分にして、東京に於て五分なりとせば直に東京より鹿兒島へ資金を回送し七分

蘇人の特



を以て之を運轉すべし。然れども今甲乙が獨立の銀行なるときは鹿兒島の甲銀行より東京の乙銀行に回金を請ふと雖も乙銀行は確かに五分以上を得るに非ずんば之に應ぜず。故に假令回金を得るも辛ふじて甲は之が爲に一分以上二分以下の利益を得るに止まらざるを以て、相互の間に金融の疏通本支店間の場合の如く自由ならざるべし。支店組織の便利なる固より論を俟たずと雖も、其管理の困難なるは前陳の如く、我國の國立銀行時代に於ける銀行の破綻は多く支店間より生じたるも亦偶然に非ざるなり。

抑々支店の開設は左の三件に着目するを要す。他店と競争の爲め之を設くるが如きは最も不可なり。

支店開設の要件

- 一 支店の設置が當該銀行華主の利便となるべきこと
  - 二 確然支店相應の取引あるの見込あること
  - 三 新設支店が既設支店又は他の本支店との連鎖たるを期し得べきこと
- 是れ英人リー氏が其著書なる地方銀行家と題する冊子に論ずる所にして頗る吾人の意を得たるものと云ふべし。

支店の監督

### 第二目 支店の監督

元來支店の監督を全ふせんと欲せば、之に向て嚴密なる制限的章程を與へ、例へば貸付には確實なる擔保を要し、地方屈指の資産家にあらざれば單純なる對人信用を許す可らず、割引は確かなる裏書ある手形を選択するを要す、一人に對する取引高は支店使用の資金五分の一を超過す可らず等の條項を定め、其事業を検束し、據るべきの規矩準繩を與へて以て之を支配せざるを得ず、而して社長は例へば春秋或は臨時に支店を巡視し、或は信任すべき監督者を巡廻せしめ、支店が愈々章程及訓令を遵守し其範圍に於て行動しつゝあるや否やを巡檢し、支店よりは日々詳細なる報告を徴するが如きは支店監督上最も必要の條項なり。斯くの如くして支店を支配せば本店は參謀本部の如く、支店は各部隊の如く其向ふ所の方面に依り事業の大小趣向を異にすと雖も、命令の脈絡貫通し整然として亂れず、本店は監督綱領を掌握し、支店は據るべきの標準を得其任務を盡すに難からず。

近年倫敦巴里の如き大中心に於ては數十、數百の支店を有する銀行少しとせず、獨逸國も粗ぼ同様の勢を示し、西曆千九百六年末に於ては帝國銀行は支店出張所



及代理店四百六十九を數て、佛蘭西銀行の如きは少くとも各省(七十八省あり)に一個の支店を置くの義務を有し支店百二十七ヶ所出張所五十五ヶ所代理店二百八十四ヶ所を都合四百六十六ヶ所に其手足を延西曆千九百八年々首(ばし國中殆ど勢力の及ばざる所なし、又里昂銀行は巴里に四十個里昂に五十六個其佛國中に百七十個外國に十二個アルゼリーに六個の支店を有し、ソシエター、ゼネラル(長名の者なり)は各所に支店出張所都合四百四十七個を有す亦盛んなりと云つべし然るに我國は明治三十四年には本店二千三百八十五支店千五百七十一を有し、三十八年には本店二千二百四十支店二千三百二十二となり其間少しく進歩の狀なきに非ずと雖も其支店を有する最も多きも尙ほ僅かに二十有三個に止まり未だ以て發達の見るべきものなしと云ふと雖も敢て誣言に非ざるべし、蘇格蘭は三、四十年前既に英倫等の今日の域に達し今尙ほ甚だ盛なり倫敦及紐育の如きに至つては本店は銀行の事業を營まず單に指揮監督のみをなし、恰も「ソロスト」即ち同業同盟の本部の如き狀を呈するもの少しとせず而して本店所在の市内に二三十の支店を有する場合亦少なからず支店の地位の遠近を問はず必要に應じて嚴密の監

本店の業  
務は皆に  
あり

督を行ふ今其組織の完全なる一端を擧ぐれば同一建築物の二階若くは三階に本店ありて第一階に支店あり之を支配すること猶ほ千里以外の支店の如し、西人の分を守る凡そ斯の如し、輻輳并進明蔽ふ可らざるものある素より偶然に非ざるなり

### 第三目 米國に於ける輻輳の風潮

近來米國に於ても西部諸州小數の反對あるに拘はらず支店擴張の説大に行はれ其利益を説く者は概ね之を左の六點に歸するが如し

- 第一 他の事情を同一とせば二以上の銀行の合併は一銀行よりも強力なり
- 第二 故に數銀行の合併して一行となりたる者は數銀行の各自獨立する者より厚き信用を博することを得
- 第三 支店組織は營業費を減じ銀行の爲には其利益を増加し公衆の爲には利率低減の一因となる
- 第四 支店組織は都鄙の利率を均一ならしむるの傾向を有す
- 第五 支店組織は獨立銀行の設立を許さざる地方に銀行事業を普及するの便



あり

第六 支店組織は各地資金需給の状況を詳かにするの便あり  
 是れ其要を盡すものにして吾人の心を得たるものと云ふを得べし、其他支店の擴張は營業區域を廣大ならしむるを以て興信的参照を取るの便を増す。然れども元來米國は建國の當初國民の銀行事業に精通せざるに先ち中央銀行の制を試み之と共に支店組織を構成したるを以て、世人をして支店組織と銀行事業獨占とを聯想せしむるの結果を生じ今日と雖も未だ全く其餘勢を收めず、時勢漸やく熟すと雖も所謂藥に懲りて毒を吹くの情あるを免れず、加之方今合衆國々立銀行は支店の設立を禁ぜられ州立銀行も亦其自由を得ず、紐育州法の如きは人口百萬以上を有する都府の外州立銀行に支店の設立を許さず、是れ主要なる商工中心の外之を許さずと云ふに異ならず、然るに世運の進歩は斯の如き狹擇主義を容るゝの餘地なく支店擴張説は日に勃興し紐育市三十の銀行及信託會社は既に七十七の支店を有し、法律に有効なる根底的の改正を爲すに非れば信託會社は大に其支店を擴張し將に正當銀行事業の畛域を侵さんと爲るの勢なしとせず、人爲を以て自然を

抑制するの結果凡そ斯の如し鑑みずんばある可らず、而して西曆千九百八年の實況は左の如し

- 一 國立銀行(九月二十三日) 六、八五八個
  - (イ)資本合計 九二一、四六三、一七二
  - (ロ)預金(個人) 四、五八八、一三五、一六六
  - 一 州立銀行 一一、二二〇個
  - (イ)資本合計 五〇二、五一三、三〇三
  - (ロ)預金(個人) 二、九三七、一二九、五九八
  - 一 信託會社(報告を提出する者) 八四二個
  - (イ)資本合計 二七八、四〇八、七五九
  - (ロ)預金(個人) 一、八六六、九六四、三一四
- 其他個人銀行は千七個、貯蓄銀行は千四百五十三個を數へ各々相當の勢力を有す

第四目 責任代理店